菰野町地域防災計画

―震災対策編―

〈令和６年度修正〉

菰野町防災会議

菰野町地域防災計画

－震災対策編－

〔目　次〕

第１章　総　　則

第１節　計画の方針 …… １
第２節　防災関係機関の責務と業務の大綱 …… ２
第３節　菰野町の特質と既往の地震災害 …… １０
第４節　被害想定 …… １１
第５節　今後検討すべき重要課題 …… １７

第２章　災害予防計画

第１節　防災思想、防災知識の普及計画 …… １９
第２節　防災訓練実施計画 …… ２１
第３節　自主防災組織、防災リーダーの育成強化計画 …… ２３
第４節　ボランティア活動支援計画 …… ２５
第５節　地域内資源動員計画 …… ２６
第６節　備蓄資材、機材等の点検整備計画 …… ２８
第７節　災害対策本部整備計画 …… ２９
第８節　通信施設災害予防計画 …… ３１
第９節　避難対策計画 …… ３３
第10節　要配慮者等救援計画 …… ３７
第11節　火災予防計画 …… ４０
第12節　医療、救護計画 …… ４１
第13節　危険物施設等災害予防計画 …… ４３
第14節　公共施設、ライフライン施設災害予防計画 …… ４６
第15節　建築物災害予防計画 …… ４９
第16節　地盤災害防止計画 …… ５１

第３章　災害応急対策計画

第１節　発災直後の初動対応に関する計画 …… ５３
第２節　活動体制 …… ５４
第３節　配備、動員計画 …… ５７
第４節　災害対策要員の確保 …… ６０

第５節　自衛隊派遣要請計画 ……６２
第６節　ボランティアの受入れ体制 ……６７
第７節　地震情報等の伝達活動 ……７０
第８節　被害情報収集、連絡活動 ……７１
第９節　通信運用計画 ……７６
第10節　避難対策活動 ……７８
第11節　震災時火災防ぎょ活動 ……８６
第12節　救助活動 ……８９
第13節　医療、救護活動 ……９１
第14節　交通応急対策 ……９６
第15節　緊急輸送活動 ……９８
第16節　県防災ヘリコプター活用計画 ……１０１
第17節　危険物等災害応急対策 ……１０３
第18節　公共施設、ライフライン施設応急対策 ……１０７
第19節　住民への広報活動 ……１０９
第20節　給水活動 ……１１５
第21節　食料供給活動 ……１１８
第22節　生活必需品等供給活動 ……１２１
第23節　防疫、保健衛生計画 ……１２４
第24節　清掃活動 ……１２７
第25節　遺体の捜索、処理、埋火葬 ……１３０
第26節　文教対策 ……１３４
第27節　住宅応急対策 ……１３９
第28節　災害救助法の適用 ……１４２
第29節　災害義援金、義援物資の受入れ ……１４４

第４章　災害復旧計画

第１節　民生安定のための緊急措置 ……１４６
第２節　激甚災害の指定 ……１４９
第３節　被災者生活再建支援制度 ……１５０

第５章　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１節　総　則 ……１５３
第２節　南海トラフ地震の発生形態 ……１５３
第３節　南海トラフ地震臨時情報 ……１５５
第４節　時間差発生等における防災対応 ……１５８
第５節　南海トラフ地震に関する教育及び広報 ……１５９

第１章　総　　則

第１節　計画の方針

第１　計画の目的

三重県においては、平成14年４月に大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）に基づき、本町を除く県内18市町が地震防災対策強化地域に指定され、また、平成25年11月には南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）が改正され、県内全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されるなど大規模地震の発生に伴う被害が危惧されている。

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのあるこれらの地震災害に対処するため、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び住民が、有機的に結合し、総合的かつ計画的な地震防災計画の推進を図り、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、安全、安心な社会を創造していくためには、行政による「公助」のみならず、住民相互による「自助」、「共助」の取組みが不可欠であることを喚起していくことを目的とする。

第２　計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、菰野町防災会議が作成する「菰野町地域防災計画」の「震災対策編」であり、第１章第４節に掲げる「被害想定」を前提とする。

第３　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正のある場合はもとより、本町の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、菰野町防災会議を毎年開催し、必要があると認めるときは、これを検討し修正する。したがって、各対策担当課及び各防災機関は関係のある事項について検討し、毎年10月末日（緊急を要する事項については、その都度菰野町防災会議が指定する期日）までに、計画修正案を菰野町防災会議事務局（総務課）に提出するものとする。

資料編　菰野町防災会議条例

第２節　防災関係機関の責務と業務の大綱

第１　実施責任

１　町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

２　県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、県の地域における防災対策を推進するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して、防災活動を実施するとともに、県及び町の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、県及び町の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するとともに、県、町、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

１　町

（１）町防災会議及び町災害対策本部に関する事務
（２）防災対策の組織の整備
（３）防災施設の整備
（４）防災行政無線の整備と運用
（５）防災に必要な資機材の備蓄及び整備
（６）防災のための知識の普及、教育及び訓練
（７）災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
（８）被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
（９）地域住民に対する避難指示等
(10) 被災者の救助に関する措置
(11) ボランティアの受入れに関する措置
(12) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
(13) 被災公共施設の応急対策
(14) 災害時の文教対策
(15) 災害時の交通及び輸送の確保
(16) その他災害応急対策及び災害復旧の実施

(17) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
(18) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
(19) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
(20) その他災害の発生の防ぎょ及び拡大防止のための措置

２　県

（１）県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
（２）防災対策の組織の整備
（３）防災施設の整備
（４）防災行政無線の整備と運用
（５）防災に必要な資機材の備蓄及び整備
（６）防災のための知識の普及、教育及び訓練
（７）災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
（８）被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
（９）被災者の救助に関する措置
(10) ボランティアの受入れに関する措置
(11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
(12) 被災県営施設の応急対策
(13) 災害時の文教対策
(14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止その他公安の維持
(15) 災害時の交通及び輸送の確保
(16) 自衛隊の災害派遣要請
(17) 災害復旧の実施
(18) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
(19) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
(20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
(21) その他災害の発生の防ぎょ及び拡大防止のための措置

３　四日市西警察署

（１）災害警備体制
（２）災害情報の収集、連絡等
（３）救出救助活動
（４）避難誘導
（５）緊急交通路の確保
（６）身元確認等
（７）二次災害の防止
（８）危険箇所等における避難誘導等の措置
（９）社会秩序の維持
(10) 被災者等への情報伝達活動
(11) 相談活動

(12) ボランティア活動の支援

４　指定地方行政機関

（１）東海財務局（津財務事務所）

ア　災害復旧事業における職員の査定立会

イ　災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置

ウ　災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置

エ　管理する国有財産の無償貸付等の措置

オ　警戒宣言発令時における民間金融機関及び保険会社に対する業務の要請

カ　災害時における金融機関等が実施する災害関係融資、預金の払戻及び中途解約、手形交換又は不渡り処分、休日営業又は平常時間外の営業、保険金の支払い及び保険料の払込猶予、営業停止等における対応に関する措置等の要請

（２）東海北陸厚生局

ア　県内の国立病院及び療養所による救護班の編成

イ　知事の派遣要請に基づく救護班の派遣及び罹災者の医療措置

ウ　県外の国立病院及び療養所による応援救護班の出動

エ　県内の国立病院及び療養所における罹災傷病者の収容治療

（３）東海農政局（津地域センター）

災害時における主要食料の供給に関する連絡調整

（４）近畿中国森林管理局（三重森林管理署）

ア　防災を考慮した森林施業

イ　国有保安林、治山施設及び地すべり防止施設の整備

ウ　国有林における予防治山施設による災害予防

エ　国有林における荒廃地の復旧

オ　災害対策用復旧用材の供給

（５）中部経済産業局

ア　所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡

イ　電力、ガスの供給の確保に関する指導

ウ　被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑供給を確保するための指導

エ　中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置

（６）中部近畿産業保安監督部

火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に関する監督指導

（７）中部運輸局（三重運輸支局）

ア　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達

イ　鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導、監督

ウ　自動車道の通行の確保に必要な指導、監督

エ　陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導

オ　緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業団体及び運送事業者との連絡

体制の確立および緊急輸送に使用する車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備

カ　特に必要があると認めるときの自動車運送事業者に対する輸送命令

キ　大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するための緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣

（８）東京管区気象台（津地方気象台）

ア　気象、地象、地震及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表

イ　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説

ウ　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備

エ　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援、助言

オ　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

（９）東海総合通信局

ア　災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理

イ　災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理

ウ　災害地域における電気通信施設の被害状況の調査

エ　非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。

オ　非常通信協議会の運営に関すること。

カ　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与

(10) 三重労働局（四日市労働基準監督署）

ア　事業者に対し、二次的災害防止のための指導、監督の実施

イ　事業場における労働災害発生状況の把握

ウ　労働災害と認められる労働者に対し、迅速、適正な保険給付等の実施

(11) 中部地方整備局（三重河川国道事務所、北勢国道事務所）

ア　災害予防

（ア）所管施設の耐震性の確保

（イ）応急復旧用資機材の備蓄の推進

（ウ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施

（エ）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用

（オ）災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備に関する計画指導及び事業実施

イ　初動対応

大規模災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣する。

ウ　応急復旧

（ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施

（イ）路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保

（ウ）所管施設の緊急点検の実施

（エ）情報の収集及び連絡

（オ）要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリ、各災害対策車両等を被災地域支援のために出動

５　指定公共機関

（１）日本郵便株式会社

ア　災害時における郵便業務の確保

（ア）郵便物の送達の確保

（イ）支店の窓口業務の維持

イ　郵便業務に関わる災害特別事務取扱及び援護対策

（ア）被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

（イ）被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

（ウ）被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた援助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

（エ）被災者の援助を行う団体が被災者に配布する援助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

ウ　災害の発生又はおそれがある場合においては、可能な限りの窓口業務を確保

（２）西日本電信電話株式会社（三重支店）

ア　警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡

イ　警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与

ウ　地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備

エ　災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立及び早急な災害復旧措置の遂行

（ア）電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置

（イ）非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置

（ウ）被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置

（３）株式会社ＮＴＴドコモ（東海支社三重支店）

災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な移動通信設備の応急復旧計画の確立及び早急な災害復旧措置の遂行

ア　移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置

イ　非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置

ウ　被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置

（４）ＫＤＤＩ株式会社（中部総支社）

ア　警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡

イ　電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置

ウ　非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定

エ　被災通信設備の早急な災害普及措置

（５）日本赤十字社（三重県支部）

ア　警戒宣言の発令に伴う、医療、救護の派遣準備の実施

イ　災害時における医療、助産及びその他の救助

ウ　災害救助等に関し各種団体又は個人がなす災害救助の連絡調整

エ　救援物資の配分

オ　義援金の募集及び配分

（６）日本放送協会（津放送局）

ア　警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知

イ　県民に対する防災知識の普及及び各種予警報等の報道による周知

ウ　県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道

（７）中日本高速道路株式会社

ア　新名神高速道路の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施

（８）独立行政法人水資源機構

ア　警戒宣言発令時における警戒本部の設置及び地震防災、応急対策の推進

イ　水資源開発施設等（ダム、調整池等）の機能の維持及びこれらの施設の災害普及の実施

（９）中部電力パワーグリッド株式会社

ア　電力復旧に必要な要員及び資機材の確保

イ　電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施

ウ　地方自治体、県警察、関係会社、各電力会社等との連携

エ　発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案

オ　電力供給施設の早期復旧の実施

カ　被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施

６　指定地方公共機関

（１）三重県医師会

ア　医師会救護班の編成及び連絡調整

イ　医療及び助産等救護活動

（２）報道機関（三重テレビ放送株式会社、三重エフエム放送株式会社、株式会社シー・ティー・ワイ）

日本放送協会津放送局に準ずる。

（３）一般乗合旅客自動車運送事業会社（三重交通株式会社等）

ア　災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分

イ　災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送

ウ　災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

（４）近畿日本鉄道株式会社

ア　災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送、又は連絡他社線による振替輸送

イ　線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理

（５）三重県トラック協会

災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備及び配車

（６）ガス事業者（三重県エルピーガス協会、東邦ガス株式会社）

ア　需要者の被害復旧及び状況調査をし、需要者に対する特別措置の計画と実施

イ　供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給

７　自衛隊

（１）要請に基づく災害派遣

（２）関係機関との防災訓練に協力参加

８　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

（１）一部事務組合（三重県三重郡老人福祉施設組合、朝明広域衛生組合）

それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び町の行う防災活動に対する協力

（２）四日市医師会

ア　医療及び助産活動

イ　防疫及び遺体の検案の協力

ウ　県医師会及び各医療機関との連絡調整

（３）四日市歯科医師会

ア　歯科医療活動

イ　遺体の検案の協力

ウ　保健衛生活動の協力

（４）四日市薬剤師会

ア　薬剤師の派遣等による医療及び助産活動の協力

イ　医薬品、衛生材料等の供給

（５）三重県薬種商協会（四日市支部）、三重県薬事工業振興会

医薬品、衛生材料等の供給

（６）関連建設業者

ア　道路、河川等公共土木施設の応急対策の協力

イ　倒壊住宅等の撤去の協力

ウ　応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力

エ　その他災害時における復旧活動の協力

オ　加盟各事業者との連絡調整

（７）三重県建築士会四日市支部

ア　被災建築物応急危険度判定士の参集要請に関する協力

イ　応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力

ウ　その他災害時における復旧活動の協力

（８）三重県石油商業組合（北勢支部菰野ブロック）

ア　安全管理の徹底及び災害防護施設の整備

イ　供給等設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給

（９）三重北農業協同組合

ア　町が行う被害状況調査及び応急対策の協力

イ　農作物の災害応急対策の指導

ウ　被災農家に対する融資及びあっせん

エ　農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん

オ　災害時における食料及び物資の供給

(10) 菰野町商工会、他商工関係団体、大型小売店、生協

ア　町が行う被害状況調査及び応急対策の協力

イ　災害時における物価安定についての協力

ウ　救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力

エ　被災者に対する炊出し及び支援

オ　加盟各事業者との連絡調整

(11) 菰野町上下水道指定業者協同組合、菰野管工事協同組合

ア　災害時における上下水道の復旧活動の協力

イ　加盟各事業者との連絡調整

(12) 四日市電気工事組合

ア　災害時における電気設備の復旧活動の協力

イ　加盟各事業者との連絡調整

(13) 四日市西地区防犯協会、四日市西地区交通安全協会

ア　災害危険箇所、異常現象等を発見した場合、町、警察署、消防署等へ連絡通報すること。

イ　災害時の交通規制、防犯対策の協力

ウ　その他災害応急対策の業務の協力

(14) 社会福祉法人菰野町社会福祉協議会

ア　災害時のボランティアの受入れ

イ　要介護者の救助及び生活支援活動の協力

ウ　県による生活福祉資金貸付の申込み受付

(15) 福祉関係団体等

ア　町が行う要配慮者救援活動への協力

イ　会員との連絡調整の協力

ウ　被災者に対する炊出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力

(16) 社会福祉施設管理者

ア　避難施設の整備と避難訓練の実施

イ　災害時における入所者の保護

ウ　災害時における高齢者、障がい者等のための専用避難所の提供

(17) 危険物、有毒物等保管施設の管理者

安全管理の徹底及び災害防護施設の整備

(18) 町内タクシー事業者

災害時における人員、物資等の輸送のための車両の供給

(19) 町内宿泊事業者

災害時における一時避難、入浴サービスの提供等

(20) 町内金融機関

被災事業者等に対する資金の融資に関する協力

(21) 区、自主防災組織、婦人会、ＰＴＡ等地域団体

ア　避難者の誘導及び救出救護の協力

イ　被災者に対する炊出し、救援物資の配分及び避難所運営の協力

ウ　被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力

エ　自主防災活動の実施

(22) 土地改良区

防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池等施設の整備又は復旧工事の施工及び防災管理の実施

第３　住民、事業所のとるべき措置

１　住民

（１）災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくり、災害に強いコミュニティづくりのために地域において相互に協力すること。

（２）平常時から非常用食品、飲料水、生活必需品等（最低３日分、できれば１週間分）の備蓄に努めること。

（３）県及び町が行う防災に関する事業に協力すること。

（４）県及び町が行う災害応急対策、災害復旧対策に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。

２　事業所

（１）事業活動に当たって、その企業市民としての責任を自覚し、災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくり、災害に強いコミュニティづくりのために努力すること。

（２）災害発生後において、従業員、来訪者の安全確保及び救援保護に努めるとともに、その有する能力を活用し、地域住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。

（３）県及び町が行う防災に関する事業に協力すること。

（４）県及び町が行う災害応急対策、災害復旧対策に協力し、地域全体の公共的福利の向上に努めること。

資料編　防災関係機関連絡先一覧

第３節　菰野町の特質と既往の地震災害

第１　菰野町の地質

１　地質区分

町域の地質は、古い方から美濃帯中、古生界（菰野層群）、中生界白亜紀後期の火成岩類（鈴鹿花崗岩）、第三紀中新統（千種層）、鮮新統（奄芸層群）及び第四紀更新統中期末～完新統の河川堆積物から構成される。

この地域の地質は地形の大区分とほぼ一致しており、次の３つに大別することができる。

（１）山地を構成する中、古生界　美濃帯（石灰岩、チャート、砂岩、泥岩からなり、花崗岩に接する箇所ではホルンフェルス化が見られる。）、中生界白亜紀後期　鈴鹿花崗岩（美濃帯中古生

層を貫入して分布する。）

（２）丘陵、台地を構成する第三紀中新統（主として泥岩、砂岩、凝灰質泥岩からなる。）、鮮新統（湖沼～河成の泥、シルト、砂、砂礫からなる。）、第四紀更新統（砂～礫層からなる。）

（３）低地を構成する第四紀完新統（砂、砂礫からなる。）

２　地質構造

町域に分布する活断層には、鈴鹿山脈東縁に沿って南北に分布する一志断層、田光断層等がある。これらの断層は鈴鹿東縁断層帯に含まれる断層であり、平成９年から平成１４年に調査が実施されている。

第２　既往の地震とその被害

三重県内に大災害をもたらした地震は、東海道沖、南海道沖を震源域とする地震で、いずれも津波を伴っており、志摩半島から熊野灘沿岸にかけての地域で大きな被害を受けている。

沿岸部を持たない本町は、直接津波の被害を受けていないが、三重県における近年の地震、津波の被害状況は次のとおりである。

１　東南海地震（1944年12月７日、M7.9）

震源が熊野灘沖約20㎞と近くであったため、直接的な被害も大きく、また津波災害も熊野灘沿岸で激しいものであった。

県内では震度５（一部震度６）で、津波は高いところでは10ｍを記録し、死者389人、負傷者608人、住家の全壊1,627棟、半壊4,210棟等の大きな被害があった。

２　南海地震（1946年12月21日、M8.0）

震源は潮岬南方約50㎞の地点であったため、東南海地震に比較して被害も少なかったが、それでも県内の震度は４（一部震度５）で、津波は４～６ｍ、死者11人、負傷者35人、住家の全壊65棟、半壊92棟であった。

第４節　被害想定

第１　被害想定の目的

三重県では、平成17年３月に「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」を公表し、県内の地震防災対策に努めてきたが、南海トラフ特措法が改正され、県内全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定、また、中央防災会議による新たな被害想定の公表といった防災環境の推移により、国から公表された南海トラフ地震の被害想定を参考に、県内における地震防災対策の一層の充実を図るため、平成26年３月、新たに「三重県地震被害想定調査結果」を公表した。

本町では、本町に直接影響を及ぼす地震を見極め、実効性の高い地域防災計画の策定に向け、基礎資料を得るものとする。

第２　想定する地震（平成26年３月　三重県地震被害想定結果）

１　プレート境界型地震

（１）過去最大クラスの南海トラフ地震

過去、おおむね100年から150年間隔でこの地域を襲い、甚大な被害をもたらしてきた歴史的にこの地域で起こり得ることが実証されている南海トラフ地震とする。

（２）理論上最大クラスの南海トラフ地震

あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こり得る最大クラスの南海トラフ地震とする。

＜ 南海トラフ地震領域 ＞

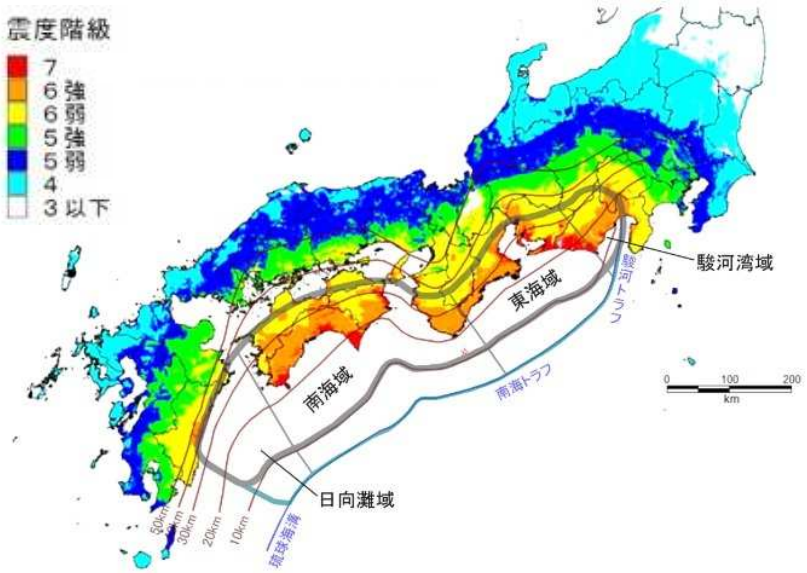

過去最大クラス　　理論上最大クラス

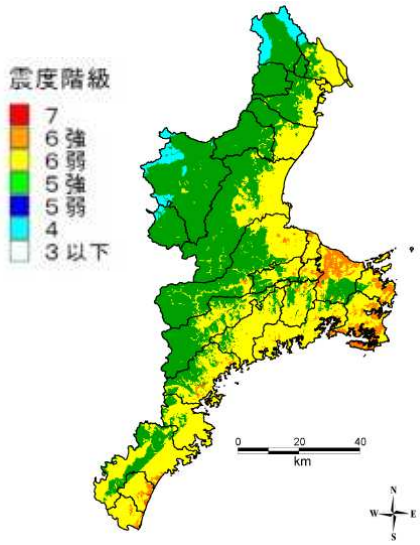

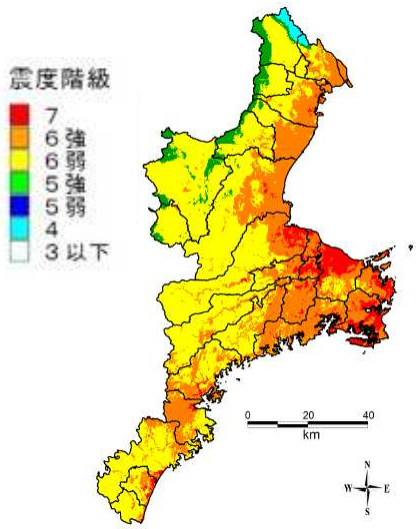

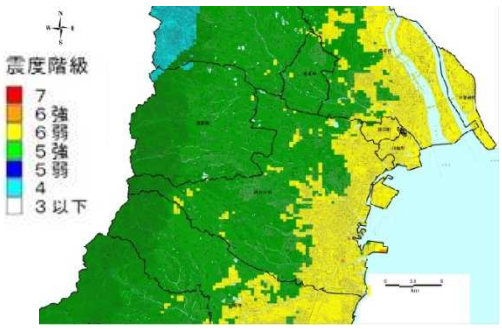

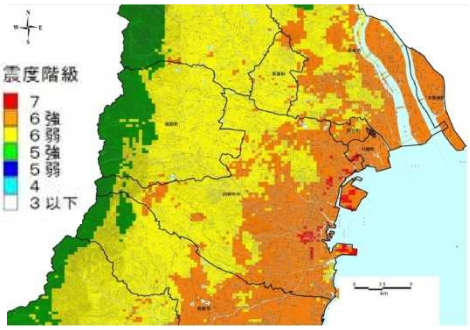

２　内陸活断層による地震

（１）養老―桑名―四日市断層帯

（２）布引山地東縁断層帯（東部）

（３）頓宮断層

＜想定する内陸活断層＞

第３　想定される被害の程度

１　想定時間帯

想定時間帯は、住民の生活行動を顕著に反映し、被害が甚大になるものと想定される（１．家事や暖房で最も火気の使用頻度が高い時間帯　２．火災発生率が高くなる季節、時間帯）冬の夕方及び多くの人が自宅にいて、就寝中の冬の深夜帯とする。

２　想定地震ごとの被害の程度

（１）プレート型地震

		想定地震	
		南海トラフ地震	
地震動		５強、一部で６弱 （過去最大クラス）	６弱、一部６強 （理論上最大クラス）
建物被害（冬の夕方）	揺れによる全壊棟数	約10	約500
	火災による焼失棟数	５未満	５未満
	液状化による全壊棟数	５未満	約10
	急傾斜地等による全壊棟数	５未満	５未満
人的被害	死者（冬の深夜）	５未満	約20
	重傷者（冬の深夜）	５未満	約50
	軽傷者（冬の深夜）	約40	約500
	自力脱出困難者	５未満	約100
	避難者 （冬の夕方）	約90（１日後）	約1,700（１日後）
		約4,600（１週間後）	約7,900（１週間後）
		約90（１ヶ月後）	約6,900（１ヶ月後）
	帰宅困難者	約3,300	

（２）内陸活断層による地震

		想　定　地　震		
		養老－桑名－四日市断層帯	布引山地東縁断層帯（東部）	頓宮断層
地震動		6弱から6強	5強から6弱	5弱から5強
建物被害（冬の夕方）	揺れによる全壊棟数	約2,100	約80	5未満
	液状化による全壊棟数	約10	約10	5未満
	急傾斜地等による全壊棟数	約10	5未満	5未満
	火災による焼失棟数	約60	5未満	5未満
人的被害	死者（冬の深夜）	約100	5未満	5未満
	重症者（冬の深夜）	約200	約10	5未満
	軽症者（冬の深夜）	約900	約100	約10
	自力脱出困難者	約500	約20	5未満

第４　鈴鹿東縁断層帯の調査結果

鈴鹿東縁断層帯の長期評価については、平成12年に公表されているところであるが、最近の調査結果により活動履歴に関する新たな知見が得られたことから、平成17年に評価の見直しを行い一部改訂された。調査の概要を示すと次のとおりである。

１　断層帯の位置

鈴鹿東縁断層帯は、岐阜県大垣市上石津町からいなべ市、菰野町、四日市市、鈴鹿市を経て亀山市までほぼ南北に分布する、全体の長さ約34～47キロメートルの断層帯である。

２　活断層

断層の分布位置により鈴鹿山脈と丘陵の境界付近を南北方向に走る断層系（境界断層系）とそれより平野側を走る断層系（前縁断層系）に区分される。

＜鈴鹿東縁断層帯の活断層＞

断層名	分布位置	確実度	活動度	長さkm	走向
治田断層	いなべ市	Ⅰ	Ｂ	８	ＮＮＷ
宇賀断層	いなべ市、菰野町	Ⅰ	Ｂ	２	ＮＳ
田光断層	菰野町	Ⅰ	Ｂ	2.5	ＮＥ

菰野南	菰野町	Ⅱ	B	5	ＥＷ
藤原岳断層	いなべ市、菰野町	Ⅰ	B	20	ＮＳ
新町断層	いなべ市	Ⅰ	B	2	ＮＳ
釈迦ケ岳断層	菰野町	Ⅰ	B	4	ＮＮＷ
御在所岳断層	菰野町	Ⅰ	B	5	ＮＳ
入道ケ岳断層	菰野町、四日市市	Ⅰ	B	8	ＮＮＷ
鈴鹿坂本断層	鈴鹿市、亀山市	Ⅰ	B	17	ＮＥ
安楽寺断層	鈴鹿市、亀山市	Ⅰ	C	4	ＮＳ
石榑北山断層	いなべ市、菰野町	Ⅰ	C	5	ＮＳ～ＮＮＥ

（注）確実度　Ⅰ：活断層であることが確実なもの
Ⅱ：活断層であると推定されるもの
Ⅲ：活断層の可能性があるもの

活動度：活断層の過去の活動の程度を示す。平均変位速度Ｓ（ｍ／1000年）によって区分する。
Ａ：10＞Ｓ≧１
Ｂ：１＞Ｓ≧0.1
Ｃ：0.1＞Ｓ≧0.01

３　断層帯の過去の活動

鈴鹿東縁断層帯の上下方向の平均的なずれの速度は、0.2～0.3ｍ／千年程度と推定される。最新活動時期は、約3,500年前以後、2,800年前以前と推定される。また、平均活動間隔は、約6,500～12,000年の可能性がある。

４　断層帯の将来の活動

鈴鹿東縁断層帯は、全体がひとつの活動区間として活動すると推定され、その際にはマグニチュード7.5程度の地震が発生すると推定される。この場合、断層の西側が東側に対して相対的に３～４ｍ程度高まるずれやたわみが生ずる可能性がある。

５　断層帯の将来の地震発生確率

項　　目	将来の地震発生確率
今後30年以内	ほぼ０％～0.07％
今後50年以内	ほぼ０％～0.1％
今後100年以内	ほぼ０％～0.2％
今後300年以内	ほぼ０％～１％

第５節　今後検討すべき重要課題

第１　被害想定調査結果による対策

１　平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、日本観測史上最大の規模でモーメントマグニチュード9.0を記録し、震源域が南北500ｋｍにも及び東北地方から関東地方の沿岸部に甚大な被害をもたらした。

国から公表された南海トラフ地震の被害想定を参考にし、三重県が平成26年３月に「三重県地震被害想定調査報告書」が公表されたところである。

今回の地震被害想定では、南海トラフ地震については、二つのクラスの地震（過去最大クラス、理論上最大クラス）を想定している。

南海トラフ地震による全壊、焼失棟数は理論上最大クラスで600棟を超え、死傷者は500人、自力脱出困難者は3,300人を超えると想定されている。また、内陸活断層の養老－桑名－四日市断層帯では、全壊、焼失棟数が2,000棟を超え、死傷者は1,000人、自力脱出困難者は500人を越えると想定されている。

なお、今回の想定地震には含まれていないが、鈴鹿東縁断層帯による地震は、発生確率は低いものの、本町の直下を走っている断層帯であることから、ひとたび発生すれば、上記の想定地震を上回る被害が予想される。

２　被害想定結果によると、本町にとって、人的被害、物的被害とも建物倒壊に伴うものが圧倒的である。人的被害、物的被害の軽減について、住民が「自らの身の安全は自らが守る」という自覚の徹底と、自助、共助、公助の役割を再認識し、次のような具体的対策を定め、ソフト、ハード両面からの地震防災に努めるものとする。

（１）家具転倒防止器具の設置
（２）住宅等（公共施設、避難所を含む。）の耐震化
（３）住宅等の耐震化に伴う出火の減少
（４）急傾斜地崩壊危険箇所の対策
（５）密集市街地における道路、避難路、避難箇所の確保
（６）食料、水等の備蓄
（７）避難所の拡充
（８）避難所備品の整備、拡充
（９）災害応援部隊、災害派遣職員等の受入れ施設、体制の確保

３　南海トラフ地震のような巨大地震は、極めて広域的な災害であり、被災の甚大さとともに、応急、復旧支援には隣接自治体の応援がすぐには期待できない復旧困難地域となる。

平成16年10月の新潟県中越地震や平成23年3月の東日本大震災でもその必要性が改めて認識されたが、災害時の緊急輸送体制の確保は、救急物資等の輸送や負傷者の輸送を円滑に実施するため極めて重要であり、緊急輸送道路の耐震性強化、災害時の輸送ルートの選定、損傷した輸送路の迅速な復旧体制の整備を、県と協力して図っていくことが不可欠である。

４　ライフラインは、巨大地震時には設備の損傷、中長期の機能支障を免れない。次のような対策を、戦略的、効率的に進めていくことが重要である。

（１）各家庭で最低３日分（できれば１週間分）の飲料水の確保
（２）給水車の配備

（３）災害の広域化、孤立のための復旧の遅れを考慮した代替手段の確保

（４）施設の耐震化促進

（５）災害応急対策上重要な施設の非常電源、燃料、水、トイレ等の確保

５　町災害対策本部は、防災関係機関相互の連携を図りながら、多岐にわたる災害情報を一元管理し、情報の把握、判断及び対策の指示を的確かつ迅速に実施していくことが求められる

第２　防災教育の充実

甚大な災害が発生した場合には、町及び県による災害対策活動には限界があり、住民による災害対策活動が重要となるため、小学生から社会人にいたるライフステージに応じた防災教育を住民に対して行っていく必要がある。

このため、災害に強い地域づくりをめざし、県及び関係機関と連携して、平常時からどのような防災教育を行っていくべきかについて検討する。

具体的には、次のことが検討事項として考えられる。

（１）学校教育における防災教育の位置づけ

（２）生涯学習における防災教育の位置づけ

（３）住民自らによる防災訓練の実施方法等

第３　復旧、復興計画の充実

甚大な被害を被った場合には、災害応急対策と同様に復旧、復興対策も非常に重要となってくる。

町は、おおむね次の事項について事前に整理しておくことを検討するものとする。

（１）復旧、復興計画の構成

（２）復興の基本方針

（３）整理するべき事項等

第２章　災害予防計画

第１節　防災思想、防災知識の普及計画

総　務　課　　消 防 本 部

第１　計画目標

大規模地震発生時には、町全域が甚大な被害を受けることが想定されるため、住民が「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持ち、南海トラフ地震等が発生しても被害を最小限に抑えるなど災害に強いまちを支える人（住民、職員）をつくる。

また、町、県、防災関係機関、民間事業者、住民は、防災活動に積極的に取り組むとともに、相互に連携、協力する必要があることから、この計画に基づき、災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実させ、その実践を促進するよう住民運動を展開する。なお、防災知識の普及に当たっては、特に、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者に充分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

第２　住民に対する普及計画

町は、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及、啓発を図る。なお、普及に当たっては、要配慮者や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った普及活動に十分に配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

また、住民が地震防災の正しい知識と判断を持って行動できるよう、「広報こもの」、町ホームページ、パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事や地震体験車、防災啓発車による巡回時等に配布する。また、防災マップや行動マニュアルなど、住民の適切な避難や防災活動につながる資料を作成、配付する。さらに、避難する際は、火災予防のため分電盤のブレーカーを落とし、ガス栓を閉めるよう啓発し、感震ブレーカーの設置についても啓発する。なお、報道機関と協力してマスメディアを通じて災害予防、応急措置等知識の向上に努めるものとし、これらの内容は少なくとも次の事項のいずれかを含むものとする。

１　南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
２　地震に関する一般的な知識
３　地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
４　正確な情報入手の方法
５　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
６　各地域における急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流等に関する知識
７　各地域における避難場所及び避難路に関する知識
８　避難生活に関する知識
９　平素住民が実施しうる応急手当、飲料（水）、食料（非常食）（最低３日分、できれば１週間分）及び生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

10　住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第３　要配慮者に対する普及計画

要配慮者については、障がいの程度等に応じた対応が必要なため、主に次の事項について普及に努めるものとする。

１　家具等の転倒防止や、たんすの引き出しは飛び出さないよう工夫する。

２　災害時に継続的に連絡を受けられるよう日頃から地域住民とつき合いを深めておく。特に、夜間における伝達方法、聴覚障がい者の連絡のとり方等は、あらかじめ決めておくようにする。

３　暖房器具等は、火災の発生しにくい器具を選択するようにする。

第４　児童生徒等に対する普及計画

地震の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、各学校（園）においては地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関、自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

第５　職員に対する防災教育

１　町地域防災計画の周知徹底

町地域防災計画が的確かつ有効に活用されるようにその内容、運用等を周知徹底するように努める。

２　研修会等の実施

町職員（学校職員、保育士を含む。）は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、地震防災教育の徹底を図るものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

（１）南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

（２）地震、津波に関する一般的な知識

（３）地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

（４）職員等が果たすべき役割

（５）地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

（６）今後地震対策として取り組む必要のある課題

第６　企業の活動

町内各企業は、次の対策を講ずるよう努めるものとする。なお、町は、県と連携して、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、町の行う防災訓練への参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。

１　事業継続計画の策定

災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

２　防災活動の推進

防災体制の整備や町と企業等が連携した防災訓練、事業所の耐震化を実施するほか、予想被害からの復旧計画の策定や各計画の点検見直しなど防災活動の推進に努める。

３　企業防災力の向上

企業の防災に関する取組みを企業自身が積極的に評価することにより、企業防災力の向上を図る。

第７　防災上重要な施設の管理者に対する普及計画

町は、ホテル、旅館等防災上重要な施設の管理者に対し、防災機関と協力して防災訓練等を通じて、従業員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図るよう努める。

第８　個人備蓄の推進

地震発生に伴う水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されるため、飲料水を始めとする生活用水、食料、生活必需品等を最低３日間分（できれば１週間分）、個人において備蓄しておくよう、住民に広報していくものとする。

また、高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の世帯構成に応じた備蓄に努めるものとする。

第９　普及の方法

防災知識の普及は、各記念日を始め、定期的に実施し、次のような方法で行うものとする。

１　「広報こもの」、住民用防災マップ、コミュニティＦＭ緊急割込放送設備、広報車、町ホームページ、町行政情報メール、ポスター、パンフレット、チラシ、回覧板等を利用し、機会あるごとに防災に関する記事を記載して普及広報に努める。

２　町消防は、気象、防火及び災害時の救急活動等の映画、ビデオ、スライド等を活用し、巡回あるいは講習会等で普及する。

３　ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に、災害予防に関し特に必要な事項等については各種資料を提供し、普及について協力を依頼する。

第２節　防災訓練実施計画

総　務　課　　消 防 本 部

第１　計画目標

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害を未然に防止し、又は最小限に食い止めるため、町及び防災関係機関は、他の防災関係機関、災害時応援協定締結市町村、事業者と相互に連携し、防災活動を行うことが重要である。

そのためには、南海トラフ地震等大規模地震を想定して平常時から防災訓練を実施し、防災機能の向上を図るとともに、要配慮者を含め、広く住民等の参加を求め、広範な防災意識の高揚に努めるものとする。

訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を図るものとする。

第２　通信連絡訓練の強化検討

大規模な震災が発生した際は、電話の不通等により、通信連絡網の混乱が予想されるので、通信機能の充実強化を図るため、町防災行政無線等のほか、町内のアマチュア無線通信の利用も図るものとし、被害状況の収集及び情報伝達訓練への取り入れを検討する。

第３　訓練の種別

防災訓練は、基礎訓練として、通信連絡訓練、非常参集訓練、避難訓練、救出救助訓練、水防訓練、消防訓練、その他必要に応じて行う訓練とする。

第４　総合防災訓練

第３に掲げる基礎訓練を組合せ、各機関が共同して同一想定のもとに有機的、総合的な訓練を実施し、防災体制の強化に努める。

１　県が行う総合防災訓練への参加

県は、毎年防災週間（８月30日～９月５日）中の防災の日（９月１日）を中心に、国、市町その他の防災関係機関及び地域住民の参加協力により大規模地震を想定した職員の非常参集、情報伝達、防災広報、避難誘導、消火活動、救出活動、交通規制、公共施設の応急復旧等警戒宣言発令から地震発生さらに災害発生後の応急復旧に至るまでの総合防災訓練を実施しているが､町は、県、防災関係機関及び他市町との連携に関する習熟を図るため、これに対し独自の実践的な課題を設定するなど積極的に参加する。

２　町としての総合防災訓練の実施

地震、水害、土砂災害など災害タイプごとの総合防災訓練を定期的に実施する。

なお、訓練の実施に当たっては、各人、各組織の防災行動力の到達点の現状やその他課題を明らかにするため、実践的な課題を設定して行う。

（１）実地訓練

災害想定に即応した応急対策が円滑、的確に発揮できるよう、防災技術の鍛練を図るためのものであり、訓練課題には次のものが挙げられる。

ア　警報の伝達及び通信訓練

イ　非常参集訓練

ウ　災害対策本部運営訓練

エ　災害防ぎょ訓練

（ア）大火災の消火訓練（消防訓練）

（イ）水害時の積み土のう工法訓練（水防訓練）

オ　水門、樋門等の閉鎖訓練

カ　避難訓練

キ　救急、救助訓練

ク　災害応急復旧訓練

（ア）鉄道、道路の交通確保訓練

（イ）復旧用資機材、救助物資の調達及び輸送訓練

（ウ）堤防の応急修復訓練

（エ）電力、通信及び上下水道等ライフラインの応急修復訓練

（オ）防疫及び清掃等の訓練

（カ）災害広報の訓練

（キ）その他災害予防及び災害応急対策に必要な訓練

（２）図上訓練

図上訓練は、災害時における各機関の防災体制等を再検討するためのもので主として災害応急対策について図上で行うものとし、その訓練実施項目は、おおむね次のとおりとする。

ア　災害応急対策に従事し、又は協力する者の動員及び配置計画

イ　災害応急対策用資機材及び救助物資等の緊急輸送対策

ウ　災害時を想定した当該地区の緊急避難訓練等

エ　災害対策本部の活動訓練等

第５　個別訓練

１　地域における防災訓練の実施

複数の自主防災組織を単位とする防災訓練や地区等を単位とする防災訓練を年次計画により行う。なお、実施に当たっては、当該地域又は地区内事業所の積極的参加を要請する。

２　災害対策基幹要員の研修、訓練の実施

本計画の円滑な実施と、実際に即した見直しを図るため、災害対策基幹要員の研修や防災に係る図上訓練、実地訓練を実施する。

３　各課、各機関の定期的訓練の実施

各対策項目に習熟し、その役割、分掌に関する実施手順の点検、整備を行うため、各課、各防災関係機関は、計画的に個別防災訓練を実施する。

第６　自主防災訓練の実施

自主防災組織や事業所等が計画に従い訓練を行う。訓練に当たっては、防災関係に従事する町職員及び防災関係者を派遣して、初期消火訓練や避難、救護、炊出し等を指導し、被害を最小限に防除し得るよう努める。

	非常時に有効な訓練例
1	消火器、消火栓、可搬ポンプの取扱い訓練
2	倒壊家屋等から救出訓練
3	負傷者の手当及び救命訓練
4	飲料水の確保訓練（浄水器の使用）
5	炊出し訓練
6	要配慮者の参加する避難訓練

第３節　自主防災組織、防災リーダーの育成強化計画

総務課　消防本部

第１　計画目標

南海トラフ地震等大規模地震発生時に「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもとに住民自らが、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等防災活動を行い、被害の防止と軽減を図ることが必要であることから、地域及び事業所単位での自主防災組織の結成及び地域防災の中核を担う防災リーダーの養成を積極的に促進し、要配慮者への支援や女性の参画の促進に配慮しながら、その育成強化を図る。

第２　自主防災組織等の活動内容

１　地域住民の自主防災組織としての婦人消防隊及び自警団の結成促進、強化

本町では、資料編に掲げるとおり、地域住民の自主防災組織として、婦人消防隊、自警団が組

織されているが、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもとに住民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等防災活動を行い、被害の防止と軽減を図ることが必要であることから、引き続きこれら組織の結成促進、隊員、団員の資質向上、装備の強化を進める。

なお、自主防災組織には、本計画との連携を保った防災計画の作成を指導し、おおむね次の事項について、平常時及び災害時における活動計画等を定めるよう求めるものとする。

（１）平常時の活動

ア　防災知識の普及

（ア）防災研修会、講演会の開催

（イ）パンフレットの発行

（ウ）避難場所、避難経路の指定や周知

（エ）高齢者、病人、障がい者家庭の慰問

（オ）定例的打ち合わせ会議の開催

イ　防災訓練等の実施

（ア）住民参加の消火訓練等の実施

（イ）住民参加の応急手当講習会の実施

ウ　火気使用器具等の点検

「点検の日」を制定し、この日に各家庭や町内で一斉に次のような点検を行う。

（ア）火気使用器具（ガス、石油コンロ、ストーブ）、風呂釜などの故障やいたみ

（イ）危険物品（プロパンガスボンベ、石油、食用油、スプレー缶など）の保管状況

（ウ）木造建物などの点検（建物、ブロック塀などの耐震診断）

エ　防災資機材の点検

防災活動に必要な資機材は、日ごろから自らの自主防災組織の力量に応じて用意し、いつでも使用できるよう点検、整備しておく。

（２）災害発生時の活動

ア　情報連絡活動

（ア）住民に対する地域内の被災情報の説明

（イ）各班の連絡調整

（ウ）テレビやラジオ、防災関係機関からの災害情報などの住民への伝達

（エ）地区民の安否の確認

（オ）消防や町との連絡、状況報告

（カ）各種記録の作成、掲示

イ　避難誘導活動

（ア）避難場所、避難経路の状況確認、安全な経路の選定

（イ）高齢者、障がい者などの要配慮者の確認、優先避難

（ウ）火災の拡大、土砂災害等の避難指示等が発令された場合の避難誘導及び避難誘導後の人員把握

ウ　消火活動

（ア）火災が発生した場合の消火作業及びプロパンガスボンベ等の除去

（イ）地区内の飛び火警戒、巡視、プロパンガスボンベの元栓の閉鎖

（ウ）救出救護班が救出作業中の出火防止

（エ）火災がなかった場合の救出作業の協力

エ　救出救護活動

（ア）建物の倒壊や落下物により救出、救護を要する者が生じたときは班員を編成し、救助資機材等を持ち出し直ちに救出にあたる。

（イ）家屋、ブロック塀等の倒壊で避難路の確保が困難な場合の除去作業

（ウ）救護所の開設、応急手当の実施

（エ）負傷者が医師の手当を必要とする場合の病院への搬送

（オ）救出活動と同時に火災が発生したときには、消火活動を優先

２　防災リーダーの養成とネットワーク化の促進

地域防災の中核として、災害時に活動できるよう防災に関する知識や防災活動の技術を習得した実践的なリーダーの養成を図る。また、防災リーダーが地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

資料編　自主防災組織

３　事業所における自主防災体制の強化

事業所の自衛消防組織等の自主防災体制の強化に当たっては、大規模災害を考慮した防災組織の拡大、強化を図るとともに、自主防災計画の作成を働きかける。また、地域の自主防災体制の強化という観点からの地域ぐるみ自主防災体制の強化の一翼を担う主体となるよう促進する。

４　地域における相互協力体制の確立

（１）自主防災組織協議会の結成促進

同一地域内における地域住民による防災活動と事業所、施設管理者の防災活動が一体となって有機的な連携のもとに行われることが効果的であると認めるときは、共同して防災組織を設け、あるいは自主防災組織協議会を設けるよう指導する。

（２）要配慮者通所、入所施設と地域内他組織との交流の促進

要配慮者通所、入所施設と、施設周辺地域における自主防災組織、事業所自衛消防組織との交流を促進し、地域における要配慮者の救援救護体制の強化を図る。

第４節　ボランティア活動支援計画

健康福祉課

第１　計画目標

災害時は各種救援を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される。

行政としてボランティア活動の独自の領域と役割に留意しつつ、これを積極的に位置づけ、活動が円滑かつ効果的に行われるよう役割設定を行い、行政、町社会福祉協議会、ボランティア関係団体等の相互協力体制を構築し、災害時のボランティア活動の円滑化と活動支援のシステム化を図ることを目的とする。

第２　活動環境の整備

災害時において効果的なボランティア活動を助長するためには、町、町社会福祉協議会、ボランティア関係団体、ボランティアと要配慮者、被災者との間をつなぐ「災害ボランティアセンター」機能の構築が求められる。このためには、混乱時においても、こうした「災害ボランティアセンター」機能が発災直後から円滑に機能するよう、活動拠点、資機材、情報発信収集システム等の基盤整備をマニュアル化し、活動環境を整える。

第３　人材等の育成

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時においてボランティア登録等の底辺の拡大、団体の組織化、相互交流を図るとともに、ボランティアの人材育成や企業ボランティア等との協力体制づくりに努める。

１　ボランティアコーディネーターの育成

ボランティアの受入れ、供給に関する「災害ボランティアセンター」機能を円滑に行うための人材を確保するため、ボランティアコーディネーターとして要求される技術、心構え等に関する研修、訓練の場を設け、組織化を促進する。

２　企業ボランティア等の確保

町域における事業所等の協力を得て、企業ボランティアを確保するよう努める。特に実践的かつ専門的な技術を有するボランティアの登録を促進する。また、このための研修制度の充実や、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献の一つとして、理解、評価されるよう努める。

第４　ボランティアの受入れと活動体制

平常時から、町社会福祉協議会と連携し、ボランティアの養成、連絡体制の構築等を行い、災害発生時における行政とのボランティアの連絡調整等の役割を担う「災害ボランティアセンター」の体制づくりを推進する。また、県内等で災害が発生した場合、町社会福祉協議会と協力し「災害支援ボランティアセンター」を立ち上げ、被災地支援のためのボランティア活動を積極的に支援し、より実践的な活動体制づくりに努めるものとする。

第５　協力体制の構築

災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から行政、町社会福祉協議会、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等が「災害ボランティアセンター」を中心に研修や訓練等を通じて交流を深め、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制の構築を図る。また、災害救援ボランティア間のネットワーク化を促進する。

第５節　地域内資源動員計画

総　務　課　　消防本部

第１　計画目標

南海トラフ地震等大規模災害時における町の対応には限界があり、また、外部からの救援が遅れる可能性もあることから、地域の自主防災機能を高めて地域内資源を有効に動員し、地域的な孤立に対応できる体制を構築しておくものとする。

第２　応援要請

１　法令に基づく応援要請

（１）他市町への応援要請

災害対策基本法第67条により、町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町の長等に対し、応援を求めることができる。

なお、他の市町に応援を求める場合、県等から近隣市町の被害情報を把握し、非被災市町からの応援が求められるように努める。

また、警察等から町周辺の道路通行状況等の情報収集に努め、応援要請市町に当該情報を提供する。

（２）知事への応援又は応援のあっせん要請

災害対策基本法第68条により、町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求めることができる。

（３）指定地方行政機関等への派遣要請等

災害対策基本法第29条に基づき、町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、知事に対し、職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

（４）自衛隊の派遣要請

災害対策基本法第68条の２により、町長は、町域内において災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第１項の規定による要請をするよう求めることができる。

なお、知事に対し要求ができない場合には、その旨及び町域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

２　協定に基づく応援要請

県内の市町との災害時における相互応援協定を締結して、災害応急対策、復旧対策の体制整備に努める。町のみでの災害の対処に不足を生じる場合は、前記第２の１による応援要請と併せて締結市町等に応援を求める。

３　応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請

総務省が構築した応急対策派遣制度を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

４　応援職員等の受け入れ施設

他市町からの応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等をリスト化するなど、受援体制の整備に努める。

資料編　応援協定一覧

三重県市町災害時応援協定

三重県災害等廃棄物処理応援協定書

三重県内消防相互応援協定

三重県水道災害広域応援協定書

災害時における広域避難等相互応援に関する協定

第３　自主防災組織等の育成強化

町は、自主防災組織の結成促進、育成強化及び防災リーダーの育成を図るとともに、資機材の整

備についても助成を行うものとする。

第４　災害救援ボランティアとの連携

災害救援ボランティア活動を支援していくため、平時から防災研修等を通じて交流を図るとともに、専門職ボランティアの登録を行うための受入窓口、連絡体制の構築等を行い、県内等で災害が発生したとき、「災害支援ボランティアセンター」を設置し、被災地支援のためのボランティア活動を積極的に支援し、実践的な活動体制の整備に努める。

第５　救助対策

大規模災害時の初動期においては、人命救助が最優先であるため、ライフライン関係機関、建設関係団体等との連携を図り、人員、資機材等の提供などの協力を得られる体制を構築する。

第６　空中輸送対策

空中輸送の確保を図るために、防災関係機関との協力体制を充実させるとともに、ヘリコプターの活用に関する地域内外における民間企業等との連携を図る。

第７　観光客対策

町内で被災した観光客を迅速に避難誘導するために、観光関連団体等との連携を図り、観光拠点における広報活動や避難場所の確保等の対策を講じておく。

第８　近隣市町との連携強化

四日市地区広域市町村圏協議会を始めとする近隣市町は、都市基盤施設の整備や地域経済的な観点からその結びつきが強く、また各市町職員は相互に自市町内に居住する者も多いことから災害時の適切な相互協力を図れるよう一層の連携強化に努めることが期待される。また、広域避難、特に次の事項について相互の連携強化に努めるものとする。

１　行政境界地域における初期消火、救出救助活動に関する活動要領の作成
２　災害時における通勤、通学者の「安否確認情報」の交換
３　行政境界地域における「災害時広報」や「避難所」の相互提供
４　物資、人員等の相互応援
５　大規模災害発生時初期における自市町内居住他の自治体職員の総合交換配置等

第６節　備蓄資材、機材等の点検整備計画

総　務　課	消防本部
健康福祉課	環　境　課
上下水道課	財　務　課

第１　計画目標

災害の予防及び応急対策に必要な資機材について、有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるようにするため、計画的に整備するとともに、これら資機材を定期的に点検するものとする。

第２　資機材等の点検

１　町、住民及び事業所における適正備蓄の推進

（１）町における適正備蓄の推進

被害の拡大防止及び応急対策に必要な資機材として、次の品目について、適正量の備蓄を行

うとともに、定期的に点検整備を行う。

備 蓄 資 機 材	点 検 責 任 者
救助、救出活動用資機材	総務課長、消防署長
水防資機材	総務課長、消防署長
救護用医薬品、衛生材料	健康福祉課長
防疫用資機材	健康福祉課長、環境課長、消防署長
給水活動用資機材	総務課長、上下水道課長
下水道施設応急活動用資機材	上下水道課長
燃料その他本部運営用資機材	総務課長、財務課長

（２）住民及び事業所における適正備蓄の推進

自主防災組織及び各区において、災害発生初期における被害の拡大防止及び応急対策に必要な資機材として、次の品目について、適正量の備蓄を行うとともに、町に準じて、定期点検整備を行う。

ア　初期消火活動用資機材

イ　救助、救出活動用資機材

２　大規模災害を想定した緊急調達体制の整備、強化

大規模災害時に特に必要となる応急対策用資機材については､迅速かつ適切に調達できるよう、様々な事態を想定し、町内外を超えて広く供給協力先を求め、品目、調達先、連絡方法について、万全を期すものとする。

第３　備蓄資機材の整備

点検の結果、不足を生じた場合、町長は速やかに整備、充足しなければならない。

第７節　災害対策本部整備計画

総　務　課　　財　務　課

第１　計画目標

災害対策活動の中枢となる町災害対策本部の施設、設備について、耐震性の強化及び各種設備の整備を図る。

第２　防災体制の推進

１　耐震性を始め安全性の高い防災拠点機能の整備

（１）災害対策本部職員用物資の備蓄

大規模な災害時には、災害対策本部職員の食料や飲料水、仮設トイレや寝袋等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害対策本部の活動を維持するための備えとして、

災害対策本部職員用物資の備蓄を推進する。

（２）災害対策活動用物資、機材の備蓄

町は、応急対策、復旧対策等の災害対策活動に必要な最低限度の物資、機材の備蓄を推進する。

（３）商用電力、水道供給停止時におけるバックアップ設備の整備

電気、水道が停止した場合にも災害対策本部としての機能を果たすために自家発電設備の維持管理に努めるとともに、上水、燃料等の備蓄を推進する。

（４）本部代替設置予定施設における整備

大規模な災害により本部設置施設である町役場庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部代替設置予定施設を保健福祉センターに定め、必要な整備を検討する。

施　設　の　名　称	所　在　地	電話番号
保健福祉センターけやき	大字潤田1281番地	059-391-2211

（５）地区防災拠点の整備

各コミュニティにおける、迅速かつ適切な災害対策活動のための拠点を指定し、施設の耐震性の強化、情報通信機能の強化を重点目標とした整備を推進する。

資料編　活動拠点施設一覧

（６）ヘリコプターによる応急活動を想定した環境整備

ヘリコプターによる応急活動の実施を容易にするため、町役場、消防本部・消防署、学校、病院等防災活動拠点施設における空中からの識別のためのマーキング及び主要施設チェックリストの作成、専用又は臨時ヘリポートの整備を推進する。

（７）報道用スペース等の整備

報道機関に対する対応として次の対策を検討する。

ア　報道用スペースの整備

住民への情報の伝達を迅速に行うため、災害対策本部内又は庁舎内に報道用スペースを整備する。

イ　報道機関専用駐車場の整備

防災関係機関、緊急物資輸送車両等の駐車、通行等に支障を来さないため、報道機関専用駐車場を整備する。

資料編　ヘリコプター臨時離着陸場一覧

２　迅速な初動体制確立のためのソフト環境整備

（１）迅速な参集体制の整備

災害時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠である。

そのため、災害対策本部員の、より迅速な参集体制の整備を推進する。

（２）各課非常時初動マニュアルの作成

地域防災計画に基づく、各課の役割分担をより迅速かつ適切に果たすため、各課における各職員への連絡方法、関係機関、団体等の責任担当者への連絡方法、応急活動に必要な物資、設

備の利用方法や不足時における調達方法、職員の配置計画、その他不測の事態における対処要領等からなる詳細マニュアルを作成する。

第８節　通信施設災害予防計画

総　務　課　　消 防 本 部

第１　計画目標

災害時に防災関係機関において、相互の連絡や地域住民に的確な情報を伝達するための通信を確保するため、多様な通信手段の整備に努める。また、通信施設の安全性を確保するために必要な予防措置を講じる。

第２　通信施設の現況

本町の通信施設については、整備計画を樹立し、これに基づき整備を推進するとともに万一これらの施設に被害が発生する場合に備え、耐震性のある場所、浸水のおそれのない場所への設置、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。

本町において利用可能な通信施設及び関係機関との連絡方法は、次のとおりである。

１　利用可能な通信施設

（１）町防災行政無線（移動系）

（２）県防災行政無線（衛星系、地上系）

（３）消防救急デジタル無線

（４）簡易無線

（５）一般加入電話（災害時優先電話）

（６）携帯電話（災害時優先設定）

（７）衛星携帯電話

（８）インターネット、メール

（９）コミュニティＦＭ緊急割込放送設備

（10）全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、緊急情報ネットワーク（エムネット）、災害情報共有システム（Ｌアラート）

２　関係機関との連絡方法

町 ←→ 県	県防災行政無線、インターネット、メール、消防救急デジタル無線、電話
町 ←→ 消防本部・消防署	県防災行政無線、町防災行政無線（移動系）、 消防救急デジタル無線（半固定型）、電話
町 ←→ 四日市西警察署	県防災行政無線、電話
町 ←→ 区長	簡易無線、インターネット、メール
町 ←→自主防災組織（住民）	コミュニティＦＭ緊急割込放送設備、インターネット、メール

町←→　湯の山	町防災行政無線（移動系〔湯の山区公民館（旧湯の山温泉協会事務所）〕）、電話、衛星携帯電話（ドコモ）
町←→朝明ヒュッテ	町防災行政無線（移動系〔朝明茶屋〕）、電話、衛星携帯電話（イリジウム）
町←→切畑、八風キャンプ場	町防災行政無線（移動系〔八風キャンプ場〕）、電話、衛星携帯電話（イリジウム）
消防本部・消防署←→消防団	消防救急デジタル無線（半固定型、車載型、携帯型）、メール

第３　町防災行政無線（移動系）

災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、停電、断線その他の事由により固定電話、携帯電話又はインターネット等が使用不可となった場合にでも通信を行えるよう、町防災行政無線（移動系）の整備、点検を図るものとする。

基地局を町役場庁舎内に設置し、陸上移動局を65台配備している。

第４　県防災行政無線

県と町及び防災関係機関との災害時における迅速かつ的確な情報の収集、連絡を行うため、衛星通信と地上系通信を併用した無線通信施設の整備を行い、運用している。

第５　消防救急デジタル無線

消防救急デジタル無線（260MHz帯）は、基地局を消防本部に置き、常備消防用として移動局32局（半固定型４局、車載型12局、携帯型16局）、非常備消防用として移動局22局（車載型11局、携帯型11局）を整備している。また、常備消防の消防隊員用として、署活動用携帯無線（400MHz帯）36局を整備している。

資料編　消防通信施設

第６　簡易無線

各区との通信のため、簡易無線局を43局整備している。

第７　一般加入電話（災害時優先電話）・携帯電話（災害時優先設定）

災害時においても一般加入電話及び携帯電話を活用して、各関係機関や団体との通信の確保を図るものとするが、災害時には一般加入電話及び携帯電話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能な状態となるので、町は、災害発生時に町内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況等を収集するため、資料編に掲げるとおり災害時優先電話の登録を行っている。

なお、当該電話機には、次の措置を行うなど職員への周知徹底を図るものとする。

周　知　事　項

① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。

② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

資料編　災害時優先電話設置状況

第８　衛星携帯電話

災害により孤立のおそれがある湯の山地区、朝明キャンプ場、切畑地区、八風キャンプ場は、道路が途絶し、さらに一般加入電話が使用困難となる状況が危惧される。このため、通信施設の孤立防止対策として衛星携帯電話を整備する。

第９　コミュニティＦＭ緊急割込放送設備

災害時において住民に対し、気象情報及び警報等の情報を速やかに伝達するため、コミュニティＦＭ緊急割込放送設備の整備充実を図るものとする。本町では、役場庁舎内に緊急割込放送設備を配備している。

第10　全国瞬時警報システム（Ｊアラート）

緊急地震速報等の緊急情報を速やかに伝達するため、当該設備を整備充実させ、伝達手段の多様化、多重化を図るものとする。

第11　緊急情報ネットワーク（エムネット）

国からの緊急情報を速やかに受信するため、当該設備を整備充実させ、伝達手段の多様化、多重化を図るものとする。

第12　災害情報共有システム（Ｌアラート）

避難指示等の情報をテレビやインターネット事業者などを介して、広く住民に伝達するため当該設備を整備充実させ、伝達手段の多様化、多重化を図るものとする。

第13　町における情報ソフト環境整備

１　非常時における情報連絡、処理マニュアルの作成等

情報が集まらない場合や少ない場合にも、限られた情報材料をもとにして、迅速な状況判断と初動措置を講ずることが可能となるよう、優先して収集すべき情報一覧、収集分担一覧、不測の事態を想定した情報拠点一覧等からなる情報連絡、処理マニュアルの作成を行う。また、あわせて情報処理のスペシャリストを養成するための各種研修、講習及び研究を進める。

２　無線従事者の確保

町職員に対し、無線従事者資格の取得を奨励し、増員確保を図る。

３　非常時における「電話利用自粛ルール」の周知徹底

災害発生直後の電話の輻輳を防止し、重要通信の確保を図るため、住民及び事業所に対し、非常時における「注意事項」として、「町、消防、警察等防災機関への通報で、しかもきわめて緊急性の高い場合を除き、電話利用は控える」ようＰＲに努め、その徹底を図る。

第９節　避難対策計画

総　務　課	健康福祉課
都市整備課	消 防 本 部
教　育　課	観光産業課
子ども家庭課	環　境　課

第１　計画目標

南海トラフ地震等大規模地震が発生したときに、人命及び安全を確保するため、避難場所の種別

を明確にするとともに、避難場所を整備し、避難体制の整備を図る。

第２　避難所及び避難場所の位置づけの明確化

避難は、災害の種類、状況によって異なり、それらの状況を見ながら、一時避難場所（空地等）から避難所（学校等）といった段階的な避難行動が必要である。そのため、各避難所及び避難場所の役割、各避難場所の位置づけを明確にする。

〈避難の流れ〉

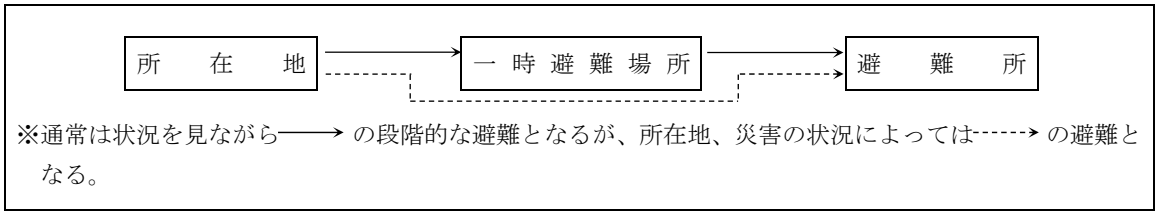

第３　避難場所、避難路等の指定

耐震性建築物及び空き地等を調査し、避難場所、避難所及び避難路をあらかじめ指定しておくものとする。なお、指定に当たっては、管内の警察署及び他の防災関係機関と協議して定めておくものとする。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図、案内標識等を設置し、住民、観光客等に対する周知の万全を図るものとする。

１　避難所の種類

（１）緊急避難所

災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるため、緊急に避難しなければならない、一時的に避難する近くの施設等であり、災害対策基本法第49条の４で定める指定緊急避難場所に相当するものである。

（地域で管理していて、緊急時にすぐに開放できる施設）

（２）収容避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により住居を失った方などが長期的に避難する施設等であり、災害対策基本法第49条の７で定める指定避難所に相当するものである。

（町等が所有する施設で、ある程度の人員を長期間収容できる施設）

（３）福祉避難所

収容避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等が避難する施設

（必要に応じて開設する施設）

２　避難場所等の留意事項

（１）公園、広場等のような相当な広さを有すること。

（２）延焼の危険があるとき、又は収容人員の安全度を超えたときは、更に他の場所への避難移動ができること。

（３）避難場所に至る避難路の安全を確保すること。

（４）避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておくこと。

（５）余震が長引いた場合の仮設テントの設置に配慮すること。

３　避難所の留意事項

（１）長期にわたる避難を想定しているので、生活圏内の学校施設等を選定すること。また、学校について余裕教室などを活用し、平時から防災施設としての整備を図っておくこと。

（２）被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、プール、自家発電設備、再生可能エネルギーを活用した発電設備、その他の施設又は設備の整備を図るとともに、避難生活のための食料、毛布、飲料水等を確保しておくこと。

（３）避難所等公共施設のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、双方の視点に立った整備を図ること。

（４）高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した福祉避難所の確保や、感染症対策を考慮し、宿泊施設を避難場所として借り上げるなど、多様な避難所の確保について検討しておくこと。

（５）テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備を図ること。

（６）断水等によりトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレやマンホールトイレ等を確保しておくこと。また、避難者が安心してトイレを使用できるようライト等を備えておくこと。

（７）感染症対策に必要なマスク、アルコール、体温計等を確保しておくこと。

（８）平常時から、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図ること。

（９）避難生活の長期化に対応するため、簡易ベッドやパーティション等の備蓄、プライバシー確保のための空間や入浴施設、医師又は看護師等の派遣及び巡回体制、暑さ、寒さ対策、ごみ処理やトイレ使用のルール化等について検討しておくこと。

４　避難所の指定

以上の留意事項に従って、本町では資料編に掲げるとおり避難所を指定する。

資料編　緊急避難所及び収容避難所一覧

５　避難所外に滞在する避難者の支援

避難所外避難者に対して、必要な生活関連物資の配布、情報の提供、福祉医療サービスの提供、その他生活環境整備に努める。

（１）避難所外避難者の把握

避難所外避難者の把握のため、区、自主防災組織、民生委員児童委員等の協力について日頃から周知、啓発に努める。

（２）避難所外避難者への物資、情報提供

避難所避難者と同様に、避難所外避難者に対しても、食料、物資の供給や情報の提供等を行う。また、自宅が安全な場合等、避難所以外に避難が可能な場合は、在宅避難等に向けた周知、啓発を行う。

（３）車中泊避難者の把握

車中泊避難は長期化するとエコノミー症候群等の健康面の危険性があるため、車中泊避難者の健康被害への対策と健康管理方法等について検討を行う。

第４　避難誘導体制の整備

１　避難指示基準の明確化

町長は、避難指示等を行う場合、災害の状況によって次のような基準をあらかじめ定めておくものとする。

（１）緊急避難

危険が目前に切迫していると判断され、至近の安全な場所に避難させる場合

（２）収容避難

地震災害等により家屋が全壊（焼）、半壊（焼）、流失し、生活の拠点を失った場合

（３）避難指示等の伝達体制の整備

急を要するため、消防用無線、コミュニティＦＭ緊急割込放送設備、広報車等周知の手段、方法について整備し、万全を図るものとする。

２　伝達体制の整備

急を要するため、消防用無線、コミュニティＦＭ緊急割込放送設備、町ホームページ、緊急速報メール、町行政情報メール、広報車等周知の手段、方法について整備し、万全を図るものとする。このほか、ケーブルテレビ等を活用した緊急放送体制の整備に努めるものとする。

３　避難誘導体制の整備

避難に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先させて実施するが、警察、消防、自主防災組織等の協力を得ながら、情報伝達体制及び要配慮者情報の把握、観光客等多数の避難者の集中、混乱を想定した避難誘導体制を整備するものとする。

また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図るものとする。

４　自助、共助による自主的な避難への指導、啓発

町長は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに、その地域の住民に対しては、避難場所、避難経路、要配慮者への配慮、避難の方法等の周知を図り、自助、共助による自主的な避難や不測の事態等の緊急避難が行えるように指導する。

第５　安全避難の環境整備

１　避難情報伝達体制の整備、強化

土砂災害の危険がある地域における適切な避難情報の伝達を行うため、発表、伝達基準の定量化の検討、コミュニティＦＭ緊急割込放送設備の整備等に万全を期し、避難情報伝達体制の整備、強化に努める。

２　避難路の整備

避難場所に至る道路の整備が不十分な地域に関しては、避難路の整備を図る観点から、緊急度の高いと想定される地域から順次道路整備等を進める。

また、夜間における安全避難や要配慮者の安全避難に配慮した誘導標識や案内標識等の整備を図る。

３　避難所運営体制の整備

緊急避難所は、区、自主防災組織等の地域住民で開設運営するものとし、地域住民が、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等、要配慮者への特別な配慮の必要性と非常時優先ルールの確立を基本原則とする避難所を円滑に運営できるよう、地域主体による避難所運営マニュアルの作成を推進し、周知に努めるものとする。

４　要配慮者等を念頭に置いた備蓄物資の整備

町は、要配慮者及び男女双方の視点に配慮し、次の物資を整備する。

（１）洋式の仮設トイレ

（２）日用品（紙おむつ、生理用品）

（３）飲料水、食料品(離乳食、粉ミルク、液体ミルク)

第６　学校等における避難対策

保育園、幼稚園、こども園及び学校における園児、児童、生徒の集団避難については、慎重にして安全な避難の実施ができるように平常時からその体制整備に努める。

１　実施責任者

実施責任者は、小中学校は校長、保育園、幼稚園及びこども園は園長とする。

２　避難等の具体的計画及び訓練の実施

実施責任者は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等を内容とした避難計画を作成し、毎年１回以上避難訓練をするとともに、必要あるときは避難計画を修正する。ただし、保育園、幼稚園及びこども園は少なくとも毎月１回避難訓練及び消火訓練を行うものとする。

第７　帰宅困難者、滞留者の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び滞留者が発生したときに備え、町は、交通機関の管理者、警察等との情報提供、広報活動等の整備に努める。

なお、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、最寄りの収容避難所等を帰宅困難者、滞留者に提供し、保護する。

第８　孤立集落対策

道路、通信機器の寸断等による孤立集落の発生に備え、集落内における避難所の設置、通信手段、臨時ヘリポートの確保、避難所における備蓄の推進、個人備蓄の啓発に努めるものとする。

第９　観光客への対策

町内で被災した観光客を迅速に避難誘導するために、観光関連団体等との連携を図り、観光拠点における広報活動や避難場所の確保等の対策を講じるなど、観光客の避難対策について観光関連業者等との避難誘導体制の充実を図る。

第１０節　要配慮者等救援計画

健康福祉課	子ども家庭課
住　民　課	総　務　課
企画情報課	

第１　計画目標

大規模な災害が発生した場合においても高齢者、障がい者、乳幼児その他介助支援を必要とする要配慮者が生命の安全を確保し得ることを目標として、必要とされる環境整備を行う。

第２　人にやさしいまちづくり

１　まちのノーマライゼーションの推進

公共施設の整備、避難所等の防災のための施設、設備の整備に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児が不自由なく日常的な利用が可能となるよう、段差、階段の解消又はスロープの併設、手すりの設置、洗面所、トイレの改善などを進めていく。

また、初めて訪れた人にもわかりやすい道路標識や案内板の整備、日本語を解さない外国人や視覚障がい者、聴覚障がい者にも配慮した都市設備の整備など、まちのノーマライゼーション（す

べての人が自由に移動し、社会参加機会を保証されるまちづくり）を総合的に推進する。

２　地域ぐるみの緊急避難支援体制づくり

町、民生委員・児童委員、関係社会福祉施設、要配慮者の居住地域内自主防災組織及び近隣住民、在宅ケアチームやボランティア団体、組織等との連携により、避難行動要支援者の緊急避難支援、安否の確認等安全確保のための相互協力体制の整備を図る。

３　他市町村との相互応援協定の締結及び相互扶助組織との連携の強化

他市町村との相互応援協定の締結により、非常時における要配慮者の安全確保のために必要な要員、資機材及び福祉避難所の緊急確保について、相互応援するための体制の確立を図る。また、高齢者、障がい者その他介護を必要とする者及びその家族、知人等で組織される相互扶助組織との連携を確保することにより、非常時における相互応援体制の迅速かつ適切な確立のための環境整備を進める。

第３　避難行動要支援者対策

町長は、災害対策基本法第49条の10第１項に基づき、町内に居住する要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、基礎とする名簿を作成する。また、一人ひとりの避難方法等を事前に決めておく個別避難計画の策定に努める。

１　避難支援等関係者となる者

民生委員・児童委員、区、社会福祉協議会及び関係行政機関が避難支援等関係者となり、避難行動要支援者の支援に関する事項、個人情報保護に関する事項、その他支援に関し必要な事項等、適正な管理において知り得た秘密は漏らしてはいけない。

２　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者、又は家族等の支援のみでは避難が困難な在宅で生活する者で、下記の範囲内とする。ただし、介護保険施設等入所者、病院に長期入院している者は除く。

（１）70歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の者

（２）介護保険の要介護認定で要介護４・５の者

（３）身体障害者手帳の交付を受けている１級・２級の者

（４）療育手帳の交付を受けているＡ・Ｂ判定の者

（５）精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている１級・２級の者

（６）上記に掲げる者に準ずる状態であり、災害時の支援が必要と認められる者

３　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、災害時において支援を受けるのに必要な個人情報を把握するため、民生委員・児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の把握及び登録に必要な調査を行い、災害時における支援の希望を確認しと個人情報を避難支援等関係者に提供することへの同意を得て名簿作成を行う。

避難行動要支援者名簿には次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

（１）氏名

（２）生年月日

（３）性別

（４）住所又は居所

（５）電話番号その他連絡先

（６）上記に定めるもののほか、避難支援等実施に関し町長が必要と認める事項

４　避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難行動要支援者名簿の状況は住民異動等により変化していくことから、定期的に名簿の更新を行い、名簿情報を最新の状態に維持する。また、更新された情報は、町及び避難支援等関係者間で共有を図る。

５　名簿情報の提供に際し漏洩を防止するために町が求める措置及び講ずる措置

避難行動要支援者情報の適正な管理及び情報漏洩防止のため、名簿送付時に受領書を同封し、受領書提出時に旧名簿を回収する。また、避難支援等関係者に情報漏洩防止のための指導を行う。

６　避難行動要支援者が円滑に避難を行うことができるための通知又は警告の配慮

避難のための必要な通知又は警告については､避難行動要支援者にも分かりやすい言葉や表現、説明など、一人ひとりに的確に伝わるようにすることや、避難行動要支援者に合った、必要な情報を選んで伝えることなど、その情報伝達について、特に配慮するよう努める。また、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、防災ラジオや行政情報メールなど日常的に利用する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

７　避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者については、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、町は避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮すること。

また、地域においても避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合いを行い、避難支援等のルールを決めるなど、地域住民全体で避難支援等関係者が安全に避難支援できるよう検討し、必ずしも災害時に避難支援等関係者の支援が受けられるものではないことについて、一人ひとりの避難行動要支援者の理解を得られるよう推進する。

第４　非常時における要配慮者支援体制の確立

１　福祉避難所の指定

町施設のうち、平常時に高齢者、障がい者、乳幼児の利用を想定する施設や、バリアフリー施設及び町内にある社会福祉施設を対象として、段階的に福祉避難所の指定を実施し、避難時における要配慮者の安全確保と救援救護の迅速かつ適切な実施を担保するとともに、順次必要な整備を計画的に進める。

２　要配慮者の支援及び配慮

住民、自主防災組織に対して、要配慮者への支援や配慮の必要性とその趣旨の徹底、非常時における安全確保のための協力等の啓発を行うとともに、平常時における要配慮者と近隣住民の円滑なコミュニケーションづくりに努めるものとする。

３　要配慮者対策の推進

災害時における要配慮者の安全確保を図るため、要配慮者に対する避難マニュアル等の災害対応パンフレットの作成、配布、要配慮者の避難を想定した防災訓練の実施に努める。また、手話通訳者の確保等の環境整備に努める。

４　（警戒レベル３）高齢者等避難による避難所の設置、運営等

（警戒レベル３）高齢者等避難により早めに避難する要配慮者を受入れられるよう、避難所の体制づくりに努めるとともに、その設置運営に当たり、民生委員などの福祉関係者、区、自主防災組織との連携、協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応が行えるよう環境整備に努める。また、福祉避難所の早期開設のため、社会福祉施設等と連携強化を図る。

５　高齢者緊急時通信体制の構築

町は、身体が虚弱な一人暮らしの高齢者に対する非常時の連絡手段及び安否確認について携帯電話の普及等の通信及び社会情勢の変化を踏まえ、緊急時の新たな通信体制の構築に努める。

６　外国人対策の推進

災害時における、日本語を解さない外国人の安全確保を図るため、外国人向けパンフレットの作成、配布、外国人を想定した防災訓練の実施等に努める。また、通訳ボランティアの確保及び災害時を想定した研修の実施に努める。

第１１節　火災予防計画

総　務　課　　消 防 本 部

第１　計画目標

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の実施など、火災予防のための指導及び消防力の整備を推進する。

第２　組織

１　菰野町消防本部・消防署

菰野町消防本部・消防署（以下「町消防」という。）の組織は、資料編に掲げるとおりである。

資料編　消防本部・消防署の組織

２　菰野町消防団

菰野町消防団（以下「消防団」という。）の組織は、資料編に掲げるとおりである。

資料編　消防団組織

第３　火災予防対策の指導

１　町消防は、常に防火対象物及び地域の環境の変化を把握しておくとともに、地域別又は用途別に応じて随時、増改築、用途変更等実態の変化の把握に努めて、消防用設備のハード面はもとより人的なソフト面の指導を強化した立入検査を行うものとする。

２　住民に対する地震防災思想の普及に努め、特に、地震発生時における出火防止、初期消火及び延焼防止を図るため、家庭に消火器具、消火用水等の備えと、これら器具の取り扱いを指導する。

３　家の外に避難する時は、分電盤のブレーカーを落とし、ガス栓を閉めるよう啓発する。また、通電火災防止のため、感震ブレーカーの設置について啓発する。

４　建築物の不燃化を促進するため、高層建築物、旅館、劇場等の防火対象物における、消防法第８条の３に規定する防炎物品の使用推進を図る。

第４　消防力の整備

地震による被害の防止又は軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足させるため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

１　消防職員の充実や資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、機能別分団や青年、女性層の参加促進等活性化を図るほか、育成教育、消防用設備の充実を推進し、消防団員確保に努めるものとする。

２　消防自動車、機材等の整備を推進するとともに、地震防災に関する知識の啓発、情報の伝達手段の整備、緊急消防援助隊等の災害応援部隊及び人員の受入れ、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を水道、電気等のライフラインが途絶した場合にでも継続して有効に行うことができるよう消防用施設等の整備を推進する。

３　地震災害時において、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

第５　自主防災組織の育成強化

震災時において、広い地域で同時に火災が発生する可能性があり、住民による自主的な消防活動が重要である。町では、地域住民の自主防災組織として、婦人消防隊、自警団が組織されているが、今後も、これら自主防災組織の結成と活動強化を促進するとともに、防災資機材等の整備、消火技術の習熟、自主防災組織相互の連携、協力体制の確立を図り、地域における住民、事業所による初期消火及び救助活動体制の整備、強化を推進する。

第１２節　医療、救護計画

健康福祉課	子ども家庭課
消 防 本 部	

第１　計画目標

南海トラフ地震等大規模地震発生時の医療救護需要は、きわめて多量、広域的に発生し、かつ、即応体制が要求されることとなるため、救助体制、応急医療体制の整備が極めて重要となる。

第２　救助救護体制の整備

南海トラフ地震等大規模地震発生時は、住民の手による救助、救護活動が中心となるため、防災訓練、普通救命講習会等により住民への応急手当等に関する知識の普及を図るとともに、自主防災組織への救出用資機材の整備を図る。

第３　災害時医療救護体制の整備

１　初期医療体制の整備

大規模な災害時における、様々な不測の事態にも迅速かつ適切な初期医療体制を確立できるよう以下のことを重点として、必要な環境整備を図る。

（１）町内救急医療拠点となる病院の確保

町における初期医療体制上重要な拠点となる三重北医療センター菰野厚生病院（以下「菰野厚生病院」という。）が被災による重大な機能支障を生じないよう、ハード、ソフト両面にわたる必要な対策を講ずるよう促進する。

（２）医師会等との連携の強化

町における初期医療救護活動の担い手となる四日市医師会、四日市歯科医師会、四日市薬剤師会等と連携し、災害時に出動要請した場合の体制、県及びその他の関係機関に協力要請した場合の体制の整備に努めるとともに、マニュアルの作成を図る。

（３）自主防災組織等との連携の強化

自主防災組織等を中心として軽微な負傷者等に対する応急的な手当てを自ら行うことや医療救護班への活動支援を行うことに関し啓発に努めるとともに、自主防災組織等との連携を強化し、計画化を図る。

２　後方医療体制等の整備

町内では対応困難な重症者等が一人でも多く救命措置を講ぜられるよう後方医療体制（町外の医療機関への受入れ体制）の整備を次の事項に沿って重点的に進める。

（１）医療情報の収集、伝達体制の充実

災害時に傷病者等の診療の可否、受入患者数等の医療情報を迅速かつ的確に収集、伝達を行うために広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用する。

（２）災害時の医療機関相互の役割分担や連携体制の整備

広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用し、同時多数の人命救助及び医療救護を可能とするため、適切な治療の優先度を医師等がトリアージし、その負傷の程度に応じた医療機関への搬送など、医療機関相互の連携体制及び役割分担を整備する。

（３）災害拠点病院等への搬送体制の整備

町内では対応困難な重篤患者等を災害拠点病院等へ迅速に搬送するため、搬送体制の整備を図る。重篤患者等のヘリコプター搬送を想定し、ヘリポートの確保に努める。

＜災害拠点病院等の指定状況及び役割等＞

名称	医療圏	設置場所	役割、必要機能等
基幹 災害拠点病院	県内全域	三重県立 総合医療センター	県下の災害医療の中心として災害拠点病院の機能強化を実施
地域 災害拠点病院	北　勢	三重北医療センター いなべ総合病院 三重県厚生連 鈴鹿中央総合病院 市立四日市病院 桑名市総合医療センター	重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能 重症傷病者の受入機能 ＤＭＡＴ等の受入機能 広域搬送への対応機能 ＤＭＡＴの派遣機能 地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能
災害医療 支援病院	北　勢	三重北医療センター 菰野厚生病院	地域における医療救護活動 地域における医療救護班の派遣 地域における応急用資器材の提供等

資料編　医療機関一覧

第４　医薬品等の確保

大規模な災害時における、医薬品等の需要にも迅速かつ適切な確保、供給体制を確立できるよう、以下のことを重点として、必要な環境整備を図る。

１　医薬品、衛生材料等の確保

避難所の災害対策用救急箱の配備を含め医薬品、衛生材料等の確保のため、四日市医師会、四日市薬剤師会等と連携、協力し、体制整備に努める。

２　県による医薬品等の確保体制との連携

町は、県と適切に連携し、災害時の迅速な医薬品等の確保を行うべく必要な環境整備を行うものとする。

３　援助物資の活用

災害時相互応援協定締結市町村を含め他市町村等からの援助物資（医薬品等）の活用を図るため、その受入れ及び供給体制の確立に努める。

第１３節　危険物施設等災害予防計画

消 防 本 部

第１　計画目標

地震による、危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の被害を軽減し、二次災害を防止する。

第２　指導の強化

消防法、高圧ガス保安法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理及び管理監督者に対する指導を強化する。

第３　施設の耐震性の強化

事業所の管理者は、消防法、高圧ガス保安法等関係法令に基づく位置、構造、設備基準の遵守はもとより、設置地盤の状況をよく調査し、耐震性の強化に努める。

第４　自衛消防組織の充実強化及び保安教育等

事業所の管理者等は、危険物施設等の専門的知識を有する事業所員で構成する自衛消防組織を充実させるとともに保安管理の向上を図るため、従事者を対象に講習会など保安教育を実施する。

また、万一火災が発生した場合の初期消火を図るため、必要な資機材を整備するとともに防災訓練を実施し、防災体制の確立を図る。

第５　危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の点検、管理等について次の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

１　火災、爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

２　危険物施設の管理

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に実施できるよう、一定規模以上のものは、点検、管理、巡視基準を定め、必要に応じ修正を行うなど、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

３　保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うな

ど、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

４　保安体制の整備、確立

緊急時における保安体制の整備と町、消防機関等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、必要に応じてイエローカードを携行する。

５　従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは、必要に応じ教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

第６　ＬＰガス災害予防対策

ＬＰガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、防災関係機関、ＬＰガス販売事業者及び取扱者並びにガス消費者の保安体制を確立するとともに、火災、爆発等の災害予防に万全を期すものとする。

１　保安、防災体制の確立

ガスによる災害を防止するため、防災関係機関及びＬＰガス販売事業者は、相互に連絡をとり、協力活動体制を協議し、地域ごとの保安防災体制を確立し、事故発生の未然防止と、住民の安全対策の推進を図る。

２　資料の提供

町は、必要に応じＬＰガス販売事業者に対し、資料を提供する。

３　ガス消費者に対する啓発

ガス消費者に対し、保安意識の高揚を図るため、必要な啓発を行う。

４　ガス供給施設の安全対策

（１）ＬＰガス販売事業者は、防災上必要と認める箇所にガス遮断装置を設置する。

（２）ガス共同供給施設を有する防火対象物の管理者は、ガスが滞留するおそれのある場所に、漏洩した場合にこれを検知し、警報する設備を設置するよう努める。

５　ガス供給施設等の管理の徹底

（１）ガス販売事業者は、ガス供給施設の点検を励行し、施設の管理を徹底する。

（２）ガス販売事業者は、ガスの消費施設の点検を定期に行うとともに、消費者に対し保安指導を行う。

（３）大口ガス消費者は、責任者を定めガス使用開始及び終了時に必ず設備の点検を行うよう努める。

６　緊急時の対応

大口ガス消費者は、ガス漏れ等の異常時における避難誘導及びガス販売事業者等への通報訓練等を行う。

第７　高圧ガス災害予防対策

１　高圧ガス製造所等に関しては、県が所管しており、県はその地域防災計画において、次のとおり行う旨を定めている。町消防は、県と連携し、災害の未然防止に努める。

（１）高圧ガス製造所等に対する規制、指導

高圧ガス製造所等に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合状況について確認を行うとともに、その都度、災害予防上必要な措置等について指導する。

（２）高圧ガス輸送車両に対する規制、指導

高圧ガスを輸送する車両の管理者等に対し、基準を遵守させるとともに、管理・監督者に対する講習会の開催、路上取締り等を実施し、移動中の事故、災害防止の徹底を図る。

（３）保安教育等の実施

高圧ガス製造事業者等及びその取扱者に対し、保安教育を実施するとともに、事業者自らが行う保安教育、訓練について指導助言を行うなど保安管理技術の向上を図る。

２　高圧ガス製造施設等の保安対策

次の対策を講じ災害の防止に努める。

（１）保安管理体制の整備

施設の規模、製造実態等に応じた保安管理体制及び緊急時における通報体制を整備、確立する。

（２）施設の管理強化

高圧ガス製造施設等を適正に運転、維持するため、点検基準、作業標準等を整備するとともにその充実に努める。

（３）保安教育の推進

取り扱う高圧ガスの性状等に関する情報、異常時における対応方法等の習熟を図るため保安教育の推進に努める。

第８　毒物劇物災害予防対策

１　毒物劇物取扱施設に関しては、県が所管しており、県はその地域防災計画において、以下のとおり行う旨を定めている。町消防は、県と連携し、災害の未然防止に努める。

（１）毒物劇物保有状況及び事故処理剤、治療用薬剤備蓄状況等の把握及びこれらのデータベース化

（２）毒物劇物使用、保有施設の危害防止規程（事故処理マニュアル）の策定及び指導

（３）毒物劇物使用、保有施設の安全管理者を対象とした講習会の実施

２　毒物劇物貯蔵・取扱業者等は、毒物劇物による事故の発生の防止に努め、災害予防対策に万全を期する。

（１）施設の管理、点検等の強化を図る。

（２）保健所等関係機関への届出体制を確立する。

（３）従事者に対し教育訓練を実施する。

３　火薬類取扱施設に関しては、県及び国が所管しており、県はその地域防災計画において、次のとおり行う旨を定めている。町消防は、火薬類取扱い施設に関する現況を常に把握し、県と連携し、災害の未然防止に努める。

（１）火薬類の規制、指導

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費及びその他の取扱いについて同法に定める技術上の基準に適合するよう関係事業者を指導監督することにより、災害の防止と公共の安全確保について万全を期する。

（２）予防査察

常時関係事業の指導と関係者の防災体制のチェックを行うため、関係法令に定める権限に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費等各場所の立入検査、保安検査を行う。また、施設の整備、法令の遵守等保安状態を整えるため、中部近畿産業保安監督部、県及び公安委員会（県警察）等関係機関を一体とした体制が構成できるよう努める。

（３）火薬類の保安対策

火薬類取扱者に対する保安教育を実施することにより、保安意識の高揚を図り、自主保安の徹底を指導する。

第１４節　公共施設、ライフライン施設災害予防計画

都市整備課	上下水道課
観光産業課	環　境　課
総　務　課	

第１　計画目標

道路、河川、電気、上下水道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会経済活動上、欠くことのできないものであり、また地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

これら公共施設の被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、災害の拡大を招き、災害復旧を遅らせる原因となりうる。特に道路は、災害発生直後において避難路、延焼防止、孤立防止等の面から重要となる。

したがって、これらの公共施設については、速やかな災害復旧はもとより、事前の予防措置を講じることが必要かつ重要である。

このため、各公共施設管理者は耐震性を備えるよう設計指針を検討するとともに、施設の耐震性の確保、代替性の確保、多重化等を図り、災害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずるものとする。

第２　道路

地震により発生が予想される道路の損壊としては、道路の亀裂沈下及び法面からの土砂、岩石の崩壊や液状化による下水道施設の浮き上がりや沈下等が想定される。

また、町内の湯の山等の山岳部の道路においては落石のおそれがあるため、災害防除事業を関係機関に働きかけるなど推進する。

市街地では、緊急車両が通行できる道路整備に努めるとともに、火災時において延焼防止の期待できる空地の配置に努める。

幹線的な道路と町庁舎、消防本部・消防署、ヘリポート、災害医療支援病院、収容避難所、物資供給拠点、緊急時給水拠点等の防災拠点に連絡するなどの道路をそれぞれの道路管理者と連携し、緊急輸送を確保するため必要な整備を推進する。

資料編　活動拠点施設一覧

第３　河川

１　河川防災計画

三滝川、朝明川等の県管理河川の適正な管理、早期改修を働きかけるとともに、町管理河川の管理、改修に努める。

２　河川管理施設の耐震化の推進

県、国の助成を受けて、河川管理施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上の検討を行い、適切な対応策を実施する。特に、浸水等による二次災害発生が想定される地域における水門、

樋門等の河川構造物の改築、改良に努める。

第４　上下水道

１　上水道

町は、地震による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設の安全性の強化、配水ルートのループ化、水道管施設及び管路の耐震化、施設管理図書の整備、応急給水、応急復旧体制の整備等を図り、かつ、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するものとする。

（１）施設の安全性の強化

水道施設の更新、拡張、改良、耐震化等に際しては、「水道施設設計指針」や「水道施設耐震工法指針解説」等に基づき、十分な安全設計及び安全施工を行うものとする。

また、施設の維持管理に際しては、災害対策基本法や大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく「国土交通省防災業務計画」、及び「水道の耐震化計画等策定指針」等により、適切な保守点検による安全性の確保に努める。

（２）管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、施設管理用図書の整備、保管を図る。

（３）応急対策（応急給水、復旧）のための体制整備

町は水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水、復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、他部との連携、協力体制を含め迅速かつ円滑に応急給水に努めるものとする。

（４）非常時の協力体制

菰野町上下水道指定業者協同組合、菰野町管工事協同組合との「災害時における水道施設の応急復旧作業等の応援に関する協定」及び「三重県水道災害広域応援協定」を活用することにより、飲料水の供給、水道施設の復旧等を図る。

２　下水道

災害時においては、住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、整備の際には次の措置を講ずるものとする。

（１）安全性の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工に当たっては十分な安全性を有するよう努めるとともに、自家発電装置や設備の二元化など災害に強い下水道の整備を図る。処理施設の建物及び主要設備について、必要に応じて補修等安全の強化に努める。

（２）被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握に努めるとともに早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書を整備、保存する。

（３）汚水排除の制限

町は、下水処理場又は管渠の損壊等により処理不能となった場合、住民等に対して汚水排除の制限を行う。

（４）汚水の仮排水及びし尿の応急処理

町は、管渠の損壊等による汚水の滞留に備えポンプ、高圧洗浄機等の確保に努めるとともに仮設トイレの設置について体制を整える。

（５）非常時の協力体制

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、「三重県市町災害時応援協定」及び「災害時における復旧支援協力に関する協定書」に基づき応援体制を整備する。

第５　廃棄物処理施設

１　施設、設備の耐震性の強化

建物及び主要設備について、必要に応じて補修等安全性の強化を行う。また、災害時の停電に備え、自家発電設備の適正な管理に努める。

その他施設の新設、拡張、改良等に際しては、耐震性の高い工法や設備を採用し整備する。また、貯水槽や高置水槽の転倒防止策や耐震性に配慮した給水装置の設備等の災害予防対策を講ずる。

２　管理体制の強化

廃棄物処理施設が被災した場合には、適正な維持管理が困難となり、周辺環境に影響を及ぼす可能性があるため、平素から施設の管理を十分に行う。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順や必要最低限の機材、予備部品等を確保するものとする。

３　応援体制の整備

町は、災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」に基づく応援協定を活用するとともに、他府県の市町村や民間企業についても応援体制の整備を推進する。

４　仮置場の候補地の選定

町は、災害時に発生する廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、「菰野町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害により発生した廃棄物等を一時的に集積し、処理するための仮置場、仮処分場の候補地を選定し、災害廃棄物処理を行うものとする。

第６　不特定多数のものが出入りする施設

町が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設、図書館等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

１　地震等各種情報等の入場者等への伝達

２　入場者等の安全確保のための退避等の措置

３　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

４　出火防止措置

５　飲料水、食料等の備蓄

６　消防用設備の点検、整備

７　非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、パソコンなど情報を入手するための機器の整備

８　学校にあっては、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護措置

９　社会福祉施設にあっては、重度障がい者、高齢者等移動することが不可能、又は困難な者への安全確保に必要な措置

第７　災害応急対策の実施上重要な施設

１　災害応急対策の実施上重要な施設等の管理者は、第６に掲げる措置をとるほか次に掲げる措置

をとるものとする。

（１）非常用電源、燃料、生活用水の確保

（２）ライフライン途絶時でも使用可能なトイレの確保

（３）無線通信機等通信手段の確保

（４）必要な資機材及び緊急車両等の確保

（５）施設の二次部材の安全確保

２　町地域防災計画に定める避難所等の開設に必要な資機材の搬入及び配備

第８　鉄道（近畿日本鉄道株式会社）

三重県地域防災計画及び近畿日本鉄道株式会社の予防計画による。

第９　バス（三重交通株式会社）

三重県地域防災計画及び三重交通株式会社の予防計画による。

第10　電気（中部電力パワーグリッド株式会社）

三重県地域防災計画及び中部電力パワーグリッド株式会社の予防計画による。

第11　ＬＰガス（ＬＰガス事業者）

ＬＰガス事業者は、地震発生時における災害防止のため、次の対策を実施する。

１　ＬＰガス供給設備の安全性の強化

（１）容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。

（２）耐震性機器の設置を促進する。

２　緊急措置体制の整備

（１）各支部内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。

（２）青年部による緊急動員体制を整備する。

３　ＬＰガス需給家への啓発活動の推進

地震発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

第12　電話（西日本電信電話株式会社、その他移動体通信事業者）

三重県地域防災計画及び西日本電信電話株式会社その他移動体通信事業者の対策計画による。

第13　集中ガス（東邦ガス株式会社他）

集中ガス事業者等は、災害へ備るとともに、発生時においても、次の対策を実施する。

集中ガス供給施設の安全性強化と被害拡大防止

（１）ガス施設の損壊に対して、早期の復旧体制を確保し、被害の拡大を防ぐ。

（２）管路の埋設箇所を明らかにして、二次災害の防止に努める。

（３）耐震性の引込み管ではない家庭は、各自で整備する。

第１５節　建築物災害予防計画

総　務　課	都市整備課
財　務　課	

第１　計画目標

建築物は建築基準法に基づき、耐震性を確保されているが、防災上重要な公共施設の被災による防災活動の停滞はあってはならないことであり、一層耐震性を強化する必要がある。また、一般建築物は、建築基準法施行以前の建物も相当数あることから、防災対策の重要性の周知徹底に努め、耐震性の強化、建替え等、防災上必要な広報、助言等を行う必要がある。

第２　公共施設対策

１　対象建築物

災害対策活動を円滑に進めるため、防災業務の拠点となる施設の耐震性の確保を図る必要があることから、次の建物を重点として、耐震性の調査を行い、順次地震防災上必要な改築又は補強を進めていく。

（１）防災情報の伝達、救出、救助、救援等の中心となる公的施設

（２）救護所や避難場所となる学校、体育館、公民館等

２　老朽建築物の改築促進

老朽度の著しい建物又は構造上危険と判定されるものは、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨造りの耐震耐火建物への改築を促進する。

３　消防施設等の整備

消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態としておく。

第３　一般建築物対策

１　建築物の敷地、構造、用途等が建築基準法に適合するよう県又は指定確認検査機関により建築確認審査業務を通した指導が行われている。

２　耐震診断、耐震改修の促進

県は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）に基づき、既存建築物の耐震改修等について相談に応じ、必要な指導、助言を行うことができる。町は、病院、スーパーマーケット等多数の住民が集合する建築物において、落下物の防止を含む耐震性の確保をするため、建築物所有者に対し耐震化の意識向上を目的とした啓蒙普及活動を行う。また、木造住宅等の耐震化を図るため、住民に対して建築物の耐震診断及び耐震補強の支援等を促進する。

第４　ブロック塀等の倒壊防止

昭和53年６月に発生した宮城県沖地震、平成７年１月発生の阪神淡路大震災及び平成30年６月発生の大阪府北部地震においては、ブロック塀の倒壊等により人的被害が生じた。

ブロック塀については、正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性についての普及を図り、築造時には建築基準法による建築基準が遵守されるよう指導する。

第５　被災建築物応急危険度判定体制等

１　被災建築物応急危険度判定士の養成

町は、建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会への積極的な参加を促し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。

２　被災宅地危険度判定士の養成

町は、余震による宅盤、擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築士又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会への積極的な参加を促し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

３　被災建築物、被災宅地危険度判定体制の整備

町は、判定方法、判定技術者の権限、身分保証、派遣要請等について、県と緊密な連携を取るとともに、震災時には応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

また、応急危険度判定活動を実施する際に、判定士との連絡調整にあたる応急危険度判定コーディネーターとしての町職員を養成するものとする。

第１６節　地盤災害防止計画

総　務　課	都市整備課
観光産業課	

第１　計画目標

地震による土石流、地すべり、崖崩れ、擁壁の倒壊等の被害が拡大しないよう、地震防災上必要な施設等の整備を推進するとともに被害を軽減する対策を講じる。また、土石流、急傾斜地対策に、三重県土砂災害情報提供システムを積極的に活用し、警戒体制の充実強化を図る。

第２　本町における危険箇所

本町における危険箇所は、資料編に定めるとおりとする。

資料編	**土砂災害警戒区域等一覧**
	山崩れ、崖崩れ注意箇所一覧
	砂防指定地内の渓流一覧
	土石流危険渓流一覧
	急傾斜地崩壊危険箇所一覧

第３　砂防対策、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策

土砂災害危険箇所ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために次に掲げる必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難体制が行われるための必要な事項について住民に周知させるように努める。

１　避難所の設置
２　避難指示等の時期決定方法
３　気象情報及び異常現象並びに避難指示等の伝達方法
４　避難誘導責任者
５　避難所の位置及び避難指示等の住民への周知
６　土砂災害危険箇所の把握
７　土砂災害危険箇所のパトロール
８　その他必要事項

第４　ため池対策

町内のかんがい用ため池は、従来から農業用水の水源施設として重要な役割を果たしてきており、ほ場整備後、補強、改修工事を行い、ため池管理者による点検確認等の適切な維持管理に努めているが、漏水による決壊や地震動による損傷が懸念される。

そのため、規模が大きく、万が一決壊した場合に被害があると想定されるため池について、ため

池管理者と連携し、維持管理体制の整備に努めるとともに、ため池の管理者等から改修工事の要望を受けた場合、必要に応じて国、県の助成を受け順次改修補強工事を実施する。

資料編　異常気象時に点検が必要な農業用ため池一覧

第５　液状化対策

地震時に発生する地盤の液状化については、地震災害対策の重要な事項であり、県は地盤の液状化危険度調査を実施し、その結果を公表している。

この調査結果によると、朝明川、海蔵川、竹谷川、三滝川、金渓川の平地部各流域に液状化危険度が高い地域が見られる。この地域は、学校を始め公共施設が立地し、人口の密集する地域でもある。したがって、町は、建築物の耐震強化を推進するとともに、液状化対策の周知、啓発に努めるものとする。

第３章　災害応急対策計画

第１節　発災直後の初動対応に関する計画

総　務　課　　消 防 本 部

第１　基本方針

１　対策実施上の基本指針

（１）震度５強以上の地震発生時における発災直後の初動対応に当たっては、市街地延焼火災の阻止を第一に行う。

（２）延焼火災発生を回避できる見込みの場合又は水害、土砂災害等火災発生のおそれがない場合における発災直後の初動対応に当たっては、建物倒壊、土砂災害等による生き埋め者の救出、重症者の救命医療救護、避難の指示、誘導、警戒区域の設定その他必要な措置を講じ、人命救助に全力を集中する。

（３）延焼火災阻止及び人命救助を達成するため、町組織の最大限動員を図る必要がある場合は、災害対策本部非常体制により対応するものとし、これら２つの目標が達成されるまでの間又は町長（本部長）がその必要がないと認めるまでの間の指揮は、消防長を長とする町消防が行う。

（４）２つの目標達成と、その後の被災者救援、都市機能の早期復旧、二次災害防止の円滑な推進のため、住民向け災害時広報ルート等情報収受ルート、警察、県、国、自衛隊等関係機関、団体及び他市町村との連携、協力ルートの網羅的確保を行う。

２　初動対応期における指揮措置

（１）119番通報、職員、自主防災組織の収集情報等による災害の全体像の想定に基づく初動対応方針の決定（災害対策本部非常体制配備指令に関する町長への要請を含む。）

（２）被害甚大地域及び各地区被害状況の把握に基づく重点防ぎょ地域、警戒区域指定その他防ぎょ活動方針の決定

（３）電力会社、電話会社等ライフライン機関への通報、協力の要請

（４）警察、県、国、自衛隊等各機関、団体への連携、協力の要請

３　初動対応期における主な活動

緊急活動項目	具　体　的　活　動　事　項	準備する資機材等
市街地火災発生を防止するための活動	ＬＰガス漏れ時の喫煙禁止その他出火注意の徹底 ＬＰガス元栓の閉止及び電気ブレーカー遮断の徹底 被害甚大地域における通電再開の一時保留又は慎重対応の要請 初期消火作業、あらゆる手段を駆使した消防活動	消火用水、消防車両、消火器、消防ポンプ、重機類、のこぎり、ハンマー等
倒壊建物、土砂災害現場等における生き埋め者救出	周辺住民相互の協力による救出作業 地元建設業者その他への協力依頼（重機類等） 警察への通報及び県への自衛隊災害派遣出動要請	重機類、照明装置、のこぎり、スコップ、バール、エアジャッキ等

救命を重点とした医療救護	応急手当 応急救護所、災害医療支援病院、人工透析機関等の確保及び搬送 県へのヘリコプター出動要請	救急車等搬送車両、担架、救急箱、医療器具、医薬品、輸血用製剤、血液、水等
緊急避難の実施、避難所開設	水火災、土砂災害等危険区域からの避難の指示、誘導 延焼火災拡大や有毒ガス流出時等の二次避難誘導 住民への避難所運営協力要請、避難所秩序の維持	ハンドマイク、照明装置、懐中電灯
要配慮者の安否確認及び救援	避難誘導途上及び避難所における高齢者、乳幼児、障がい者等への配慮	担架、リヤカー、背負いひも等
危険建物、区域への立入禁止措置その他人的危険回避のための措置	大破ビルその他倒壊建物の応急処置 土砂崩れ危険箇所の応急処置 被災した河川堤防の応急処置	ロープ、警告ランプ、警告掲示板等
応援要請及び受入れ体制の整備	県等への情報連絡ルートの確保 災害救助法適用の申請 消防広域応援の要請 自衛隊災害派遣の要請	相互情報連絡手段、ルート、派遣部隊集結拠点、指揮連絡拠点
緊急町長声明発表その他上記緊急活動を円滑に行うための情報の提供、広報及び収集	緊急町長声明の発表 職員向け広報の実施 住民向け広報の実施	コミュニティＦＭ緊急割込放送設備、広報車、印刷用機材

第２節　活動体制

各課共通

第１　防災目標

南海トラフ地震等大規模地震が発生すると、交通、通信の途絶が予想されるので、町は迅速かつ効果的な災害応急対策が実施できるよう、その体制について定める。

第２　災害警戒本部

１　設置基準

（１）町域に震度５弱の地震が発生したとき。

（２）町域に震度４の地震が発生し、相当の災害警戒体制を確立する必要があると町長が認めたとき。

（３）災害対策本部が閉鎖される場合で、かつ、なお相当の災害警戒体制を維持する必要があると本部長（町長）が必要と認めたとき。

２　廃止基準

（１）当該災害に係る災害の予防及び応急対策がおおむね終了したとき。

（２）予想された災害に係る危険がなくなったと認めるとき。

（３）被害が拡大し、災害対策本部体制に移行したとき。

３　災害警戒本部の構成及び事務分掌

（１）構成

<table>
<tr><td colspan="2">災害警戒本部長等</td><td colspan="2" rowspan="2">災害警戒本部員</td></tr>
<tr><td>本部長</td><td>副本部長</td></tr>
<tr><td rowspan="4">町長

※本部長に事故があるとき。
副町長、教育長、総務課長、安全安心対策室長、消防長の順で代行する。</td><td rowspan="4">副町長
教育長

※本部長及び副本部長に事故があるとき。
総務課長、安全安心対策室長、消防長の順で代行する。</td><td>総　務　部</td><td>参事兼総務課長、財務課長、安全安心対策室長、観光商工推進室長、議会事務局長、機動班長・副班長、予定職員</td></tr>
<tr><td>救　援　部</td><td>参事兼コミュニティ振興課長、税務課長、住民課長、健康福祉課長、子ども家庭課長、環境課長、まちづくり推進室長、会計管理者、教育課長、総合窓口推進室長、図書館長</td></tr>
<tr><td>復　旧　部</td><td>参事兼企画情報課長、都市整備課長、観光産業課長、上下水道課長、上下水道課企画監</td></tr>
<tr><td>消　防　部</td><td>参事兼消防長、消防総務課長</td></tr>
</table>

※本部長の判断によりこの規模を変更できるものとする。

（２）事務分掌

災害対策本部事務分掌を準用するが、必要に応じて担当部署の変更を行う。その他本節第３「災害対策本部」の規定を準用する。

第３　災害対策本部

１　組織規定

災害対策本部は、町内において災害が発生し、あるいは発生するおそれがあって災害予防及び災害応急対策活動を強力に推進する必要がある場合、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置する特別な組織であり、災害対策本部の機構及び組織は、菰野町災害対策本部条例、同施行規則の定めるところによる。

２　災害対策本部の設置

災害対策本部は、次の場合に町庁舎３階災害対策本部室に設置する。ただし、庁舎が風水害等の被害により使用不能となった場合は、保健福祉センターに代替設置するものとする。

災害対策本部には、災害対策本部の所在を明確にするため「菰野町災害対策本部」の掲示をする。

なお、設置基準に該当する地震発生で災害対策本部を設置するに至らないとき又は町長が必要と認めたときは、総務課職員等必要最小限の人員を配置につけるとともに、災害対策本部本部員該当職員を自宅待機とし、事態の推移に即応できる体制をとるものとする。

３　災害対策本部の廃止

災害対策本部は、当該災害にかかる災害の予防及び応急対策が終了したときに廃止する。

４　組織の概要

（１）本部長は町長、副本部長は副町長及び教育長とする。本部長に事故があるときは以下のとおりとする。なお、町長の不在又は通信の途絶等その他の事情により町長との連絡が困難なときの本部長権限の代行順位もこれによる。

第１順位　あらかじめ指定した副町長

第２順位　他の１副町長

第３順位以降　教育長

第４順位以降　総務課長、総務課安全安心対策室長、消防長の順位とする。

（２）災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第168条第１項に規定する会計管理者、消防組織法（昭和22年法律第226号）第20条第１項に規定する消防団長、菰野町議会事務局設置等に関する条例（昭和36年条例第16号）第２条に規定する事務局長、菰野町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第５号）第３条第２項に規定する課の長、菰野町課設置条例（平成13年条例第22号）第１条に規定する課の長、菰野町図書館条例（平成19年条例第20号）第３条に規定する図書館長、菰野町消防本部の組織に関する規則（昭和60年規則第５号）第３条第１項に規定する消防長その他本部長が必要と認める職員とする。

（３）災害対策本部の組織及び所掌事務は、菰野町災害対策本部条例施行規則別表第１（菰野町地域防災計画資料編のとおり）のとおりとし、災害の状況、対策活動の必要度に応じ、本部長の指示により、随時各部各班の相互応援体制をとる。

（４）災害対策本部は、発災直後の初動対応に迅速に対応するため、機動班を設置するものとし、機動班に所属する職員は町長が任命する。

５　災害対策本部の運営

（１）災害対策本部員会議

災害対策本部員会議は、本部長、副本部長、及び本部員をもって構成し、主として災害予防、災害応急対策及びその他本部長が必要と認めた事項を協議する。なお、必要に応じて四日市西警察、中部地方整備局、陸上自衛隊第33普通科連隊、菰野町社会福祉協議会等関係機関に対して出席を要請するものとする。

（２）現地連絡所の設置

本部長が必要と認めるときは、各地区コミュニティセンターに現地連絡所を置き、各地区における情報収集、連絡拠点とする。また必要に応じて、地区コミュニティセンター以外の施設に現地連絡所を置くことができる。

（３）各部各班の運営

災害対策本部の各部各班は、本部員会議の決定した方針及びあらかじめ各部各班で策定したマニュアルに基づき迅速に災害対策業務の実施にあたる。

（４）活動拠点の配置

本部長は、県、国等関係機関及び民間事業所、団体の協力を得て、町の施設、県、国等の公共施設及び民間施設を有効かつ適切に活用し災害対策本部としての活動拠点を確保する。

ア　災害対策本部としての主な活動拠点

活動拠点としての施設の利用に関する連絡、調整は、原則として、本部総務部が行うが、休日、夜間等に災害の発生により緊急を要する場合は、消防部が行う。

イ　広域的応援受入のための主な活動拠点

活動拠点としての施設の利用に関する連絡、調整は、原則として、本部総務部が行うが、

休日、夜間等に災害の発生により緊急を要する場合は、消防部が行う。

資料編　活動拠点施設一覧

別表１　災害対策本部組織図

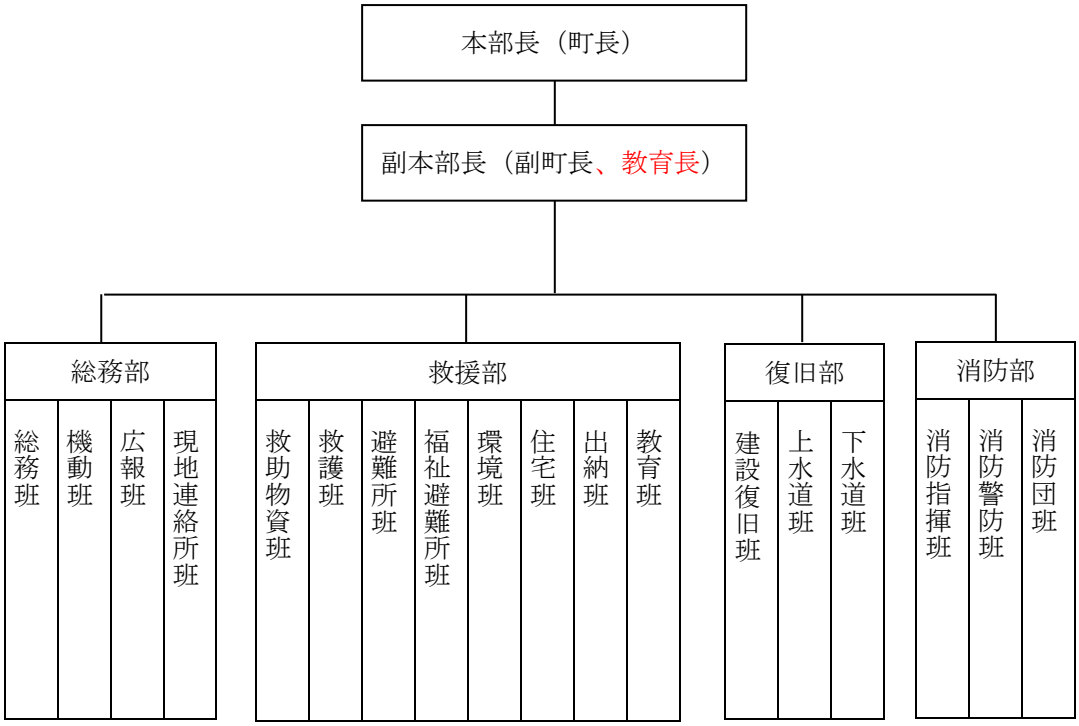

第３節　配備、動員計画

各課共通

第１　防災目標

地震災害応急対策に関し、所要の措置をとるものとする。

第２　配備体制の種別、配備該当事由及び配備体制内容

災害に対処するため、町長は、災害が発生するおそれのあるとき又は災害の状況により以下に示す配備体制のうち必要な体制をとるよう副町長以下の各職員に指令する。

なお、町長は、災害の態様、被害の状況その他により必要に応じて、特定の課に対し、種別の異なる配備体制を指令することができるものとする。

種別	地震災害時配備該当事由	配備体制及び要員
準備体制	●町域に震度４の地震が発生したとき。 **【町長が必要と認めたとき災害警戒本部設置】**	・事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部体制に移行し得る体制 ・総務課のうち、あらかじめ定めた職員により対応 ・勤務時間内において総務課職員及び本部総務部に該当する課の職員は自席で待機 ・勤務時間外において、前記職員及び警戒体制該当職員は自宅待機 ・災害警戒本部を設置するときは、第３章第２節第２に記載する職員により対応
警戒体制	○町内に震度４の地震が発生したときで、町長が必要と認めるとき。 ●町内に震度５弱の地震が発生したとき。 **【災害対策本部設置】**	（１）第１次体制 ・相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で所掌する応急対策を迅速的確に行うことができる体制 ・本部長、副本部長、本部員、総務課職員、機動班員及びあらかじめ定められた職員 ・前記以外の職員は自席で待機 ・勤務時間外において、前記以外の職員は自宅待機 （２）第２次体制 ・第１次体制だけでは対応が困難であると本部長が認めたとき。 ・第１次体制のほか、必要とする職員 ・前記以外の職員は自席で待機 ・勤務時間外において、前記以外の職員は自宅待機
非常体制	●町内に震度５強以上の地震が発生したとき。 ○その他地震による甚大な被害が発生又は予想される場合で、町長が必要と認めるとき。 **【災害対策本部設置】**	・町の総力をもって対処する体制 ・全職員動員

※　●は、自動参集とする。

第３　動員計画

１　職員の招集

職員を招集する必要があるときは、本部長は動員計画に基づき直ちに職員を招集するものとする。

２　勤務時間外、休日等における職員の招集方法及び職員の安否確認

地震が発生し、又は発生のおそれがある場合の勤務時間外、休日等における職員の招集のための連絡は、コミュニティＦＭ緊急割込放送設備、各課緊急連絡網及び電子メールの一括送信等によるものとし、あらかじめ各職員の参集場所及び配備体制の周知徹底に努めるものとする。

また、緊急事態において、参集不能職員の安否を把握することは重要であるため、各部各班長は、各課緊急連絡網等により、職員の安否等を確認する。

３　職員の配置及び服務

（１）職員の配置

各部長は、部に属すべき本部員の参集状況及び災害の状況に応じ、班長の確保を行うとともに、部内各班の編成を行う。また、参集不能幹部職員が出ることが予想されるため、業務代行者を設定するものとする。

なお、その後の本部員の参集状況や災害の状況、実施すべき対策の業務量の推移に応じて以下の措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

ア　災害に迅速かつ適切に対処できるよう適宜職員を再配置

イ　職員の休養、睡眠、休暇等ローテーション体制等の採用

ウ　高次の非常配備体制に迅速に移行できるための待機指令等の準備

エ　他部への応援要員の要請等人員の補充措置

（２）職員の服務

すべての職員は、非常配備体制がとられた場合又は「配備の時期」該当の地震が発生したときには、次の事項を遵守する。

なお、健康上の理由等で応急活動を実施することが困難である者及びその他本部長が認める者は動員から除外することができる。

ア　主に勤務時間内における遵守事項

（ア）配備についてない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。

（イ）勤務場所を離れる場合は、所属の長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。

（ウ）不急の行事、会議、出張等を中止する。

（エ）正規の勤務時間が終了しても所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。

（オ）被災者に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

（カ）被災者に対する応接は、迅速かつ懇切に接するよう心掛ける。

イ　主に勤務時間外における遵守事項

（ア）災害が発生し、その災害が「配備体制の時期及び内容」に定める事項に該当することを知ったとき又は体感その他により該当すると予想されるときは、自主的にあらかじめ指定された場所又は所属の勤務場所に参集する。

（イ）大規模災害時の参集に際しては、原則として、自動車は使用しないものとする。

（ウ）災害の状況により指定場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの町施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段をもって、その旨を所属の長又は最寄りの施設の責任者へ連絡する。

（エ）災害のため緊急に登庁する際は、作業等に適する服装を着用する。また特に指示があった場合を除き、食料１食分、水筒（２ℓ 程度)、懐中電灯及びラジオを携帯する。

（オ）参集途上においては可能な限り被害状況その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

（カ）災害により家族が死亡又は負傷した場合は、必要な措置を講じた後に、災害対策本部に参集する。

４　配置の報告

各班長は班員を配置したときは、所定の様式で職員の参集状況を記録し、所属部長を通じて、その累計を本部に随時報告するものとする。

また、町は、県防災情報システムにより、配備状況を県に報告するものとする。

５　長期化に備えた職員の配備体制

本部長は、災害対策本部体制設置期間が10日間以上となる見込みの場合は、以下の原則に基づき、職員の体力、気力、知力の回復に留意しつつ、長期化にも継続し得る職員配備体制をとるものとする。

なお、業務量又は想定業務量に対して、作業要員が不足する場合は、他の部からの応援要員の配置、国、県、他自治体からの応援職員の派遣、職員の新規又は臨時採用、民間派遣会社の社員派遣、ボランティア等により補充する。

（１）菰野町業務継続計画（ＢＣＰ）を策定し、災害時においても継続を確保すべき必要最小限の住民サービス業務を除く平常業務は、災害対策本部設置１週間以内に関しては中止するものとし、８日目以降に関しては被害状況、配備状況等によりその都度決める。

（２）災害対策本部設置４日目以降２週間を限度として、最大24時間50％配備体制をまた２週間を超える期間以降１箇月を限度として、最大24時間25％配備体制をしくことがそれぞれできるものとする。

（３）１箇月を超える期間以降又は被害状況や業務量（想定を含む。）により配備体制区分の切り替えにより対処可能と認める場合は、これによる。

第４節　災害対策要員の確保

総　務　課	消防本部
都市整備課	上下水道課

第１　防災目標

南海トラフ地震等大規模地震の発生に伴い、緊急に必要とする膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、受入体制を整備し、職員の動員及び県、防災関係機関等に応援を求めるための派遣要請についての体制を確保する。

第２　町における災害対策要員の動員

町における災害対策要員の動員は、第３節第３動員計画に基づき、それぞれの配備体制により動員するものとする。なお、災害発生時における町の職員配備状況は、県防災情報システムに入力し、報告する。

第３　他の防災機関による要員の確保

１　応援要請上の基本指針

被害が甚大であるため、町災害対策本部の人員のみで対応できない場合又は特殊作業のため応援協力、機械等が必要な場合は、国、県、近隣及び県内市町、災害時における応援協定締結市町村、関係団体、事業者等に応援を要請するものとする。なお、自治体職員の受入に関しては菰野町災害時受援計画で定める。

２　労務者及び車両、作業機械等の確保に係る協力要請

町内の建設業者及び県を通じ公共職業安定所へ一般労働者の供給を依頼する。

３　市町村間の相互応援協力

町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため、必要があると認めるときには、協定に基づき近隣市町、県内市町及び県外相互応援協定締結市町村に応援を求め、災害対策の万全を期すものとする。

資料編　応援協定一覧 **三重県市町災害時応援協定** **三重県内消防相互応援協定** **三重県水道災害広域応援協定** **災害時における応急対策業務に関する協定書**

４　三重県内消防相互応援隊及び緊急消防援助隊の要請等

町の消防力では災害の防ぎょが困難、又は困難が予想される場合には、町は県に三重県内消防相互応援協定による応援要請又は緊急消防援助隊の応援出動を求めるものとする。

５　日本赤十字奉仕団の要請

町災害対策本部において、日本赤十字奉仕団の応援を求める場合には、県に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、町災害対策本部から直接、日本赤十字社に要請を行うものとする。

６　被災建築物危険度判定及び被災宅地危険度判定の要請

（１）被災建築物応急危険度判定士

ア　町は、建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、「三重県被災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、県に対し、被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

イ　被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、その調査結果を建築物の所有者や使用者、又は使用者以外の第三者に危険性を知らせることにより注意を喚起する。

（２）被災宅地危険度判定士

ア　町は、町の区域において地震等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定が必要であると判断したときは、その旨を県に報告するとともに、判定士の派遣を県に要請する。

イ　被災宅地危険度判定士は、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供をする。

第４　応援職員等の受入れ

１　受入れ担当部署

（１）三重県内消防相互応援隊及び緊急消防援助隊：消防部

（２）県、他市町村、指定地方行政機関等派遣職員：本部総務部及び関係対策担当部

自治体職員の受入れについては菰野町災害時受援計画で定める。

２　受入れ施設

三重県内消防相互応援隊、緊急消防援助隊及び県、他市町村、指定地方行政機関等派遣職員の受入れ施設等については、資料編に掲げる「活動拠点施設一覧」の３のとおりとする。これらの

施設は、ライフラインが途絶した場合にでも各応援部隊、災害派遣職員等の円滑な受入れができるよう設備や資機材の充実を図るものとする。

資料編　活動拠点施設一覧

第５　災害対策基本法に基づく人的公用負担

本部長（町長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第65条に基づき、町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

第６　応急対策職員派遣制度に基づく応受援体制の整備

災害対策本部の運営等、災害マネジメントの支援が必要な場合には、県を通じて応援職員確保調整本部（設置前は総務省）に対して統括支援チーム、対口支援チームの派遣を要請する。

第５節　自衛隊派遣要請計画

総　務　課

第１　防災目標

災害応急対策上、自衛隊の支援を必要とする場合は、自衛隊法（昭和29年6月9日法律第165号）第83条の規定に基づき自衛隊の派遣を要請する。

第２　自衛隊の派遣要請

災害に際し人命又は財産を保護するための応急対策の実施が災害対策本部の職員等の動員だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の出動が必要であると認められる場合にその派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

第３　災害派遣要請の手続

１　町長の派遣要請の通報

町長は、派遣を要請しなければならないような事態が生じたときは、災害派遣要請書に次の事項を記入し、四日市地域防災総合事務所長を経由して知事に要請するものとする。

ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で要請し、事後に文書を送付することができる。

また、町長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めることができる。その後、必要に応じ直接自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、町長はその旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。

ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知するものとする。

（１）災害の状況及び派遣要請を要求する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）

（２）派遣を希望する期間

（３）派遣を希望する区域及び活動内容

（４）その他参考となるべき事項

＜緊急時派遣要請要求先電話番号等＞

名　　称	電話番号	ＦＡＸ番号	所　在　地
県四日市地方部	059-352-0560 三重県防災行政無線 8-*-22-611（地上系電話） 7-122-611（衛星系電話）	059-352-0589 三重県防災行政無線 8-099-**-22-613（地上系電話） 0-ｐ-7-ｐ-122-613（衛星系電話）	四日市市新正 ４-21-５
県災害対策本部 総括部隊	059-224-2189 三重県防災行政無線 8-*-8-2189（地上系電話） 7-101-8-2189（衛星系電話）	059-224-2199 三重県防災行政無線 8-099-**-684（地上系電話） 0-ｐ-7-ｐ-101-684（衛星系電話）	津市広明町13
陸上自衛隊第33普通科連隊長	059-255-3133 三重県防災行政無線 8-841-**-11（地上系電話） 7-841-11（衛星系電話）	同左（切替） 三重県防災行政無線 8-841（地上系電話） 0-ｐ-7-ｐ-841-19（衛星系電話）	津市久居新町 975

２　災害派遣の要請手続

派遣要請の要求ができない旨及び災害の状況を通知

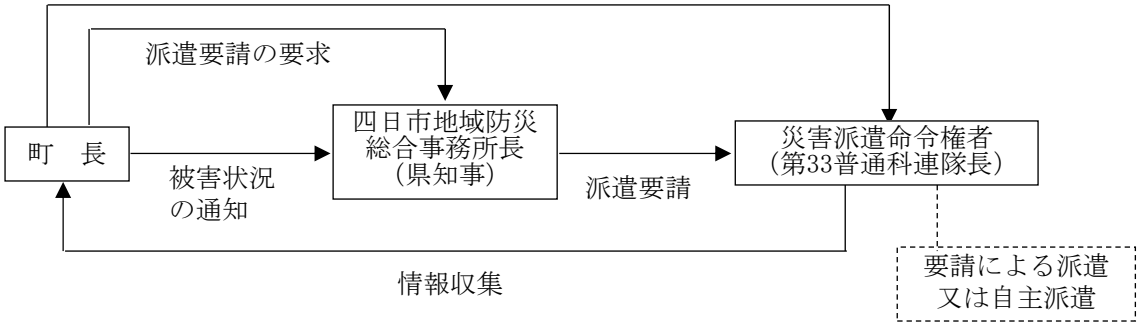

資料編　自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

第４　災害時の緊急派遣

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。（自衛隊法第83条第２項ただし書に規定する自主派遣）

この場合、町長は、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長に直接災害の状況等を通知することができる。

第５　派遣部隊の活動内容

災害派遣を要請するに当たっての自衛隊の活動範囲は、次のとおりである。

１　被害状況の把握（車両、航空機による偵察）

２　避難の援助（誘導、輸送）

３　遭難者等の捜索救助

４　水防活動
５　消防活動
６　道路及び水路の啓開（障害物除去等）
７　応急医務、救護及び防疫
８　人員及び物資の緊急輸送
９　炊飯及び給水
10　救助物資の無償貸付又は譲与
11　危険物の保安及び除去等

第６　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

１　自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両、その他物件の移動命令、車両、物件の破損
２　避難の措置、立入り
３　警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限禁止及び退去命令
４　他人の土地等の一時使用等
５　現場の被災工作物等の除去等
６　住民等を応急措置の業務に従事させること。

第７　派遣部隊の受入れ

１　受入れ担当部署

本部総務部

２　受入れ施設

自衛隊派遣部隊の受入れ施設については、資料編に掲げる「活動拠点施設一覧」の３のとおりとする。

資料編　活動拠点施設一覧

３　災害派遣部隊の受入れ手順

（１）準備

応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう作業計画をたてるとともに、必要な資機材等の確保、調達を行う。派遣部隊の待機所、車両、器材等の保管場所、ヘリポートの準備その他受入れのために必要な措置及び準備を行う。

なお、この場合他の機関と重複競合しないよう重点的、効率的な作業を分担するよう配慮する。

（２）受入れ

派遣部隊が到着した場合は、職員を派遣し部隊指揮官を町役場本庁舎へ誘導し現地指揮所を開設する。作業実施期間中は現地指揮所において、派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整の上作業の推進を図る。

なお、派遣部隊の仮泊予定地は、八風スポーツ公園又は朝明運動公園とするが、これにより難い場合は、町内の公共空地を緊急に確保する。

（３）県への報告

本部総務部は、派遣部隊の到着後速やかに、また必要に応じて、所定の事項について四日市地域防災総合事務所長を経由し知事に報告する。

資料編　ヘリコプター臨時離着陸場一覧

（４）災害派遣を要請しない旨の通報

本部長（町長）は、事態の推移に応じ自衛隊の災害派遣を要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を四日市地域防災総合事務所長を経由し知事に連絡する。

第８　撤収要請

派遣部隊の撤収要請は知事が本部長（町長）及び派遣部隊の長と協議して行う。本部長（町長）は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対しその旨報告する。ただし文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話をもって連絡しその後文書を提出する。

資料編　自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

第９　費用の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、町の負担とする。ただし、２以上の地域にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定めるものとする。

１　宿泊施設に連絡のために設置した電話の設置費及び通話料金

２　宿泊のために要した宿泊料、光熱水料、入浴料

３　活動のため現地で調達した資機材の費用

４　その他必要な経費については事前に協議するものとする。

第10　航空機による災害派遣とヘリポートの選定取り扱い

町が災害時に航空機による援助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入れのためのヘリポートの取り扱いについては、次のとおりとする。

１　航空機派遣要請の受入れ準備

（１）派遣要請を行う場合は、前記の要請手続によるほか、使用ヘリポート名、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県に連絡を行うこと。

（２）ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。

（３）あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径10mの⓫印を描き、上空より降下場所選定に備えておくこと。

（４）夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点15m平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。

（５）着陸場と町役場及びその他主要箇所と通信連絡を確保しておくこと。

２　ヘリポートの取り扱いについて

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分しておくこと。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに町を通じ県にその概要（略図添付）を報告すること。

（１）面積を変更した場合

（２）地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合

（３）地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合
（４）既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合
（５）グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合

ヘリポートの設定基準

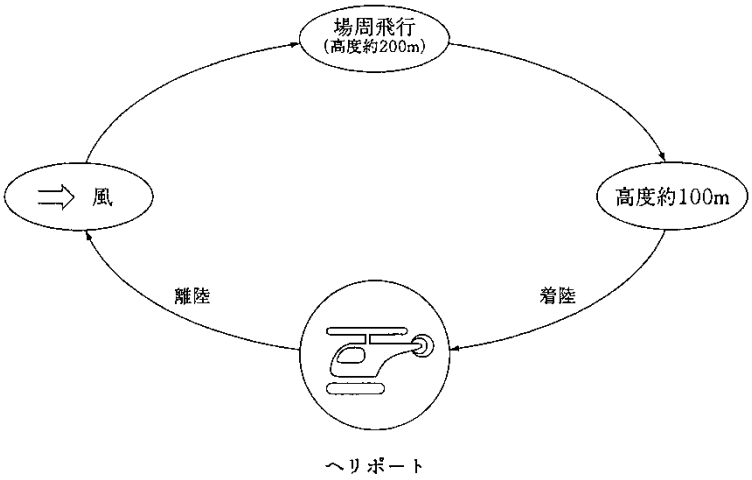

設定に当たっては次の事項に注意すること。

ア　ヘリコプターの機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向かって通常約12度以下の上昇角､降下角で離着陸し､垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
イ　地面は堅固で傾斜９度以内であること。
ウ　四方に仰角９度（ＯＨ―６の場合は12度）以上の障害物がないこと。また、離着を要する地積は（図１）に示すとおりである。
エ　風の方向が分かるよう、ヘリポートの近くに吹流し又は旗を立てること。吹流しの標準寸法は図のとおりであるが、できなければ小さいものでもよい。（図２）
オ　着陸地点には石灰等を用いて、Ⓗの記号を標示して着陸中心を示すこと。（図３）
カ　物資をたくさん輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。
キ　大型車両等が進入できること。
ク　林野火災対策に使用する場合は、面積（100ｍ×100ｍ以上）、水利（100ｔ以上）を考慮すること。
ケ　ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずること。

a　小型機（ＯＨ―６）の場合

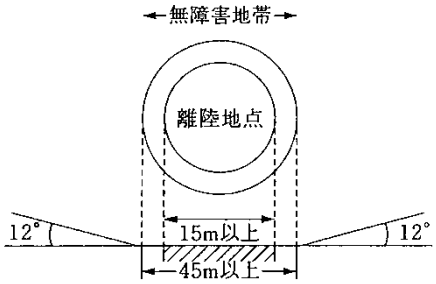

b　中型機（ＵＨ―１）の場合

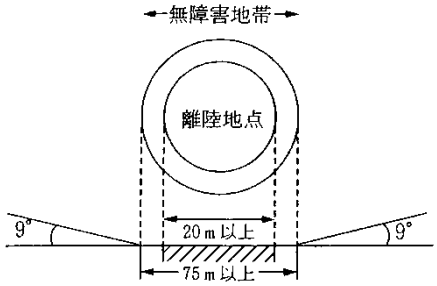

c　大型機（ＣＨ―47）の場合

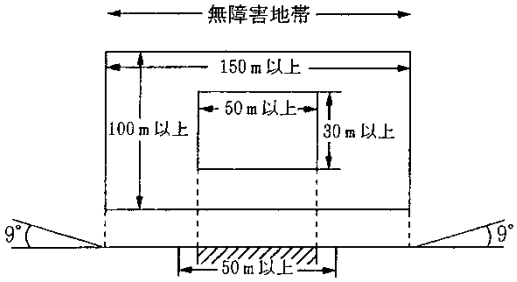

図１　離陸地点及び無障害地帯の基準

※着陸地点の地盤は堅固で平坦地であること。

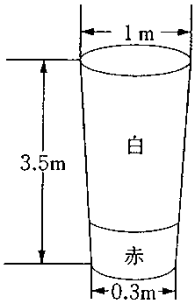

図２　吹流し

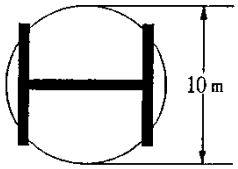

図３　ヘリポート

資料編　ヘリコプター臨時離着陸場一覧

第６節　ボランティアの受入れ体制

住　民　課　　健康福祉課

第１　防災目標

大規模地震発生後の災害応急対策の実施に当たっては、被災者の様々な援助ニーズが増大する中で、参加したボランティアの善意が効果的に活かされるよう、町、町社会福祉協議会、県、ボラン

ティア関係機関及び災害救援ボランティアグループ等と連携して受入体制の整備を図るものとする。

第２　ボランティア受入体制の整備

町は、菰野町災害時受援計画でボランティアの受け入れについて定め、町社会福祉協議会等との相互協力により、「現地災害ボランティアセンター」を保健福祉センター内に設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受入れる。

１　現地災害ボランティアセンターの機能

（１）被災地におけるボランティアニーズの把握、ボランティア情報の広報

（２）みえ災害ボランティア支援センターとの連絡調整

（３）ボランティア受入れ、被災地での活動の支援

（４）その他ボランティア活動に関する庶務

２　ボランティア受入れ上の基本指針

（１）被害が甚大であるため、町職員のみをもってしては、迅速かつ適切な災害対応が困難であるときは、町の内外を問わず広くボランティアの参加呼びかけを行い、ボランティアを受入れる。

（２）ボランティアの受入れに伴うコーディネート業務は、町社会福祉協議会を始めとする住民団体及び応援にかけつけた町外ボランティア関係組織が主体となって行うよう要請する。

（３）本部長（町長）は、連絡担当者を定めるとともに、必要かつ十分なボランティア活動のための拠点設置スペース、設備、資機材等の提供その他のバックアップに万全を期する。

（４）一般ボランティアのほか、国、県等を通じて派遣されるものやあらかじめ協定を結ぶ団体、事業所から出動する専門ボランティアの受入れについては、それぞれの部が必要な専門的能力を要する人員の受入れ及び活動の調整を行う。

３　ボランティア受入れ施設

施　　設　　名	所　　在　　地	電話番号
保健福祉センターけやき	菰野町大字潤田1281	059-391-2211

４　ボランティア活動の内容

町は、ボランティア等に主として、次の活動について協力を依頼する。

（１）避難所等の運営

（２）被災者に対する炊出し

（３）配送拠点での物資の搬入、搬出、仕分け

（４）救援物資の配布、配達等

（５）高齢者、障がい者等要配慮者の介助

（６）被災者が行う被災家屋からの家財搬出等

（７）現地災害ボランティアセンターの運営

５　初動措置

（１）町社会福祉協議会等への協力要請

ア　ボランティア受入れ体制確立の要請

イ　町内被害状況に関する情報の提供

ウ　町災害対策本部体制の現況に関する情報の提供

（２）町としてのバックアップ体制確立

ア　ボランティアに関する広報活動

イ　場所、資機材、設備、活動資金等の提供

ウ　その他要請のあったこと等必要な協力

（３）連絡責任者、担当者の指定

ア　町社会福祉協議会等との連絡調整

イ　町各部、防災関係機関との連絡調整

ウ　住民対応

（４）町社会福祉協議会、日本赤十字奉仕団等の役割

ア　運営体制

保健福祉センター内にボランティア受入れ本部を、また、必要に応じて、各支部設置施設又はその都度、本部が定める施設内にボランティア受入れ各地域支部を置く。受入れ本部及び各地域支部の運営要員はその都度、町社会福祉協議会等の責任者が協議し決める。

イ　受入れ本部組織

ボランティア受入れ本部及び地域支部の構成は、その都度、町社会福祉協議会等の責任者が協議し、以下を目安として決定する。

（ア）受付班

a　町内外ボランティアの受付、登録

b　被災者ニーズ等の把握

c　ボランティア団体の連絡、調整

d　ボランティア派遣計画の作成、調整

（イ）案内班

a　ボランティア希望者に対する研修、引継等

b　活動実施のために必要な地図類、資料、マニュアル等の作成

c　ボランティア受入れ本部ニュースの作成、配布

d　その他広報業務に関すること

（ウ）庶務班

a　町、防災関係機関との連絡調整

b　資機材、物資の調達、保管

c　資金管理、伝票整理その他財務に関すること。

d　食事の提供、睡眠スペースの確保

e　その他本部機能維持業務に関すること。

（エ）各対策項目班

a　その都度寄せられる需要及び供給状況に応じて、適宜編成する。

b　各班２～３人ずつのリーダーを目安とする。

第７節　地震情報等の伝達活動

総　務　課	消 防 本 部

第１　防災目標

本町は、沿岸部から約10km離れているため、津波による直接の被害はないものと考えられるが、震度６弱及び６強の地震動による被害は、本編第１章第４節「被害想定」に見るとおりである。このため、地震に関する情報を正確に伝達し、被害を最小限にとどめることを目標とする。

第２　地震情報の伝達

地震に関する情報は、気象庁から次の系統により伝達される。

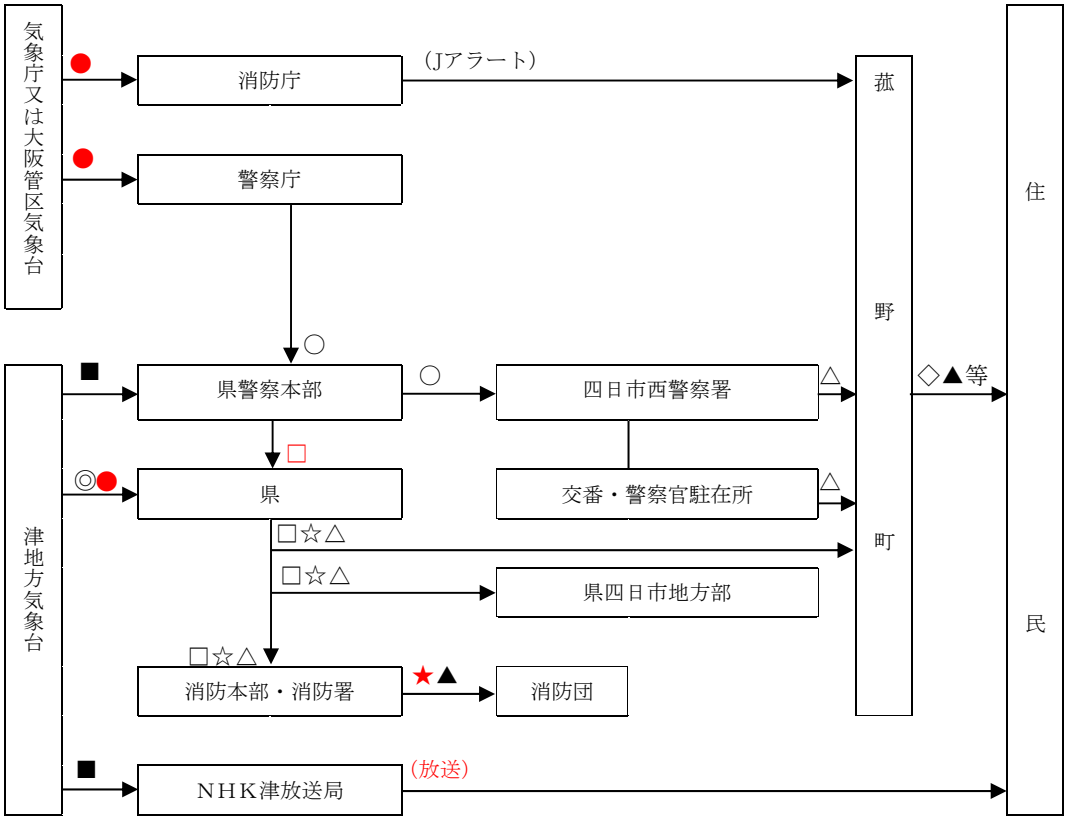

凡　　例	
◎	防災情報提供システム（専用回線、Ｊアラート）
■	防災情報提供システム（インターネット）
●	気象庁専用回線（ADESS回線等）
○	専用の電話、専用の電話ＦＡＸ
△	一般の電話、ＦＡＸ
□	三重県防災通信ネットワーク
◇	コミュニティＦＭ緊急割込放送設備
☆	県の一斉優先ＦＡＸ
▲	メール
★	消防救急デジタル無線

第３　町における措置

町においては、勤務時間中にあっては総務課がこれらの情報を受理し、町長、副町長に報告、各課及び出先機関、教育委員会等に連絡するものとする。

勤務時間外においては、本編第３章第３節「配備、動員計画」に定めるとおり、ラジオ、テレビ等の報道又は体感した地震動により、配備体制ごとの動員該当職員は自動参集するものとする。

第８節　被害情報収集、連絡活動

総　務　課	観光産業課
企画情報課	消 防 本 部
環　境　課	

第１　防災目標

災害応急対策活動を迅速、的確に行うには、被害に関する情報及び復旧状況に関する情報を早く、正確に収集し、関係機関へ連絡することが重要である。したがって、町は災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合には、速やかに所掌の情報を収集把握して、本部長に報告し、災害応急対策方針を決定するとともに、県災害対策本部に報告するものとする。

第２　関係機関等からの情報収集

町災害対策本部は防災関係機関等からの情報を収集し、災害対策活動に活用するものとする。

＜関係機関等との連絡手段＞

町 ←→ 県	県防災行政無線、インターネット、メール、消防救急デジタル無線、電話
町 ←→ 消防本部・消防署	県防災行政無線、町防災行政無線（移動系）、 消防救急デジタル無線（半固定型）、電話
町 ←→ 四日市西警察署	県防災行政無線、電話
町 ←→ 区長	簡易無線、インターネット、メール
町←→自主防災組織（住民）	コミュニティＦＭ緊急割込放送設備、インターネット、メール
町←→　湯の山	町防災行政無線（移動系〔湯の山区公民館（旧湯の山温泉協会事務所）〕）、電話、衛星携帯電話（ドコモ）
町←→朝明ヒュッテ	町防災行政無線（移動系〔朝明茶屋〕）、電話、衛星携帯電話（イリジウム）
町←→切畑、八風キャンプ場	町防災行政無線（移動系〔八風キャンプ場〕）、電話、衛星携帯電話（イリジウム）
消防本部・消防署←→消防団	消防救急デジタル無線（半固定型、車載型、携帯型）、メール

第３　災害情報の収集

１　災害発生時の情報収集

迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、災害初期段階での被害情報の収集は不可欠である。そのため、各職員は情報の収集に努める。

発生時の情報収集は、災害の発生拡大状況及び二次災害の危険性に関する情報（災害応急対策活動を実施する上で必要とする情報）であり、これは次のとおりである。

（１）人命危険の有無及び人的被害の発生状況

（２）住民の行動、避難の必要性及び避難の状況

（３）火災等の二次災害の発生状況及び危険性

（４）家屋等建物の倒壊状況

（５）堤防、護岸、急傾斜地の状況

（６）道路及び交通機関の被害状況

（７）電気、水道、ガス、電話等ライフラインの被害状況

（８）余震、津波等に関する情報、二次災害防止のための気象情報、注意報等

（９）その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

２　被害調査活動

発災時の情報収集により災害の概況を把握後、さらに具体的な情報を収集するため、各職員により被害調査活動を実施する。被害調査により収集する情報は次のとおりである。

（１）被害状況

（２）避難指示等発令区域又は警戒区域等での避難状況

（３）避難所の設置状況

（４）避難生活の状況

（５）食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況

（６）電気、水道、ガス、電話等ライフラインの復旧状況

（７）医療機関の開設状況

（８）救護所の設置及び活動状況

（９）傷病者の収容状況

(10) 道路及び交通機関の復旧状況

(11) 避難所等における家庭動物の受入状況

第４　災害情報の伝達

災害時は、情報不足や不的確な情報の錯綜が予測されるため、情報の収集、伝達体制を確立し、確実に応急対策の実施ができるよう的確な情報の伝達を図る。

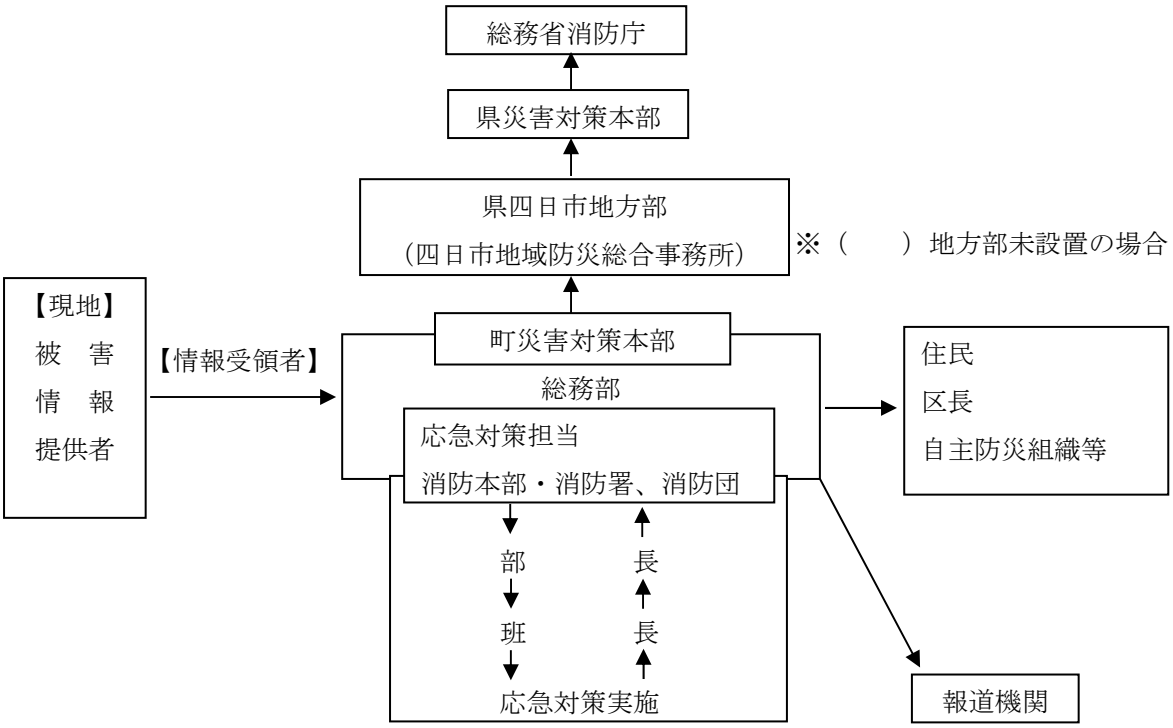

第５　災害情報に関する調査、収集、報告要領

災害情報及び被害報告は、災害対策業務上極めて重要なものであり、被害情報受領者又は被害調査担当者は報告要領に従い、あらかじめ定められた情報責任者を通じて災害対策本部に迅速に報告するものとし、災害対策本部は応急対策担当部等へ的確に伝達するものとする。

１　情報責任者の指定

区　　分	災害対策本部職名
総　務　部	総務部広報班長
救　援　部	救援部情報責任者
復　旧　部	復旧部情報責任者
消　防　部	消防部指揮班長
現地連絡所	各現地連絡所班長

２　町災害対策本部各部及び防災関係機関の調査分担の一覧

<table>
<tr><th colspan="3">調査実施者</th><th>収集すべき被害状況等の内容</th></tr>
<tr><td rowspan="4">災害対策本部</td><td colspan="2">各施設を所管する部（管理者）</td><td>ア　所管施設の来所者、入所者、職員等の安否
イ　所管施設の物的被害及び機能被害の有無
ウ　所管施設の対策基幹施設としての利用可能能力の現況</td></tr>
<tr><td colspan="2">職務上の関連部</td><td>ア　農商工業施設、危険物取扱施設等の物的被害の有無
イ　その他関連する施設等の人的、物的、機能的被害の有無
ウ　関連施設等の対策実施のための協力可能能力の現況
エ　災害危険箇所等の被災の有無、現在の状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">本部総務部</td><td>現地連絡所班（地区コミュニティセンター）</td><td>ア　火災発生状況
イ　避難の必要の有無及びその状況
ウ　主要な道路、橋りょう等の被災状況
エ　救急、救助活動の必要の有無及びその状況
オ　住家の被害その他の物的被害
カ　電気、ＬＰガス、電話、上下水道その他の被害
キ　防災対策基幹施設、事業所、団体等の対策能力の現況
ク　被災地住民の動向及び要望事項
ケ　現地活動実施上の支障要因等の状況
コ　その他本部長が必要と認める特命事項</td></tr>
<tr><td>広報班</td><td>参集職員、地区役員、自主防災組織等からの情報収集
※　災害発生直後１～２時間においては比較的電話がつながりやすい。また職員の参集の度に途上の情報も同時にもたらせられる。初期においては、電話、面接等により上記について聴取し地図上に集約し全体像を視覚化する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防部</td><td>ア　すべての人的被害（他で調査した人的被害の集計）
イ　火災発生状況及び火災による物的被害
ウ　危険物施設の物的被害
エ　要救援救護情報及び救急医療活動情報
オ　消防その他災害防止のための活動上必要ある事項</td></tr>
</table>

第６　概況連絡及び災害速報

報告の種類は、次のとおりとする。

１　概況速報

（１）初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、資料編に掲げる災害概況速報に基づく内容とし、町から県四日市地方部を経て、県災害対策本部に報告する。なお、様式第１号の代替として被害速報送受信票も可とする。

特に、次のア～カに該当する災害が発生した場合には、速やかに報告するものとする。

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの

イ　町が災害対策本部を設置したもの

ウ　災害が近隣市町にもまたがるもので、町における被害は軽微であっても、全体的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ　災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

オ　災害による被害が軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの

カ　崖崩れ、地すべり、土石流、河川の溢水、破堤等による人的被害又は住家被害が生じたもの、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

（２）通信手段の途絶、輻輳等により県四日市地方部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、連絡が取れるようになるまで町は直接消防庁へ連絡するものとする。また、火災、災害等即報要領に基づき、一定規模以上の火災、災害等（直接即報基準に該当するもの）については原則30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、第１報を県四日市地方部のほか、直接消防庁に対しても報告するものとする。なお、県と連絡が取れるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

消防庁（応急対策室）への連絡先は次のとおりである。

○平日　9：30～18：15

ＮＴＴ回線、メール	※消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL　03-5253-7527 FAX　03-5253-7537 メール　fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp	TEL　90-49013 FAX　90-49033	TEL　７-048-500-90-49013 FAX　0(ゼロ)-p-7-p-048-500-90-49033

※消防防災無線は、県が総務省消防庁（応急対策室）へ連絡の際使用

○上記以外の場合（危機管理センター）

ＮＴＴ回線、メール	※消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL　03-5253-7777 FAX　03-5253-7553 メール　fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp	TEL　90-49102 FAX　90-49036	TEL　７-048-500-90-49102 FAX　0(ゼロ)-p-7-p-048-500-90-49036

※消防防災無線は、県が総務省消防庁（応急対策室）へ連絡の際使用

資料編　災害概況速報

２　災害速報

被害状況の判明次第、逐次報告するもので、被害速報送受信票及び資料編に掲げる被害状況速報に基づく内容とし、町から県四日市地方部を経て、県災害対策本部に報告する。

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により県四日市地方部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、町は、直接総務省消防庁へ連絡するものとする。

なお、県と連絡が取れるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

住家の被害状況が、災害救助法適用基準の２分の１に達したときは、上記の速報とは別に資料編に掲げる被害状況調書による住家等被害状況速報を、北勢福祉事務所を経由して県災害対策本部に報告するものとする

資料編　被害状況速報

３　被害報告

（１）中間報告

１、２の速報の段階において、報告を求められたときは、その都度、所定の様式又は項目について県防災通信ネットワークシステム及び県防災情報システム等により県四日市地方部に報告するものとする。

（２）確定報告

被害状況の最終報告であり、中間報告の要領により法令その他所定の時期までに報告するものとする。

４　被害報告の内容基準

被害報告の際の用語の解釈は、資料編に掲載のとおりである。

資料編　被害報告内容基準

第７　県知事への報告

本部で把握した被害状況については、三重県地域防災計画に定めるところにより県四日市地方部を経て知事あてに報告するものとする。

第８　異常現象発見時の通報

災害対策基本法第54条により、災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

１　発見者の通報

「異常現象」を発見したときは、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報する。

２　警察官の通報

「異常現象」を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、その旨をすみやかに町長に通報するものとする。

３　町長の通報

上記１及び２によって、「異常現象」の通報を受けた町長は、直ちに次の機関に通報又は連絡するものとする。

（１）気象官署

（２）県

（３）警察

（４）その他の関係機関

なお、通報すべき異常現象は、例えば次のようなものが想定される。

水　　象	地　　象
○河川等の異常な水位上昇 ○異常な湧水 ○洪水	○地割れ（亀裂） ○地すべり（土塊の移動） ○崖崩れ、山崩れ ○地表面の沈下、隆起 ○数日に及ぶ頻繁な有感地震

＜異常現象発見時の「町」を経由する通報の流れ＞

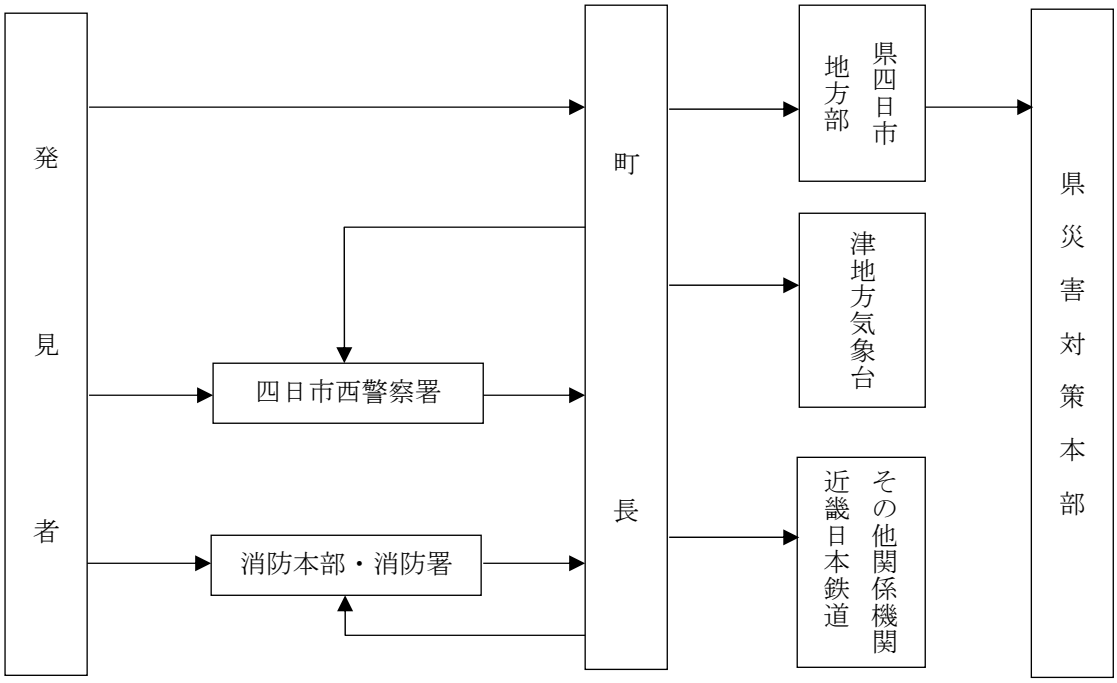

第８　通信ボランティアの活用

大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、インターネット利用者といった通信ボランティアの協力を得ることとし、平常時からその体制を整備する。

第９節　通信運用計画

総　務　課　　消 防 本 部

第１　防災目標

大規模地震発生時の情報の伝達及びその他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達を迅速かつ確実に実施するため、通信の確保に努める。

第２　通信の方法

１　電話による通話

（１）非常通話、緊急通話

ア　非常通話

天災事変その他非常事態が発生又は発生のおそれがある場合に、救援、交通、通信、電力の確保など必要な事項を内容とする通話は、すべての手動接続通話に優先して接続される。

イ　緊急通話

災害の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、災害の予防、救援、復旧等を内容とする緊急通話は、非常電話の次順位として、手動接続通話により接続される。

（２）災害時優先電話

災害時において、通話が規制された場合でも、あらかじめ登録された災害時優先電話については、優先的に発信することができる。

資料編　災害時優先電話設置状況

２　電報による通信

電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、「115 番」にダイヤルしてオペレータに告げる。（※22時以降～翌朝８時までは、0120-000115で受付）

（１）非常扱いの電報

地震その他非常災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

（２）緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

３　町防災行政無線による通信

災害時における各種情報の伝達及び被害状況を把握するため、町防災行政無線（移動系）を活用し、迅速かつ的確な情報の伝達及び連絡を行う。

４　県防災通信ネットワークによる通信

災害時において町、県、県四日市地方部等各防災関係機関は、相互に県防災通信ネットワークを利用して広く正確な情報交換を行う。

５　インターネット通信の利用

迅速かつ正確な情報伝達のため、インターネットによる通報を行う。

第３　その他の通信手段の活用

災害時において町が管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、次のとおりその他の通信手段をもって通信を確保する。

１　警察電話、警察無線電話、及び警察電報による通信

警察機関を通じて通報するものとするが、この場合、あらかじめ署長に対し、使用する通信設備、通信理由、通信の内容、発受信者等を申し出て、その承認を得たうえで使用する。

２　消防救急デジタル無線による通信

消防部を通じて行う。

３　非常通信による通信

三重県地域防災計画の定めるところにより非常通信協議会の無線通信を利用して行う。

４　衛星電話等による通信

通信回線の途絶による特定地域の孤立を防止するため町が設置している孤立防止対策用衛星電話及び衛星ブロードバンドを利用して通信を行う。

５　通信が途絶したときの対応

（１）公共の無線局、アマチュア等の無線局等を活用し非常通信を行う。

（２）町職員、住民等によるボランティア協力により、伝令、情報ボランティアの派遣を行う。

（３）次の機関を利用した迂回連絡ルートにより、迂回連絡して行う。

ア　非被災地にある協定締結市町村

イ　その他本部長がそのつど定める機関

６　放送施設の利用

町長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときは、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を知事を通じて放送局へ依頼することができる。

ただし、やむを得ない場合は放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告するものとする。

第１０節　避難対策活動

総　務　課	税　務　課
健康福祉課	子ども家庭課
教　育　課	消 防 本 部
環　境　課	

第１　防災目標

南海トラフ地震等大規模地震発生時には多数の被災者が生じることが想定される。したがって、人的被害を軽減するため、町長は危険区域内にある住民に対して避難のための立退きを指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図るとともに、それらの避難者及び居住の場所を失った者を一時的に収容するための避難所等について定める。

第２　自主避難の指導及び住民による自主避難

町長は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに、その地域や住民に対しては、避難場所、避難経路、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な避難や不測の事態等の緊急避難が実施できるように指導しておくものとする。

住民は、災害が発生するおそれがあると認めたときは、区、自主防災組織等と協力連携して要配慮者を伴い避難場所等に自主的に避難する。土砂災害等急に災害が発生し、町の体制が整う前に危険が目前に迫っていると判断したときは、近隣住民が助け合い緊急避難する。

第３　避難指示等

１　実施責任者

避難指示等の実施責任者は、災害の種類により次のとおり定める。なお、町長は関係機関と連

絡を密にし、住民の避難の的確な措置を実施するものとする。なお、避難指示等につき、本部長不在の場合には副本部長及び関係職員が避難指示等を行い得るよう、町長の権限の一部を代行させることができるものとする。

実施責任者	災害の種類	要　　件	根　拠　法	報　告　先
町　　長	災　害　全　般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法第60条第１項	知　　事
知　　事	災　害　全　般	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災害対策基本法第60条第６項	
警　察　官	災　害　全　般	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条	町　　長
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第４条	公 安 委 員 会
知事、その命を受けた職員又は町長	洪　　水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条	警察署長（町長が指示したとき）
知事、その命を受けた職員	地　す　べ　り	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条	警　察　署　長
自　衛　官	災　害　全　般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官において、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条	

２　避難指示等の発令

避難指示等の発令は、次の状況において行うものとする。

（１）高齢者等避難

災害リスクのある区域等の高齢者等（※）が危険な場所から避難するべき状況

※高齢者等：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者

（２）避難指示

災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況

３　避難指示の伝達内容

避難指示等の周知徹底のため、次の事項を明確にするものとする。

（１）要避難対象地域

（２）避難先

（３）避難理由

（４）避難経路

（５）避難時の注意事項等

４　避難指示等の伝達の方法

本部長は、避難指示等を行ったとき又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して、次の手段その他実情に即した方法で、その周知徹底を図るものとする。

（１）コミュニティＦＭ緊急割込放送設備による放送

（２）町ホームページ、緊急速報メール、町行政情報メールによる広報

（３）ケーブルテレビ等による放送

（４）消防車、広報車による広報

（５）町職員、消防団員等による巡回

（６）避難信号の発信

警　　鐘	乱　　打
余いん防止付サイレン	１分　５秒　１分　５秒　１分

（注）信号に当たっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用するものとする。

５　関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者等は、避難のための立退きを指示し、あるいは指示等を承知したときは、関係機関に通知又は連絡するものとする。

６　防災関係機関への連絡

本部長（町長）が避難指示等を発令したとき、又は警察官等から避難の指示を行った旨の通報を受けたとき、次の要領により関係機関等へ連絡する。

（１）施設の管理者への連絡

町内の避難所として利用する学校、公民館等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

（２）警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導、整理のため警察等の関係機関に避難指示等の内容を伝え協力を求める。

（３）近隣市町への連絡

総務部は、町内の災害の様相が深刻で、地域住民が避難のため近隣市町内の施設をやむを得ず利用せざるを得ない状況が想定されるときは、近隣市町に協力を要請する可能性があることを連絡する。

７　避難指示等の解除

避難指示等解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

第４　警戒区域の設定

１　警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内　　容（要件）	根　　拠
町　　長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
知　　事	災害全般	災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災害対策基本法第73条
警　察　官	災害全般	災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、その必要が認められるが、町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条第２項
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第４条
自　衛　官	災害全般	同上の場合において町長又はその委任を受けた町の職員、警察官が、その場にいない場合	災害対策基本法第63条第３項
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条第８項において準用する同法第28条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪　　水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。	水防法第14条

（注）警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第１次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

２　警戒区域の設定が必要とされる場合

（１）土砂災害危険地域

ア　急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域

イ　土石流危険渓流

ウ　地すべり防止地域

エ　山地災害危険地区

オ　その他責任担当部長が必要と認める箇所

（２）倒壊危険のある大規模建物周辺地域

（３）事業所、施設等の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域

（４）事業所、施設等の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域

（５）放射線使用施設の被害により被曝の危険が及ぶと予想される地域

（６）その他住民の生命を守るため必要と認められるとき。

資料編	**急傾斜地崩壊危険箇所一覧**
	土砂災害警戒区域一覧
	土石流危険渓流一覧
	山崩れ、崖崩れ注意箇所一覧

３　火災警戒区域の設定

ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生した場合人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し又は命令で定めるもの以外の者に対してその区域からの退去を命じ、その区域への出入りを禁止又は制限する。

第５　避難方法

１　避難の誘導を行う者

（１）危険地域における誘導

大規模地震等により広域的な延焼火災が発生するとき又は洪水等により著しく危険が切迫しているときなどのため、避難指示等が本部長より発令された場合において、救援部は、あらかじめ指定する避難施設及びその都度指示する要所となる地点にそれぞれ複数の町職員を派遣する。派遣された職員は、本部長からの指示、情報等の収受にあたるとともに、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力により住民等の危険地域内から安全な地域への避難誘導に努める。

（２）学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育園、こども園、事業所、大規模な店舗その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。ただし、学校、幼稚園、保育園、こども園、福祉施設及び夜間多数人が集まっている場所等については、災害の規模、態様により必要と認められるときは、町職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講ずる。

（３）交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

２　避難の順序

救援部は、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難支援に努めるものとし、避難立退きの誘導に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先して行う。また、要配慮者の情報把握については、町社会福祉協議会、民生委員や地域住民と連携して行うこととする。

３　移送の方法

避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両等によって行うものとする。

４　広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立ち退き移送を要し、町において措置できないときは、町は県四日市地方部に避難者移送の要請をするものとする。また、事態が急迫しているときは、直接隣接市町、警察署等に連絡して実施するものとする。

５　避難誘導時の留意事項

（１）火気、危険物等の始末

避難に先立ち、必ず火気、危険物等の始末を完全にすること。特に会社、工場にあっては油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるものとする。

（２）携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障を来さない最小限度のものとする。なお、自動車による避難及び家財の持出し等は中止させる。

（３）避難の誘導方法

避難の誘導方法については、災害の規模、態様に応じて混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するために必要な方法をとることとするが、おおむね次のようなことを目安とする。

ア　交差点や橋りょう、ガード等の混雑予想地点においては、要配慮者を含む避難グループであることを示す旗その他の標識を掲げるとともに、その旨を連呼し優先避難誘導を受けやすいよう努める。

イ　避難経路は、本部長又は責任担当部長から特に指示がないときは、通学路を目安として避難の誘導にあたる者が指定する。

なお、避難経路の選定に当たっては、火災、落下物、危険物、パニックの起こるおそれ等のない経路を選定し、また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実際を確認して行うように努める。

ウ　選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができないときは、責任担当部長を経由し、復旧部長に対して、避難道路の啓開等を要請する。

６　避難の完了報告

避難の誘導にあたった町職員は、安全な地域、施設への避難を完了させたのち、完了報告を本部長へ速やかに行う。

第６　避難所の開設及び運営

震災のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民や帰宅困難者を一時的に収容し、保護するため、避難所を開設するものとする。また、避難所での生活が困難な高齢者や障がい者の収容施設として、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。

１　収容者

避難所に収容する者は、次のとおりとする。

（１）住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者で、一時的に避難所に収容する必要のある者

（２）現に災害に遭遇（旅行者、通行人等）した者で、一時的に避難所に収容する必要のある者

２　設置の方法

（１）避難所の設置

ア　町は、市街地大火が発生した場合に生命の安全を確保するための避難施設として小学校、中学校、高等学校を「収容避難所」に提供するとともに、前記のものを一時的に収容するため、関係機関と協力してあらかじめ指定する施設を避難所として開設する。この際、高齢者や障がい者等の要配慮者に対しては、優先的に収容できるよう配慮するものとする。加えて、家庭動物と同行避難した被災者について、適切に対応する。

また、福祉避難所の早期開設に努め、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所、入院するに至らない程度の在宅の要配慮者につ

いては、福祉避難所への収容について配慮する。

イ　避難所を設置したときは、その旨を公示し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

住民が町長の指示に基づかず、親戚、縁者等の住家に集まる場合があっても、その住家を避難所として認めることはできない。

ウ　避難所を開設した場合には、避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品、避難に関わる情報を提供する。また、町施設において設置した避難所へ職員の派遣を行うものとする。

資料編　緊急避難所及び収容避難所一覧

（２）避難所が不足する場合の措置

ア　災害の様相が深刻で、町内に避難所を設置することができないときには、知事及び関係市町長と協議し、近隣市町長に住民の収容を委託し、あるいは近隣市町の建物又は土地を借り上げるほか、旅館やホテル等を借り上げるなどして避難所を設置する。

イ　なお、避難所が不足する場合には、県、関係機関、団体、事業所等の協力を得て、一時収容避難が可能な施設の確保、旅館やホテル等の借り上げ、野外受入れ施設（テント等）の確保、調達等により対応する。

３　設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況について、次により知事に報告するものとする。

（１）避難所開設の日時及び場所

（２）箇所数及び収容人員

（３）開設期間の見込

４　運営管理

避難所の運営に当たっては次の点に留意して、適切な管理を行う。

（１）避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町村に対し協力を求めるものとする。

（２）男女のニーズの違い等双方の視点等に配慮しつつ、避難者に係るニーズの早期把握に努めることとする。

（３）避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮することとする。

（４）被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

（５）高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への移動、又は必要に応じて福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の配備等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施する。

（６）発災直後の避難所の緊急点検、巡視

町は、地震発生時において、小学校、中学校等避難所に指定されている公共施設の緊急点検、巡視等を実施し、被災状況等の把握に努めるものとする。

（７）ペット同行の避難者に対しては、被災者支援等の観点からペットの管理場所を指定し、持参したケージやキャリーバックに収容し、給餌や排泄物の始末等、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

（８）獣医師会に対し獣医師の派遣等の支援を要請し、避難所において飼い主への助言、適正飼育の指導等を行う。

（９）避難生活の長期化に対応するため、簡易ベッドやパーティション等の備蓄、プライバシー確保のための空間や入浴施設、医師又は看護師等の派遣及び巡回体制、暑さ、寒さ対策、ごみ処理やトイレ使用のルール化等について対応に努める。

５　開設の期間

（１）災害救助法が適用された場合、開設できる期間は災害発生の日から７日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長を行うことができる。

（２）一時収容した避難者に対しては所要の応急保護をなしたあと、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散するよう指示し、できる限り短期間の収容にとどめること。

（３）避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

６　費用の限度

災害救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用は、災害救助法施行細則のとおりとする。

資料編　災害救助法施行細則

７　要配慮者への対応

町は避難所で生活する高齢者、障がい者等の要配慮者に対し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。

（１）民生委員等が種々の相談を受け、必要な措置を関係機関に要請する。

（２）保健師、ホームヘルパーなどによる支援活動を行う。

第７　避難所外避難者

避難所外避難者については、情報集して、必要な生活関連物資の配布、情報の提供、福祉医療サービスの提供、その他生活環境整備に努める。

（１）避難所外避難者の把握のため、区、自主防災組織、民生委員児童委員等と連携し情報収集を行う。

（２）把握した避難所外避難者への情報伝達や食料、物資の提供等の支援は地区供給拠点等において実施する。

（３）災害により孤立している世帯や被害状況が把握できていない者がいる場合、区、自主防災組織、民生委員児童委員等と連携し訪問等により状況把握に努める。

第８　学校等における避難

保育園、幼稚園、こども園及び学校における園児、児童、生徒の集団避難については、避難計画に基づき、慎重にして安全な避難をするものとする。

１　実施責任者

実施責任者は、小、中学校は校長、保育園、幼稚園及びこども園は園長とする。

２　避難方法

（１）実施責任者は、状況判断のうえ、保育園、幼稚園、こども園及び小、中学校の避難計画に基づき実施する。

（２）実施責任者は、児童等を安全な地域、施設への避難を完了させたのち、本部長に完了報告を速やかに行う。

（３）災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

第９　帰宅困難者、滞留者の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び滞留者が発生したときには、町は、交通機関の管理者、警察等と密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、最寄りの収容避難所等安全な場所に誘導し保護する。

第１１節　震災時火災防ぎょ活動

消 防 本 部

第１　防災目標

地震が発生した場合には、建物等の損壊を始め、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的、物的被害が発生するおそれがある。

このため、地震発生直後においては、消防団と自主防災組織の連携による初期消火活動に全力対応する。

初期消火活動による鎮火が困難な場合は、町消防は、破壊消防を含むあらゆる手段を講じて、延焼火災阻止を第一に対処する。

第２　地震等発生直後の緊急措置

１　指揮本部の設置

大規模な地震が発生した場合又はその他災害の発生により必要と認めた場合は、町消防に消防災害対策本部（指揮本部）を設置し、火災の発生状況、道路の損壊状況その他災害時消防活動上必要な情報収集、他部（課）、関係機関との連絡、調整を行い、初期消火及び延焼防止のための活動の統括を行う。

２　その他の初動措置

（１）庁舎、設備等の点検

（２）車両等の点検、移動

（３）通信機器の点検

（４）情報収集

（５）全無線開局

（６）道路及び水利等の被害調査

（７）その他必要事項

３　防災関係機関等との連携

ガス漏れや通電再開による出火及び放火を防止するとともに、迅速かつ円滑な消防活動支援を受けるため、部内に連絡担当班を設け、ＬＰガス、電気、電話の各機関、警察署等との連携、協力に万全を図る。

４　消防水利の確保

消防水利は、水道消火栓の使用を試みることを含め、おおむね次のとおり確保する。

（１）水道消火栓

（特に自然流下地域及び谷状の低地にある直径250㎜以上の管についている消火栓は使える可能性が高い。その他上下水道課の協力による。）

（２）河川、ため池等の自然水利

（３）耐震性貯水槽、防火水槽、貯水槽、プール、ビル受水槽等

（４）上下水道課の協力による給水タンク車等による充水措置

（５）生コンミキサー車等による給水運搬協力要請

資料編　火災時等における消防活動業務の協力に関する協定

第３　応援消防隊の派遣要請及び受入れ

１　市街地大火阻止のための応援消防隊の派遣要請

火災の拡大等により、次のような状況に至った場合は、三重県市町災害時応援協定、三重県内消防相互応援協定に基づく応援出動要請、ヘリコプターによる空中消火活動要請、破壊消防の指示等あらゆる方法を迅速に講じて、市街地大火阻止を第一に対処する。

（１）現有消防力では延焼火災阻止が困難であると消防長が判断した場合

（２）道路、橋りょうの交通渋滞、損壊等により消防力の二次運用が困難な場合

（３）消防職員の参集数が火災発生状況に比し劣勢である場合

（４）増強部隊の出動を必要とする炎上火災件数が２つ以上ある場合

資料編　三重県市町災害時応援協定
三重県内消防相互応援協定

２　応援消防隊の集結場所の指定

資料編に掲げるとおり、町消防及び隣接の菰野町農村環境改善センターを集結場所として指定し、応援隊の活動の管理を行う。

なお、消防応援隊の進入路に消防職団員を配置し集結場所まで誘導する。

資料編　活動拠点施設一覧

３　消防水利に関する資料の配付

派遣された他市町村の応援消防隊に対しては、消火栓、防火水槽及び河川等の自然水利の配置を示した図面資料を配付する。

４　添乗署員等の配備

派遣された他市町村の応援消防隊の現地への出動に当たっては、消防署員又は消防団員を添乗させる。

第４　各部の活動

地震発生直後においては、各部は、消防災害対策本部（指揮本部）の要請を最優先し、その統括

のもと、延焼火災阻止を第一に対処する。

１　本部総務部

（１）各部の編成に関するとりまとめ

（２）その他各部の消火、救助、救急活動等への協力のとりまとめ

（３）現場活動用資機材調達に関する協力

（４）各危険物、有毒物等県所管部との連絡調整に関する協力

（５）消火、救助、救急活動等従事職員の食事、宿舎等の確保

（６）消防庁舎損壊の場合における代替庁舎の確保

（７）消火、救助、救急活動等に関する住民向け広報活動の実施

（８）現地連絡所における情報収集及び住民向け広報活動のとりまとめ

（９）災害の全体像を把握するための特命調査活動

２　救援部

（１）応急救護所、災害医療支援病院、後方支援病院体制の確立による救急医療活動の実施

（２）要配慮者の緊急避難の支援及びその他救援

（３）危険地域住民の避難誘導、避難所収容

（４）待機場所その他活動用地の提供に関する協力

３　復旧部

（１）緊急活動用車両通行のための道路の確保

（２）水道消火栓確保のために必要な措置

（３）その他消火用水確保のために必要な協力

（４）町内の建設業者その他協力団体、事業者等との連絡

第５　住民及び自主防災組織の活動

１　出火の防止

自主防災組織及び住民は、町の呼び掛けがあった場合又は災害の態様等によりその必要があると認めた場合は、直ちに火気の使用停止、タバコの厳禁、ＬＰガスの元栓閉鎖その他必要な安全措置など出火の防止のために必要な措置をとるよう呼び掛ける。また、火災が発見された場合は、直ちに初期消火、救助、救急活動等を行うとともに、駆け付けた消防団員、消防機関等職員の指示に従い必要な協力を行う。

また、損壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動を行う。

２　消火、救助、救急活動等

消火器、救出用機材の使用、バケツリレーその他により、各居住区域内において、消防団と協力して、初期消火、救助、救急活動等を行う。また、町や消防隊等の防災関係者から消火、救助、救急活動等のため必要な建設用機械、資機材の提供要請があった場合は、積極的に提供するよう努める。

３　応援救護

消防団、警察署、自衛隊及び町職員と連携し要救助者の救出を行うとともに、安全な場所への搬送に協力する。

４　避難誘導等

避難指示等が出された場合は、これを地域内の住民に伝達するとともに、消防団、町職員その他関係機関と協力し安全地域への避難を行う。

第１２節　救助活動

消防本部	総務課

第１　防災目標

南海トラフ地震等大規模な地震が発生した場合、生命、身体が危険な状態にある者の救出又は生死不明の状態にある者に対する必要な救助、捜索、保護を図る。

第２　実施責任者

実施責任者は町長とする。ただし、町では対処できないときは、町長は、他市町村又は県に要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の職権を委任された町長が実施する。

第３　救助、救急活動の基本指針

１　地震等大規模災害発生直後においては、消防署救助隊、救急隊、町職員による救出、救助活動支援隊、関係機関による救出、救助活動支援隊、消防団、自主防災組織、建設業協会等協力団体構成員（地域内会員）、住民等の適切な役割分担に基づく連携により早期救出活動、重症患者の早期救命搬送を行う。

２　大規模災害発生後、可能な限り速やかに自衛隊の災害派遣出動及び広域的な消防応援、救助、救急用資機材調達支援を要請し、救助、救急活動に必要な要員、資機材、重機類等の大量かつ迅速な補充体制を確立する。

３　救命処置を必要とする者を最優先した救出と、高度医療機関への救助、救急搬送を行うことにより災害発生後72時間以内の全事案対応完了に努める。

４　自衛隊や緊急消防援助隊等の活動拠点としての空地を確保し、救急救助活動の円滑化を図る。

第４　消防部の役割

１　全町的救助、救急活動の統括

（１）消防災害対策本部（指揮本部）における統括

ア　町内の建設業者に対し、ブルドーザー、クレーン車等建設用機械などの重機類及び操作要員の協力を得て、貸出可能な救助用資機材を活用し、住民、自主防災組織、町救出協力担当職員の役割分担を決め早期救出活動を行う。

イ　各部、各関係機関の役割分担に基づき、資機材等の調達、供給、救急患者受入病院、救急搬送用車両等の確保を行う。また、火災の発生状況、道路の損壊状況、救助、救急活動現場からの報告を地図上に明記し、具体的に記録し災害の実態把握に努め、応援救助、救急隊の派遣優先順位等を考慮しておく。

ウ　逐次到着する応援消防隊、自衛隊、警察署等の応援部隊の特性、機能に応じて、救助、救急活動チームの編成及び担当地域の割り振りを行う。

エ　被害の全体像が掌握できないときは、県被害想定調査等による事前計画に基づき指定される重要災害地点に主力を注ぐものとする。

（２）防災関係機関等との連携

ガス漏れや通電再開による出火を防止し、迅速かつ円滑な救助救急活動支援を受けるため、部内に連絡担当班を設け、ＬＰガス、電気、電話の各機関、警察署等との連携、協力に万全を

図る。

第５　救助救出活動のための資機材等の緊急調達

災害発生後72時間以内の全救助、救急事案対応完了のために必要な資機材等の緊急調達について、迅速かつ広域的に行う。

第６　応援消防隊の派遣要請及び受入れ

消防長が地震発生後２～３時間以内に運用可能な消防力で対応が困難と判断したとき、三重県内消防相互応援協定その他に基づき他消防機関の応援消防隊の派遣を要請する。この場合の応援消防隊の受入れについては、おおむね次のとおりとする。

１　応援消防隊の集結場所の指定

消防署及び隣接の菰野町農村環境改善センターを集結場所として指定し、応援隊の活動の管理を行う。

なお、消防応援隊の進入路に消防職団員又は町職員を配置し集結場所まで誘導する。

２　消防水利に関する資料の配付

派遣された他市町村の応援消防隊に対しては、消火栓、防火水槽及び河川等の自然水利の配置等を示した図面資料を配付する。

３　添乗署員等の配備

派遣された他市町村の応援消防隊の現地への出動に当たっては、署員又は消防団員を添乗させる。

第７　災害救助法が適用された場合

１　対象者

災害のため、現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。

（注）「生死不明の状態にある者」とは、社会通念上生死の未だ判明しない者をいう。行方不明であるが死亡したものと推定される者については「遺体捜索」として行う。

２　費用の範囲

救出のために支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

３　救出期間

災害発生の日から３日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認により期間が延長される。

資料編　災害救助法施行細則

第１３節　医療、救護活動

健康福祉課　　子ども家庭課

第１　防災目標

南海トラフ地震が発生した場合、町地域の医療機関における対応力を上回る負傷者が発生することが想定されるため、効率的な医療、救護活動を実施する。

また、発災後は広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を随時確認し、付近の医療施設の診療状況等を把握するなど傷病者へ適切に対処する。

第２　実施責任者

災害時における被災者への医療及び助産については、町長が行うものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県四日市地方部へこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、救助法が適用された場合は、町長は、知事から通知された事項を行うものとする。

第３　医療救護班の編成

災害が発生した場合は、被災地における医療、助産を確保するため、菰野厚生病院その他町内医療機関及び四日市医師会等の協力を得てこれに当たる。

資料編　医療機関一覧

第４　初動体制

１　医療機関による方法

実施責任者は、救護所の設置若しくは医療救護班が到着するまでの間又は被災地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

また、医療救護班又は被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等については、医療が可能な被災地周辺の救急病院等の医療機関へ搬送し、医療を実施するものとするが、被災地及び被災地周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施するものとする。

２　救護所の設置

（１）救護所の設置場所

救援部は、災害時の医療救護対策を実施するに当たり必要に応じて、医師会、歯科医師会、薬剤師会、県看護協会等の協力を得て、次の施設において応急救護所を設置する。

小、中学校における救護所設置場所は、原則保健室及び１階その他の教室等をもってこれに充てることとする。

なお、救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

救護所設置予定施設	所　　在　　地	電話番号
菰野小学校	菰野町大字菰野1490	059-393-2006
菰野中学校	菰野町大字菰野1192	059-393-2122
鵜川原小学校	菰野町大字大強原913	059-393-2118
竹永小学校	菰野町大字竹成2593-5	059-396-0009
朝上小学校	菰野町大字田光66	059-396-0004
千種小学校	菰野町大字千草3861	059-394-2590

（２）応急救護所の開設及び運営

ア　上記医療救護隊の編成基準による人員が常駐するように努める。

イ　歯科医師会の協力を得て、各応急救護所に１名以上の歯科医師が常駐するよう努める。

ウ　薬剤師会の協力を得て、各応急救護所に１名以上の薬剤師が常駐するよう努める。

エ　精神科救急医療サービスが必要な場合は、県四日市地方部に対し災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）等の派遣を要請する。

３　収容医療機関の確保

（１）災害医療支援病院の確保

ア　災害医療支援病院

名称	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	病床数	診　療　科　目	備　考
菰野厚生病院	菰野町大字福村75	059-393-1212	059-394-2679	230	内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、脳神経内科、外科、血管外科、肛門外科、整形外科、リハビリテーション科、脳神経外科、眼科、婦人科、皮膚科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、放射線科	人工透析設備 緊急手術設備

イ　発災直後の菰野厚生病院への要請

発災直後にあっては、菰野厚生病院に対し、次の事項を確認、把握及び要請するものとする。

（ア）被災状況の把握

（イ）患者緊急受入れのためのベッド、要員の確保

（ウ）その他災害医療支援病院としての機能を果たすために供給が必要な医薬品、医療用資機材、水、燃料、通信手段等の把握

（エ）外来患者の受付の中止

（オ）その他災害医療支援病院機能を果たすために必要な措置

（カ）上記事項に関する四日市地方部、町消防、警察署等関係機関及び町災害対策本部への通報、協力要請

４　重症者等の搬送体制の確立

（１）基本指針

多数の患者が同時多発的に発生し、かつ、町内の医療機関の医療救護サービス供給能力を著しく越えると判断される場合における重症者等の搬送体制の確立は、以下の３点を基本指針として行う。

ア　応急救護所において、重症者と判定されるものはすべて別に定める災害医療支援病院（菰野厚生病院）へ搬送する。

イ　災害医療支援病院において、搬送された患者を診断し必要な応急処置を施し、経過を観察する。ただし、緊急を要すると判断される場合は、速やかに災害拠点病院へ搬送する。

ウ　災害医療支援病院において、経過観察後、入院が必要と判断される患者は、適切な災害拠点病院へ搬送する。この場合搬送途中での病変に対応するため、救急隊員に対し必要な指示を行う。また、必要により医師又は看護師を同乗させる。

（２）搬送の実施

原則として、被災現場から応急救護所までは、町消防及び消防団が、警察署、自主防災組織、住民、ボランティア等と連携、協力して、車両又は担架による搬送を実施する。また応急救護所から災害医療支援病院及び災害拠点病院への搬送については、次のとおり車両又はヘリコプターを確保して行う。

ア　町消防救急車両の配車、搬送

イ　町消防以外の救急車両類似車両を災害医療支援病院に集結させ搬送

ウ　町有車又は各応急救護所担当職員が使用している自動車により搬送

エ　県四日市地方部に要請しヘリコプターを可能な限り多数確保して搬送

第５　医療活動の実施

町は、町内医療機関や四日市医師会との協力の下に次のような活動体系を整備するものとする。

災害救護活動体系例

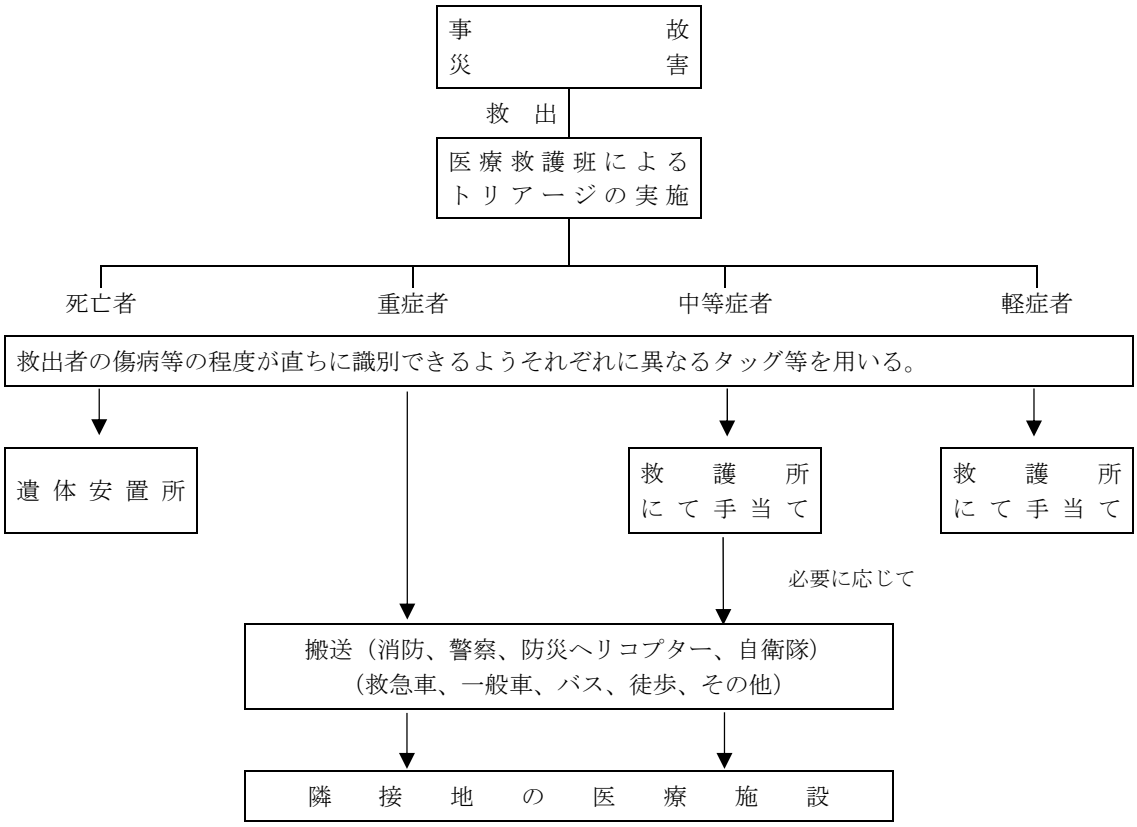

第６　応援の要請

町長は、医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、県四日市地方部に医療救護班の派遣要請を行い実施する。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班の派遣要請等を行い実施する。

また、近隣市町の応援のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、三重県緊急消防応援隊の応援出動を県四日市地方部に要請する。

第７　こころのケア

県は、被災者のこころのケアについて、こころの健康センターを中核とし、必要に応じ精神科医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士からなる災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を派遣する。町は、県に協力して、次の基本指針に従い、救援部によるこころのケア対策を実施する。

１　こころのケア対策を必要とする対象者は、被災した住民及びボランティアを含む救援活動従事者すべてとする。

２　「心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ)」に関する啓発活動を行い全体としての「ＰＴＳＤ発症例」の最小化を図る。

３　広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく応援受入体制と医療連携ネットワークを確立する。

４　長期的なこころのケア対策実施体制を確立する。

第８　医薬品等資材の確保

１　基本指針

（１）設置初期においては、各施設に備蓄される医薬品、資材及び医療関係団体会員が携行、持参したものを使用する。なお、この場合の使用消耗資材の費用については、町に請求する。

（２）設置以降の補充については、救援部が各応急救護所の分をとりまとめ、自ら保有する分により対応するとともに、さらに不足する分について、調達する。

（３）災害医療支援病院に関する補充については、自ら保有する分により対応するとともにさらに不足する分について、救援部に必要分を要請し調達する。

（４）県により編成される医療救護班は、原則として、自己が携行した医薬品、医療用資機材を使用し、補充については県が行う。

（５）救援部は、各医療救護班が医療、助産救護のために使用する医療器具及び医療品等が不足したときは、薬剤師会の協力により調達する。また、県四日市地方部に対して応援を要請する。

（６）輸血用血液は、県四日市地方部を通じて、県赤十字血液センターに確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。また、住民への献血協力のよびかけを避難所その他における広報活動にて行う。

（７）水、電気、自家用発電機用燃料、電話その他の通信手段の確保については、町がバックアップを行う。

２　確保すべき医薬品、資機材

区　分	期　　間	主　な　医　薬　品
緊急処置用	発災後３日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等

急性疾患用	４日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所開設期間が長期化する場合	糖尿病、高血圧症への対処

３　用水（生活用水）その他の確保

（１）水

水は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。したがって、救援部は給水タンク車その他の運用により最優先で供給するよう復旧部に要請し、復旧部とともに水の供給に努める。特に、災害医療支援病院となる菰野厚生病院については、災害発生後直ちに水の確保状況を照会し、水の供給に万全を期すものとする。

（２）電気

電気は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。

そのため、電気の供給が停止した場合、中部電力パワーグリッドが最優先で通電再開を行うよう、あらかじめ応急救護所の設置状況、災害医療支援病院について、その旨要請しておくものとする。特に、災害医療支援病院となる菰野厚生病院については、災害発生後直ちに、救援部が電気確保状況、配電設備の被害状況その他を把握し、必要と認める場合は、中部電力パワーグリッドに対し、移動電源車の出動を要請する。また、自家発電機用の燃料の供給を行う。

（３）電話その他の通信手段

電話その他の通信手段は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つである。そのため、特に災害医療支援病院となる菰野厚生病院において、電話の使用が困難になった場合は、ＮＴＴに対し、携帯電話、災害復旧用無線電話の貸与など通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。

第９　災害救助法が適用された場合

１　医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象者として実施するものとする。

（１）医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者

（２）助産救助

災害発生時（災害発生前後７日以内）に分べんした者で災害のため助産の途を失った者

２　医療等の範囲

救助法による医療及び助産救助の実施の範囲と期間は、おおむね次のとおりとする。

（１）医療の範囲

ア　診察

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術その他の治療及び施術

エ　病院又は診療所への収容

オ　看護

（２）助産の範囲

ア　分べんの介助

イ　分べん前及び分べん後の処置

ウ　脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

（３）期間

ア　医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内とする。

イ　助産救助の実施は、災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者に対して分べんした日から７日以内とする。

３　費用の支弁

（１）医療救助の費用

医療のため支出できる費用は、医療救護隊以外の病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

（２）助産救助の費用

助産のため支出できる費用は、医療救護隊以外の助産師による場合は、慣行料金の８割以内の額とする。

（３）医師等に対する費用

医療及び助産救助に従事した医師、看護師、保健師及び助産師等に対する日当、旅費等の費用弁償は、災害救助法施行令第11条の規定に基づき知事が定めた額又は災害対策基本法の規定に準じた額とする。

（４）費用の支弁区分

ア　町の支弁

町長が対策を実施する責務を有する災害については、町が負担するものとする。

イ　県の支弁

災害救助法が適用された災害については、法の定めるところにより県が支弁するものとする。

ウ　会社、工場、企業体等が第一原因者で発生した災害又は事故については、当該施設の事業主又は管理者が負担するものとする。

資料編　災害救助法施行細則

第１４節　交通応急対策

都市整備課　　総　務　課

第１　防災目標

南海トラフ地震等大規模な地震が発生した場合、交通が途絶又はそのおそれがあるときに、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うため、交通の安全確保のための交通規制、道路標識等の設置、交通情報の収集及び広報等の要領について定める。

第２　交通規制の実施

災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急交通路を確保するため、通行の禁止及び制限を行う必要があると認めたときは、次によりこれを行う。

１　道路交通法に基づく警察署長等の交通規制

警察署長及び高速道路交通警察隊長は、発災後、直ちに道路の被害状況を調査し、被災地周辺

の幹線道路及び避難路について被災地への流入抑制を図るほか、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

２　災害対策基本法に基づく交通規制

公安委員会は、災害対策基本法第76条第１項に基づき指定された緊急交通路及び迂回路を指定して、必要な交通規制を実施する。

警察署長及び高速道路交通警察隊長は、緊急交通路に指定された路線において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限若しくは迂回路における整理誘導を行う。

３　道路交通法に基づく公安委員会による交通規制

上記の交通規制実施後、被災の状況及び通行実態等からみて、更に交通規制の必要があると認めるときは、前記の交通規制を解除し、改めて公安委員会の権限に基づく車種、時間等を指定した車両の通行を禁止又は制限する。

４　その他の交通規制

道路の亀裂、損壊、橋りょう落下その他交通に支障のある箇所については、一義的には道路管理者が実施するが、警察官においても、現場における危険防止のための交通規制を実施する。

５　交通規制の周知等

交通規制を実施した場合は、警察本部交通規制課において、報道機関、日本道路交通情報センター及び交通情報板等を通じ規制の区間及び迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を掲出し、交通規制の内容について周知徹底を図る。

第３　路上放置車両等に対する措置

１　警察官の措置

災害対策基本法第76条第１項に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、警察官は、同法第76条第２項に基づき、その管理者等に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。

また、現場に管理者等がいないため命じることができない場合は、同法第76条第３項に基づき自らその措置を行うことができる。この場合において、当該措置やむを得ない限度において当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

２　消防吏員の措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、前記１で警察官の取った措置を行うことができる。

ただし、消防吏員の取った措置については、直ちに四日市西警察署長に通知しなければならない。

３　災害派遣部隊の自衛官の措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、前記１で警察官の取った措置を行うことができる。

ただし、自衛官の取った措置については、直ちに四日市西警察署長に通知しなければならない。

４　道路管理者の措置

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は公安委員会から要請を受けたときは、災害対策基本法第76条の６の規定に基づき、区間を指定して運転者等に対して車両の移動等を命令できる。また、運転手がいない場合等

は、自ら車両の移動等を行える。

第４　道路の応急復旧等

１　道路、橋りょう等の応急措置

（１）復旧部は、道路、橋りょう等に被害が生じた場合は、二次災害を防止する見地から通行止め等の措置を講じるとともに、当該道路が緊急輸送路または住民生活の確保に必要な道路など、主要な道路から道路補強、崩壊土の除去、橋りょうの応急補強等必要な措置を講じ交通の確保を図るものとする。

（２）緊急輸送路などの主要な道路で応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通の確保を図るものとする。

２　被害箇所等の通報連絡体制及び調査

（１）災害時に道路、橋りょう等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに警察官又は町長に通報するものとする。

（２）通報を受けた警察官又は町長は、相互に連絡するとともに、町長は、被害状況を調査するため、各部より道路交通調査隊を編成し、調査するものとする。

（３）道路交通調査隊は調査の結果、支障箇所を発見したときは、警察官と相互に連絡をし、その道路名、箇所、拡大の有無、巡回路線の有無その他被害状況を防災関係機関に連絡するものとする。

（４）道路管理者及び上下水道、電気、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設の被害発生を発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

第１５節　緊急輸送活動

総　務　課	都市整備課
税　務　課	

第１　防災目標

南海トラフ地震等大規模な地震の発生により、家屋の倒壊及び火災等が広域な範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じた場合には、救援、救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送手段が著しく不足する事態が想定される。

町及び防災関係機関は、災害時における応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

第２　実施責任者

災害時における輸送は、本部長の指示により災害応急対策を行う各班が行う。ただし、配車等総合調整は総務部が行う。

また、町で対処できないときは、県四日市地方部に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送及び移送についての応援等を要請するものとする。さらに、必要に応じ、災害応援に関する協定等に基づく市町村の応援を求めるとともに、生活必需品等の搬入搬出、保管、配送等について民間事業者、協定締結事業者等に協力を求めるものとする。

第３　輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度、現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

１　貨物自動車、乗合自動車及び乗用自動車による輸送

２　ヘリコプター等による輸送

３　賃金職員等による輸送

第４　輸送の対象

１　第１段階（発災後３日）

（１）救助救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

（２）消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

（３）災害対策要員、情報通信、電力、水道施設保安要員等初動の応急対策に要する人員、物資等

（４）後方医療機関へ搬送する負傷者等

（５）緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に要する人員及び物資

２　第２段階（発災後１週間）

（１）第１段階の続行

（２）食料、水等生命の維持に必要な物資

（３）被災地外へ搬送する傷病者及び被災者

（４）輸送施設（道路、ヘリポート等）の応急復旧等に要する人員及び物資

３　第３段階（避難所開設期間）

（１）第２段階の続行

（２）災害復旧に要する人員及び物資

（３）生活必需品

第５　輸送車両等の確保

１　車両確保の順序

車両等の確保は、おおむね次の順序による。

（１）災害対策本部所有の車両等

（２）公共的団体の車両等

（３）協定締結事業者、自動車運送事業用車両等

（４）その他の自家用車両等

２　輸送力の確保

（１）町有車両による輸送

ア　災害対策本部各部は、あらかじめそれぞれの部で保有する自動車等の数及び種類を掌握し、部内での輸送計画を立てておくものとする。

イ　各部内の自動車等で輸送力の確保ができないときは、次の輸送条件を明示して、総務部に町有一括管理車両等の確保を要請するものとする。

（ア）輸送区間又は借上期間

（イ）輸送量又は車両の台数等

（ウ）集合の場所及び日時

（エ）その他の条件

（２）自動車運送事業用車両等による輸送

町災害対策本部車両が不足する場合は、管理自動車運送事業用車両の借上等に努めるものとする。また、支援物資の受入及び配送等に関する協定締結事業者等に対して輸送の協力を要請する。

（３）ヘリコプター等による輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合は、総務部は、県に防災ヘリコプター等による輸送を要請する。

また、必要により本章第４節「自衛隊派遣要請計画」に基づき、自衛隊の応援を要請するものとする。

（４）賃金職員等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、賃金職員等により輸送を図るものとする。

（５）従事命令による輸送力の確保

一般の方法により自動車等輸送力の確保ができないときは、災害対策基本法第71条に基づく従事命令を執行して確保するものとする。

従事命令の方法は、次の者に対して行うものとする。

ア　鉄道事業者及びその従事者

イ　自動車運送事業者及びその従事者

第６　緊急輸送ネットワーク

県では、緊急輸送道路等を指定し、陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送ネットワークの形成を図っている。

本町においては、次の道路が緊急輸送道路として指定されており、災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう道路管理者にて整備を推進している。町内では、町庁舎、消防本部・消防署、収容避難所、広域的、地区物資供給拠点、緊急時給水拠点等の活動拠点を結ぶ道路を町緊急輸送道路として指定されている。

資料編　緊急輸送道路（菰野町関係分）

第７　緊急通行車両の確認

１　緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、道路交通法第39条第１項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第50条第１項に規定する災害対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要として災害対策基本法施行令第32条の２で定められた車両をいう。

２　確認手続等

（１）事前届出済車両の場合

緊急通行車両として、事前届出済証を受けている車両に関しては、総務部が一括して、警察署において、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。

なお、緊急を要するものについては、事前届出済証を携行させ、災害時に設置される検問所において、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けさせることができる。

（２）事前届出のない車両の場合

町において使用する車両のうち事前届出のない車両の確認手続に関しては、総務部が警察署に対し所定の書類をもって申請する。

資料編　緊急通行車両の標章及び確認証明書

第８　燃料等の確保

災害対策本部は、緊急通行車両等の燃料の確保に努めるものとする。なお、調達については、災害時における物資供給の協力に関する協定締結事業者に要請するとともに、三重県と三重県石油商業組合との協定及び三重県市町災害時応援協定に基づき県四日市地方部を通じて県に要請するものとする。

第９　災害救助法が適用された場合

災害救助法に基づく応急救助の実施に必要な輸送

１　範囲

（１）被災者の避難

（２）医療及び助産

（３）災害にかかった者の救出

（４）飲料水の供給

（５）遺体の捜索

（６）遺体の処理（埋葬を除く。）

（７）救済用物資の整理配分

２　費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

３　期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

資料編　災害救助法施行細則

第１６節　県防災ヘリコプター活用計画

総　務　課

第１　防災目標

南海トラフ地震等大規模地震が発生した場合、町域内において、道路が寸断され孤立する地域が発生することが想定されるため、それらの地域においてより迅速かつ的確に対応を必要とする場合には、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に利用し、災害応急対策の充実強化を図るものとする。

第２　対策

１　防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「三重県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、町の要請に基づき運航するが、非常体制が発令された場合は、町の要請の有無にかかわらず、情報収集等の活動に自動的に出動するものとする。

２　防災ヘリコプターの応援要請

町長は、知事に対し防災ヘリコプターの応援要請を次のとおり行うものとする。

（１）応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するときは、知事に対し応援を要請するものとする。

ア　災害が、隣接する市に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ　町消防、消防団等町の消防力によっては、防ぎょが著しく困難と認められる場合

ウ　その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

（２）応援要請方法

知事に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出するものとする。

ア　災害の種別

イ　災害発生の日時、場所及び被害の状況

ウ　災害発生現場の気象状況

エ　災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法

オ　場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

カ　応援に要する資機材の品目及び数量

キ　その他の必要事項

（３）　緊急応援要請要求連絡先

防災対策部消防・保安課　防災航空隊	ＴＥＬ	059-235-2558（緊急専用回線）
	ＦＡＸ	059-235-2557

３　防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

（１）被災状況等の調査及び情報収集活動

（２）救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送

（３）消防隊員、消防資機材等の搬送

（４）被災者等の救出

（５）食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送

（６）災害に関する情報、警報等の伝達広報宣伝活動

（７）その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

４　要請後の受入体制

町は、県防災ヘリコプターの派遣を要請した場合には、県防災ヘリコプターが円滑に活動できるよう、直ちに次の準備等を行うものとする。

（１）町の連絡責任者の決定

（２）ヘリポートの確保

（３）その他応援要請内容に応じた必要な措置

５　臨時ヘリポートの開設

（１）開設の目安

大規模地震が発生した場合又は道路、橋りょうの損壊、交通渋滞の発生によりヘリコプターによる輸送が必要と認める場合、総務部は、あらかじめ定める臨時ヘリポート開設予定地及び必要地について、被害状況等の把握及び開設、運営のために必要な措置を講ずる。

（２）開設の方法及び県への通知

臨時ヘリポート予定地について、被害状況を把握し開設に必要な措置を完了したときは、直ちに県に開設の有無を報告する。

資料編　ヘリコプター臨時離着陸場一覧

第１７節　危険物等災害応急対策

総　務　課　　消 防 本 部

第１　防災目標

南海トラフ地震等大規模地震発生時には、強い地震動が想定されるため、危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の損傷による二次災害を防止する。

第２　施設責任者のとるべき措置

１　石油類等危険物

（１）発火源の除去、油類の流出及び拡散防止策、自衛消防隊による応急措置を講ずるとともに、町消防、四日市西警察署等へ直ちに通報する。

（２）容器等が危険な状態になったときは、直ちに容器等は安全な場所に移動する。

（３）緊急対応措置を講ずることができないとき、又は必要と認めたときは従業者及び付近の住民に避難するよう警告する。

（４）消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなど消防活動を容易にし、かつ、災害の状況及び事業所内の石油類等の保有量と保有位置等について報告する。

資料編　危険物施設現況

２　高圧ガス

（１）作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移動し、又は安全放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる等の安全措置を講ずるとともに、町消防、四日市西警察署等関係機関へ直ちに通報する。

（２）充填容器等が危険な状態になったときは、直ちに充填容器等は安全な場所に移動する。

（３）（１）、（２）の措置を講ずることができないときは、従業者及び必要に応じて付近の住民に退避、避難するよう警告する。

（４）消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなど消防活動を容易にし、かつ、災害の状況及び事業所内の高圧ガスの保有量と保有位置等について報告する。

３　毒物、劇物

（１）発火源の除去、毒物及び劇物の安全な場所への移動、漏出防止、除毒措置等の安全措置を講

ずるとともに、町消防、四日市西警察署、桑名保健所等関係機関へ直ちに通報する。

（２）上記の措置を講ずることができないとき又は必要があると認めるときは、従業者及び付近の住民に退避、避難するよう警告する。

（３）消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び事業所内の毒物、劇物の保有量及び保有位置等について報告する。

４　火薬類

（１）保管又は貯蔵中の火薬類を安全な位置に移す余裕のある場合は、速やかに移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。

（２）道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。

（３）搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては入口等を目張り等で完全に密閉し、爆発により危害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

（４）その他法令に定める安全措置を講ずるとともに、町消防、四日市西警察署等関係機関へ直ちに通報する。

（５）消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなど消防活動を容易にし、かつ、災害の状況及び事業所内の火薬類の保有量と保有位置等について報告する。

５　放射線使用施設

（１）放射線同位元素の安全な場所への搬出並びに放射線障害発生の防止措置及び汚染区域の設定を行うとともに、町消防、四日市西警察署等関係機関へ直ちに通報する。

（２）必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

第３　消防部の役割

１　石油類等関係施設保安応急対策

（１）防ぎょ活動

ア　現場到着と同時に、危険物の位置、類、品名、数量、燃焼状況を迅速に判断し、関係者と連絡をとって状況判断の正確を期する。

イ　危険物に対する消火は、類別等に適応する消火に留意し、消火薬剤等の緊急手配を考慮して計画的消火活動に努める。

ウ　有毒ガスの発生に留意し、空気呼吸器、防毒マスク等を装着し、風向、風速発散方向及びガスの濃度にも留意し、住民の避難誘導を考慮する。

エ　注水により爆発、延焼拡大のおそれのある危険物には、粉末消火、不活性ガス消火設備等又は乾燥砂を用いる。

オ　未燃焼の危険物の搬出を図り、延焼阻止、冷却注水を重点的に実施する。

カ　爆発による危険防止に留意し、輻射熱による火傷を防ぐ。

キ　爆発、飛散による飛火警戒に留意する。

ク　防油堤、配管結合部からの油脂類の流出を土砂築堤等によって防止する。

ケ　泡消火を実施する場合は、完全に制圧できる薬剤を確保して計画的消火を図るものとし、泡の流出しない条件を形成し防ぎょする。

コ　建物自体が燃焼し、又は未燃焼物に延焼危険がある場合の防ぎょ活動は、一般火災に準じる。

（２）消防部隊の運用

ア　部隊の運用は、危険物の貯蔵取扱状況、規模の大小、管理の実態、その危険性（爆発性、有毒ガス発生、引火性）等と周辺の消防事象を判断して化学消火を図る。

イ　消火薬剤等の緊急搬送、消防警戒区域及び火災警戒区域の設定等の要員の手配、部隊の増強手配、搬送増強等を図る。

２　高圧ガス、液化ガス、毒劇物等関係施設保安応急対策

（１）防ぎょ活動

ア　高圧ガスの中でも塩素ガス等の有毒ガス関係施設の火災現場においては、ガスの濃度、風向、風速に留意して人命の保護を優先し、広報活動、避難誘導を図らなければならない。

イ　消防隊は、現場到着と同時に関係者と連絡をとり、実態の把握に努め有毒ガスの発生する現場においては、空気呼吸器、防毒マスク、防護衣等の有効活用を図る。

ウ　充填所、製造所等の大規模火災に際しては、災害現場に指揮本部を設置し、統制ある防ぎょ活動を行う。

エ　火災現場の状況により、未燃容器の移動搬出が可能な場合は、未燃容器を安全な場所に移し、延焼阻止を主眼として、冷却注水を行う。

オ　液化ガスは、空気より比重が重く、低く流れて拡大し、地表に停滞し、空気と混合して爆発範囲の混合ガスを形成する事例が多いので、現場到着の各隊は、到着時のガスの流動範囲の把握を最優先とし、隣接各隊は相互に緊密な連絡をとり外周より警戒区域を設定し、爆発あるいは燃焼危険から住民や隊員の危害防止と安全を確保する。また、建物への延焼防止、貯蔵タンク、タンクローリー、大型ボンベその他の爆発防止、未燃ガスの希釈拡散等に努めるものとする。

カ　毒劇物の貯蔵、取扱施設における火災防ぎょに際しては、専門家の立会を求め、数量、種類、危険性を早期に把握し、隊員及び関係者並びに付近住民の人命保護を図るものとする。なお、その他については、高圧ガス、液化ガスの防ぎょ活動に準じて行うものとする。

キ　有毒ガスが発生し、又は発生するおそれがあるときは、コミュニティＦＭ緊急割込放送設備及び消防車、救急車、広報車等の拡声装置を活用し、周辺地区の住民に広報を行い、危害予防を図る。

（２）救急活動

ア　炎上火災にあっては、救急隊及び救助隊を出動させ、要救助者を検索、救出して救急医療機関に直ちに搬送する。

イ　要救助者が多数発生した場合には、救急部隊を増強する。

３　放射性物質関係施設の保安応急対策

（１）放射線の検出

放射線の検出、測定は、要救助者の救出及び消火活動のための進入並びに汚染の拡大防止を目的として、次の箇所を重点に行う。

ア　救助隊、防ぎょ隊の進入経路

イ　出火行為者の避難経路

ウ　ＲＩ（ラジオアイソトープ）を緊急搬送した場合の搬送経路とその周辺

エ　出入口、窓その他開口部とその周辺

オ　表面汚染のおそれのある箇所

カ　その他被曝又は汚染拡大のおそれのある箇所

（２）放射線危険区域の設定（放射線危険区域として設定）

ア　放射線が毎時１mmSv以上検出された区域

イ　火災発生時に放射性物質の飛散が予想され、又は認められた区域

ウ　煙、流水等で汚染が予想され、又は認められる区域

エ　施設関係者の勧告する区域

（３）設定要領

放射線区域は、その範囲を後刻縮小することがあっても、拡大することのないようにするとともに、ロープ及び標識により明確に標示する。

（４）放射線危険区域内での活動

現場指揮本部を設定し、検出班の検査結果、関係者の意見等により、防ぎょ及び汚染防止警戒区域の設定を行う。

（５）隊員の被曝管理に配慮し、関係施設に設置してあるポケット線量計、フィルムバッジ等の被曝線測定器具の活用を図る。

（６）活動は、被曝汚染の局限化を図り、必要最小限の隊員と持込装備も必要最小限とする。

（７）呼吸保護具及び放射能防護服を着装し、外気と身体を遮断し、外傷のある者及び体調の悪い者は進入させない。

（８）人命検索活動

人命検索活動は、放射線検出活動とあわせて行う。

ア　危険区域は進入前に、要救助者の位置、施設の状況、予想被曝線量、汚染の危険等について施設関係者の資料により確認する。

イ　活動は２名以上で、かつ、必要最小限の人員を指定して行う。

ウ　救助した者は、汚染されているものとして取扱処理する。

（ア）　汚染検査の実施、汚染除去後、救急活動の要否を判断する。

（イ）　救出活動に使用した物は、すべて汚染検査を行い、汚染物を処理する。

（９）消火活動

消火活動は、施設関係者と連携を図り、消火手段は努めて施設設置の消火設備を活用し、開口部破壊、注水等については煙、流水等による汚染の拡大防止に留意し、安全確保に努め最善の防ぎょ活動を行う。

４　その他必要な事項

その他必要な事項については、菰野町警防活動規程による。

第４　各部の主な役割分担

１　総務部

（１）各部の編成に関するとりまとめ

（２）その他各部の危険物、有毒物等関連対策活動協力のとりまとめ

（３）各危険物、有毒物等県所管部との連絡調整に関する協力

（４）現場活動用資機材等調達に関する協力

（５）応急対策活動従事職員の食事、宿舎等の確保

（６）危険物、有毒物等関連対策活動に関する住民向け広報活動の実施

２　救援部

（１）危険地域住民の避難誘導、収容対策

（２）応急救護所、災害医療支援病院等との連絡調整

３　復旧部

（１）緊急活動用車両通行のための道路の確保

（２）町内の協力団体、事業者等との連絡

第５　応援要請と指揮権

１　各施設の責任者から通報を受けた場合又は危険物、有毒物等取扱施設における災害発生を知った場合は、所管する県各部、関係機関、関連団体等による災害防除のための専門家その他要員の派遣を要請する。また、町の有する消防力によっては災害防ぎょが困難であると判断される場合は、近隣消防機関、自衛隊等への応援出動の要請、その他消防広域応援出動の要請等あらゆる方法を迅速に講じて、人的被害の防止と周辺地区に対する被害の拡大阻止を第一に対処する。

２　地震発生直後においては、各部、各関係機関は、町消防の要請を最優先し、消防指揮所の統括のもと人的被害の防止と周辺地区に対する被害の拡大阻止を第一に対処する。

第１８節　公共施設、ライフライン施設応急対策

総　務　課	都市整備課
観光産業課	上下水道課
環　境　課	

第１　防災目標

南海トラフ地震等大規模地震発生後、防災活動の拠点となる公共施設等の緊急点検、巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。

また、これら公共施設、ライフライン施設の関係機関は、相互に連絡を深め、迅速な応急復旧体制を整備するものとする。なお、発災直後においても、必要な資機材の点検、整備及び配備等を実施するものとする。

第２　対策

１　公共土木施設等

（１）道路、橋りょう

ア　緊急輸送道路を含め、緊急輸送のための交通路の確保に引き続き、障害物の除去、応急復旧工事に着手するものとする。ただし、二次災害防止の観点から復旧するまでは通行止めとする。

イ　障害物の除去については、道路管理者、四日市西警察署、町消防、自衛隊等が協力して必要な措置をとるものとする。なお、必要に応じ、災害時における応急対策業務に関する協定書の締結事業者に協力を求めるものとする。

（２）河川

河川の堤防及び護岸については、被災後、速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除するものとする。

（３）地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設、土砂災害危険箇所

ア　地震発生後には、土砂災害の発生防止、軽減を図るため、地すべり防止、急傾斜地崩壊防

止施設、土砂災害危険箇所の点検を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な避難対策を行うものとする。

イ　土砂災害が発生した場合には、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行うものとする。

（４）要配慮者関連施設の土砂災害対策

要配慮者関連施設が土砂災害発生のおそれあるとき又はそのおそれがあると県から通知があったときは、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て避難誘導対策を講じるとともに、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて速やかに応急対策を実施する。

２　水道

（１）水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て、早期復旧に努めるものとする。

（２）水道施設の復旧作業においては、本管及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施するものとする。

（３）町の水道事業

ア　町の水道事業の復旧に当たっては、「水道事故対応マニュアル」に基づき、速やかに実施するものとする。自ら実施が困難な場合は、菰野町上下水道指定業者協同組合、菰野管工事協同組合との「災害時における水道施設の応急復旧作業等の応援に関する協定」及び「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック、県等に応援要請を行うものとする。

イ　配水管の復旧に際しては、必要に応じ、応急給水を開始する。

ウ　被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

３　下水道施設

下水道施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、万一処理不能となった場合、町は住民に対し、汚水排除の制限を行うとともに、できる限りの代替措置を講じるものとする。

溢水箇所については、ポンプによる排水や吸引車による吸引等によりその解消を図るとともに、「三重県市町災害時応援協定」及び「災害時における復旧支援協力に関する協定書」に基づき応援要請を行うものとする。

４　廃棄物

廃棄物の発生量や処理施設の状況から災害廃棄物処理実行計画を策定し、この計画に基づいて迅速かつ適正な処理を進める。本町で災害廃棄物処理を行うことが困難な場合、地方自治法に基づき、県に災害廃棄物処理事務を委託するなどして対応する。

５　鉄道（近畿日本鉄道株式会社）

三重県地域防災計画及び近畿日本鉄道株式会社の対策計画による。

６　バス（三重交通株式会社）

三重県地域防災計画及び三重交通株式会社の対策計画による。

７　電気（中部電力パワーグリッド株式会社）

三重県地域防災計画及び中部電力パワーグリッド株式会社の対策計画による。

８　ＬＰガス

ＬＰガス販売事業者は、災害によりＬＰガス器具等に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を講じる。

（１）緊急対策

ア　ＬＰガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた販売事業者は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏洩部分の修理を行う。

イ　その他、ＬＰガス消費設備の安全総点検を行う。

ウ　安全確認後、早期ガス供給を開始する。

（２）中期対策

ア　危険箇所からの容器の引上げ

イ　緊急性の高い病院等へのＬＰガスの供給

ウ　避難所への生活の用に供するＬＰガスの供給

エ　一般家庭へ安全総点検後、早期ＬＰガスの供給

９　電話（西日本電信電話株式会社､株式会社ＮＴＴドコモその他移動通信事業者）

三重県地域防災計画及び西日本電信電話株式会社その他移動通信事業者の対策計画による。

10　集中ガス（東邦ガス株式会社他）

災害発生時において、次の対策を実施する。

集中ガス供給施設の安全性強化と被害拡大防止

（１）ガス施設の損壊に対して、早期の復旧体制を確保し被害の拡大を防ぐ。

（２）災害発生時におけるメーターバルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

第３　非常災害復旧に伴う用地使用許可

土地収用法第122条において「非常災害に際し、公共の安全を保持するために第３条各号の１に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合においては、起業者は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができる。但し、起業者が国であるときは当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、起業者が都道府県であるときは都道府県知事が、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を市町村長に通知することをもって足り、許可を受けることを要しない。」と規定されている。この許可に関する申請書及び国からの通知様式については資料編に掲げるとおりとし、県からの通知に関しては様式を定めない。

企画情報課　　総　務　課

第１９節　住民への広報活動

第１　防災目標

町及び防災関係機関は、震災時において住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、コミュニティＦＭ緊急割込放送設備、広報車、テレビ、ラジオ、新聞等のあらゆる情報伝達手段を利用して、それぞれの所管業務について被災者等への広報活動を行うものとする。

第２　初期の広報活動の原則

初期においては、「町内外各地域における被害の有無に関する情報提供による間接的安否情報（これにより家族、知人の安否を推定することができる）」、「町、県、国、関係機関、協力団体等が行う救援救護活動の実施状況」、「要配慮者救援への協力要請」及び「出火注意、初期消火活動、救出救助活動への協力要請」に関する情報を間断なく供給し、「情報の空白時間帯」と「情報の空白地域」をなくすことに重点を置いた広報活動を行う。

第３　被災者等への広報

町による災害時広報活動は、次の事項を目安として、それぞれの時期区分に即した情報項目について、各部、各防災関係機関との密接な連絡のもと計画的に行う。

１　災害発生直後（災害発生当日から２～３日目程度まで）

おもな広報事項	広報手段
ア　出火防止及び初期消火の呼びかけ イ　要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ ウ　緊急自動車通行確保のためのマイカー利用禁止措置への協力要請 エ　必要な区域又は施設に対する避難指示等 オ　町の活動体制及び応急対策実施状況に関すること。 （ア）　災害対策本部の設置 （イ）　避難所、拠点救護所の設置 （ウ）　現地連絡所、災害時総合相談窓口の設置 （エ）　県、国、自衛隊、関係機関の応援支援活動状況 （オ）　協力団体、広域的支援団体の活動状況 （カ）　救援対策及び応急復旧対策実施に関する目安 カ　町の行う救援救助活動への協力の呼びかけ キ　安心情報に関すること。 （ア）　「……地区は被害なし」 （イ）　「……小学校児童は全員無事に……へ避難」 （ウ）　その他被害のない事実又は被害軽微な事実を内容とする情報 ク　災害用伝言ダイヤル「171」利用の呼びかけ ケ　延焼火災、道路被害、土砂災害その他二次災害防止のために必要な範囲における町内被害状況の概要 コ　２日目以降毎日「広報こもの被災者生活支援情報」発行体制をとること及び流言飛語に惑わされないよう注意すべきことの呼びかけ	コミュニティＦＭ緊急割込放送設備 町ホームページ 町行政情報メール 町アプリ 広報車 口頭伝達 （町職員による） 隣接市町への広報依頼 テレビ、ラジオ及び新聞への広報協力依頼 広報こもの被災者生活支援情報

２　被害の状況が静穏化した段階（３～４日目以降開始）

おもな広報事項	広報手段
ア　救援対策及び応急復旧対策実施状況に関すること。 （ア）　現地連絡所、災害時総合相談窓口の業務内容 （イ）　拠点救護所における医療サービス、保健サービス、こころのケア対策等業務内容に関すること。 （ウ）　要配慮者専用避難所における業務内容及びその他要配慮者優先ルールへの理解協力の要請 （エ）　応急給水の実施状況（給水拠点の位置、給水実施予定等） （オ）　応急給食その他の救援活動の実施状況 （カ）　被災宅地危険度判定及び被災建築物応急危険度判定の実施、被災建物の応急修理、仮設住宅等の提供その他災害時住宅対策に関すること。 （キ）　災害応急資金融資その他生活再建促進のための支援措置に関すること。 （ク）　罹災証明書発行スケジュールの発表に関すること。 イ　生活関連情報 （ア）　水道の復旧状況（見込み）、水質についての注意等 （イ）　電気、電話、下水道の復旧状況（見込み） （ウ）　商店、スーパー等における食料品、生活必需品の供給状況 （エ）　ごみ、し尿、がれきの収集計画及び分別の徹底等協力要請 （オ）　食中毒防止その他保健衛生上の注意事項 （カ）　電話の復旧状況（無料公衆電話の設置等を含む。） （キ）　道路交通の規制状況及び復旧状況（見込み） （ク）　代替公共交通手段の提供に関する情報 （ケ）　バス、電車等交通機関の復旧、運行状況 （コ）　診療所等医療機関の再開状況 ウ　安心情報に関すること。 （ア）　「……地区は被害なし」 （イ）　「……小学校児童は全員無事に……へ避難」 （ウ）　その他被害のない事実又は被害軽微な事実を内容とする情報 エ　余震、土砂災害、危険建物その他人的危険回避のために必要な情報	広報こもの 被災者生活支援情報 口頭伝達 （町職員による） 広報車 コミュニティＦＭ緊急割込放送設備 町ホームページ 町アプリ 町行政情報メール 災害時総合相談窓口における各部対応 テレビ、ラジオ及び新聞への広報協力依頼 各部資料ビラ掲示

３　生活再建及び被災地復旧に向かう段階（７～８日目以降開始）

おもな広報事項	広報手段
ア　生活再建支援サービス実施計画に関すること。 （ア）　罹災証明書発行スケジュール、受付方法、異議申立て等に関すること。 （イ）　義援金の配分計画に関すること。 （ウ）　災害応急資金融資その他生活再建促進のための措置メニューに関すること。 （エ）　仮設住宅等住宅関連サービスの受付開始に関すること。 （オ）　その他必要な生活再建支援サービスに関すること。 イ　生活関連情報 （ア）　水道の復旧状況（見込み）、水質についての注意等 （イ）　電気、電話、下水道の復旧状況（見込み） （ウ）　商店、スーパー等における食料品、生活必需品の供給状況 （エ）　ごみ、し尿、がれきの収集計画及び分別の徹底等協力要請 （オ）　食中毒防止、その他保健衛生上の注意事項 （カ）　電話の復旧状況（無料公衆電話の設置等を含む。） （キ）　道路交通の規制状況及び復旧状況（見込み） （ク）　代替公共交通手段の提供に関する情報 （ケ）　バス、電車等交通機関の復旧、運行状況 （コ）　診療所等医療機関の再開状況 ウ　その他ア・イに掲げた項目のうち必要な項目の継続	広報こもの 被災者生活支援情報 災害時総合相談窓口における各部対応 各部資料ビラ掲示 口頭伝達（町職員による） 広報車 コミュニティＦＭ緊急割込放送設備 町ホームページ 町行政情報メール 町アプリ テレビ、ラジオ及び新聞への協力依頼

第４　災害時広報活動体制

１　総務部の役割

（１）発災前の広報用資料の作成

ア　災害時広報活動計画の作成

イ　各部へのデータの提供要請、収集及びとりまとめ

ウ　分かりやすさに配慮した広報用資料の作成

エ　ＮＴＴファックス、電子メール、伝令等による各部及び現地連絡所への配布

（２）コミュニティＦＭ緊急割込放送設備による広報体制の確立

ア　コミュニティＦＭ緊急割込放送設備の点検、開局

イ　自家発電装置の点検、燃料の確保等停電時の電源確保

ウ　放送要員の確保

※通訳等関係団体等への要員派遣要請を含む。

エ　広報文例の確保その他必要な措置

（３）「広報こもの被災者生活支援情報」発行体制の確立

ア　編集体制の確立

※民間業者への要員派遣応援要請を含む。

イ　印刷体制の確立

※コピー機、印刷機、インク、紙の確保、印刷業者の確保等

ウ　その他災害発生２日目以降毎日発行のために必要な措置

（４）要配慮者向け広報体制の確立

ア　町社会福祉協議会等関係団体との連携

（ア）外国語、手話通訳ボランティアの確保

（イ）翻訳、点字ボランティアの確保

イ　要配慮者向け広報資料の作成

ウ　要配慮者向け巡回広報広聴チームの編成

（５）町ホームページ、町行政情報メール、町アプリによる広報の確立

ア　機器等の広報環境の確立

イ　広報内容の作成、入力及び送信

（６）報道機関対応

各報道機関に対し、共同記者会見所、臨時記者詰所の開設及び報道協力の要請

（７）総務部における巡回広報担当の指名

ア　広報車巡回等による広報活動

イ　住宅密集地への広報活動

ウ　その他緊急広報を必要とする地域への広報活動

２　現地連絡所班及び避難所担当者の役割

（１）広報用資料を使った広報活動

ア　現地連絡所班担当要員が担当地区内において広報活動

イ　避難所担当者が避難所内において、広報活動

※館内放送、口頭伝達等による。

（２）「広報こもの被災者生活支援情報」の配布

ア　現地連絡所班担当要員が担当地区内に掲示、配布

イ　避難所担当者が避難所内で掲示、配布

第５　災害時総合相談窓口の設置

１　災害時総合相談窓口開設の目的

災害時総合相談窓口の開設は、第一に、被災から立ち直るために各部が実施する支援対策（サービス）関連の問合せ、受付等窓口を１箇所にまとめることにより、各種救援サービスの受給を容易にするとともに、カウンセリング担当者を置き、無用なトラブルや不満の発生を未然に防止するために行う。あわせて災害による精神的、物質的打撃を受けた被災者の「こころのケア対策」の一環としても行う。第二のねらいとして、各部が担当する救援対策に関する被災者のニーズを適切かつ迅速に把握するための「場」を設定し、過不足ない救援サービスの実施を期する。

そして、第三のねらいとして、社会システムの混乱や情報の不足によるパニックの発生を防止し、社会秩序への信頼を回復し生活再建への着手を促すために行うものとする。

２　開設担当部

災害時総合相談窓口の開設は、総務部が担当する。

３　災害時総合相談窓口の設置概要

災害時総合相談窓口は、各部からの派遣職員により構成、運営し、おおむね以下を目安として設置される。

事　　項			留意事項その他
設置場所			高齢者や障がい者の便宜を考慮し本庁舎１階とする。
担当者	開設、調整業務及びカウンセリング		総務部が各本部員及び専門ボランティア等の協力を得て行う。
	相談業務		各部職員の派遣を得て要員とする。主な担当業務は次のとおりとする。
		総務部	外国人の救援救護、女性の災害相談、法律相談 商工業相談全般 その他分掌の明らかでない事項に関する相談
		救援部	義援金の受付 生活救援対策全般 固定資産税台帳に基づく建築物の権利関係の確認 罹災証明書の発行 遺体の埋葬許可証、火葬許可証の発行 国民年金、国民健康保険、税の減免 災害による廃棄物の収集、処理、環境衛生、環境保全 医療、健康、福祉全般 避難所入所者に対する問合せ 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、 仮設住宅等住宅救援対策全般、建築確認申請等 教育相談、文化財
		復旧部	道路、河川、排水路、上下水道、急傾斜地 災害復興計画、農林業相談全般
※　可能な限り、県、国、その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請			

第６　報道機関への情報の発表

１　町の発表

（１）災害対策本部設置前

町長の指示又は副町長の指示により、企画情報課長が報道機関に対する連絡窓口となり、災害に関する情報の発表、協力の要請を行う。

（２）災害対策本部設置後

災害対策本部設置後については、総務部を担当窓口として、報道機関に対して災害に関する情報の発表、協力の要請を行う。なお、必要に応じて庁舎内に特設の臨時記者詰所を設置し、本部活動に支障のないように、かつ、積極的に報道機関への情報提供を行う。

２　町消防の発表

町消防の行う警戒防ぎょに関する発表は、本部長が行う共同記者会見の場で、指定する職員が行う。

第７　テレビ、ラジオ等による広報

災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合おいて、その通信のための特別

の必要があるときは、各放送機関に対して必要事項の放送要請を行うものとする。

町長は、災害に関し、次に掲げる事項を緊急に住民に周知徹底する必要がある場合、知事を経由して、日本放送協会津放送局に放送を要請する。ただし、町と県の間に通信途絶等特別の事情がある場合、町長が直接要請し、要請後速やかに県知事に通知する。

1　災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で多くの人命、財産を保護するための避難指示等

2　災害に関する重要な情報の伝達並びに予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置

3　災害時における混乱を防止するための指示等

4　その他県が特に必要と認める事項

第８　災害資料及び情報の収集

住民への広報又は報道機関への情報発表のため、必要に応じ現場に職員を派遣して、又は各現地連絡所班に依頼して、災害写真撮影等の現地取材を行う。収集した災害情報は記録、整理し、適正に保管するものとする。また、防災ラジオ等を活用し、自主防災組織及び住民から各地被害状況の情報提供を呼びかける。

第２０節　給水活動

上下水道課　　総　務　課

第１　防災目標

南海トラフ地震等大規模地震発生時には給水施設が被害を受けることが想定されるため、罹災者等に対する生活用水及び飲料水を迅速かつ的確に供給する。

第２　実施責任者

飲料水の供給は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、菰野町上下水道指定業者協同組合、菰野管工事協同組合との「災害時における水道施設の応急復旧作業等の応援に関する協定」及び「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行うものとする。

第３　飲料水及び応急給水用資機材、人員の確保

1　飲料水の確保

災害時の飲料水の水源として、自家発電機設置の浄水場及び配水池等を主体とし、供給するものとする。

2　応急給水用資機材、人員の確保

（1）災害時に使用できる水道施設整備に努めるとともに、応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握する。また、発災直後においても、必要な資機材の緊急点検、整備及び配備等を実施するものとする。

（2）応急給水用資機材や人員が不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」により所有機関に給水車等応急給水用資機材及び人員の応援を要請する。

資料編　給水活動用車両及び資機材（上下水道課）

第４　応急給水

１　応急給水の目標

大規模な災害により被災した水道施設の応急復旧は、避難所開設期間（災害発生後最大28日間を目安とする。）中に完了させることを目標とする。そのため、応急給水供給量の確保すべき目標量及び給水方法の目安は次のとおりとする。

給水対象	供給量人／日	時期区分（発災後）	給　水　方　法
断水地域における一般利用者	３ℓ	３日目まで	ア　水道施設等における拠点給水 イ　給水タンク車等による運搬給水
	10～20ℓ	４日目～10日目	ア　水道施設等における拠点給水 イ　給水タンク車等による運搬給水
	20～100ℓ	11日目～15日目	ア　水道施設等における拠点給水 イ　給水タンク車等による運搬給水
	100～250ℓ	16日目～28日目	ア　水道施設等における拠点給水 イ　給水タンク車等による運搬給水
病院、福祉施設等	必要量	水道復旧まで随時	ア　仮設送水管の設置 イ　給水タンク車等による運搬給水
消　火　用　水	必要量	水道復旧まで随時	―

２　応急給水の方法

復旧部は、他部、関係機関と協力、連携して、応急給水をおおむね次の方法により実施するものとする。

（１）給水方法は、水道施設、収容避難所、緊急避難所などの拠点給水とし、供給する飲料水は原則として水道水とする。

（２）飲料水が汚染したと認められるときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施したうえで、飲料水として適する場合のみ供給するものとする。

（３）被災地において、飲料水を確保することが困難なときは、浄水場等から給水タンク車、容器等（給水タンク、給水袋）により運搬給水する。

（４）要配慮者に対しては、区、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施するものとする。

第５　医療機関、福祉施設等への緊急給水の実施

病院、診療所、人工透析医療施設、入院施設を有する助産所等の医療施設、心身障がい児（者）救援サービス施設、老人ホーム等高齢者救援サービス施設等の福祉施設への応急給水は、応急供給計画をたて、関係各部等と連携、協力し、給水タンク車その他町車両の運用により行う。

特に、災害医療支援病院となる菰野厚生病院については、災害発生後直ちに、水の確保状況を照会するなどして、水の確保に万全を期すものとする。

第６　広報活動の徹底及び区、自主防災組織等との連携、協力

飲料水等供給対策の実施に当たっては、拠点給水方式実施地域の名称、施設設置場所、利用時間その他利用上の留意事項、運搬給水方式実施地域の名称、給水車の巡回コース、給水実施場所、スケジュールその他のサービス実施方法を明らかにしたものを含む「広報こもの被災者生活支援情報」を災害発生後２日目を目安として発行し、各避難所及び災害時総合相談窓口において配布するとともに、コミュニティＦＭ緊急割込放送設備、町ホームページ等による広報やケーブルテレビ局等の

協力を得て、その周知徹底を図る。

また、応急給水に関する住民からの問合せ、要望等のとりまとめ役を被災地の自治会、自主防災組織又は代表となる住民に依頼し、適切な飲料水等供給対策の立案、実施に反映させるものとする。

第７　応急復旧

水道施設が破壊された場合は、まず、水源取水施設の復旧を図るとともに、応急給水設備を設け、応急の給水体制を確立する。

水道施設の復旧は、重要度、修理の可能性及び復旧工期等を勘案して、速やかに給水できるよう、最も効果的に修理し、また、復旧困難な箇所には、仮設配管を行い、仮設給水栓等から給水し得るまでの復旧工事を行う。

第８　給水のための応援要請

町内で飲料水の供給が困難になった場合には、菰野町上下水道指定業者協同組合、菰野管工事協同組合との「災害時における水道施設の応急復旧作業等の応援に関する協定」及び「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、当ブロックの代表である四日市市を通じて三重県水道災害対策本部に応援を要請する。四日市市への連絡が困難なときは、県又は他のブロックの代表市を通じて行う。

応援活動の主な内容は、次のとおりである。

１　応急給水作業
２　応急復旧作業
３　応急給水及び復旧用資機材の供出
４　その他特に要請のあった事項

第９　災害救助法が適用された場合

１　対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

（注）　この救助は他の救助と異なり、家屋や家財の被害はなくともその地区においてどうしても自力では飲料水を得ることができない者であれば、被害のない世帯であっても差し支えないが、反対に被災者であって自力で近隣より確保できれば供給の必要はない。

２　供給期間

災害発生の日から７日以内とする。（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

３　費用

飲料水供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか給水及び浄水に必要な機械、器具の借り上げ費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

資料編　災害救助法施行細則

第２１節　食料供給活動

住　民　課	健康福祉課
子ども家庭課	観光産業課
税　務　課	

第１　防災目標

南海トラフ地震発生に伴う家屋の倒壊、焼失等は、地域の住民の食料、自炊手段を奪うのみならず、食料の供給、販売機能の麻ひを招き、人心の不安を増大させる。

したがって、被災者、観光客等帰宅困難者、応急対策活動従事者等に対する迅速な食料の応急供給を行うため、これら食料供給活動の実施体制、食料の調達等を迅速、的確に行うものとする。

第２　実施責任者

実施責任者は、町長とする。ただし、町で対処できないときは、町長は、他市町村又は県に応援を要請する。また、救助法が適用された場合は、町長は、知事から通知された事項を行う。

第３　食料の供給

１　対象者

（１）避難所に収容された者

（２）住家に被害を受け、炊事のできない者

（３）一時縁故地等へ避難する必要のある者

（４）旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食品を得る手段のない者

（５）救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

２　食料の供給

（１）災害時における緊急の食糧供給に備えるため、非常食を備蓄する。

（２）食料は、食料の供給が必要な避難所等へ備蓄倉庫から必要な数量の食料を、町有車等で配送するものとする。

（３）災害発生初期段階では備蓄の非常食で対応し、避難担当等からの報告に基づき、食料の必要数量の把握を行う。当面は加工食品（カップ麺、パン、缶詰等）を中心に供給を行うとともに、食料品製造業者等の協力を得て弁当等を供給する。なお、道路事情等による食料供給の遅れ等に関しては、各家庭における備蓄及び住民相互の助け合いによって、可能な限り賄うよう周知に努めるものとする。

（４）食料の供給は原則として避難所で実施し、ボランティア等の協力を得ながら実施する。なお、避難所等での食料の受入れ、及び配布については、区、自主防災組織、各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

（５）大規模災害の場合、食料の供給が必要な避難所が数多くなり、町の配送能力だけでは賄いきれないときは、運送事業者等に配送業務を委託して対応するものとする。

３　必要数の把握

必要数の把握は、次の方法によるものとし、救援部がとりまとめを行う。

（１）町本部、各現地連絡所班又は支部、消防指揮所への被害情報による概数の把握

（２）救援部がとりまとめた避難所入所者名簿及び食品希望者名簿による把握（乳幼児の数、高齢者の数及びその他一般被災者等の数）

（３）救援部が関係各班、部、関係機関、区等住民組織の協力を得て集計した在宅要配慮者数の把握

（４）各班、部の協力を得て、総務部が集計した災害応急対策活動従事者の把握（医療機関、福祉施設等を含む。）

４　供給品目

原則として米穀とするが、実情に応じて配慮するものとし、具体的には次のものとする。

（１）弁当、おにぎり

（２）アルファ化米、乾パン、パン、缶詰、インスタント食品、牛乳等

（３）乳幼児については粉ミルク、液体ミルク

第４　食料の調達

１　米穀の調達

町長は、被災者に対して供給の必要があると認めた場合は、次の措置をとる。

（１）町内の米穀取扱者（小売業者、農協等）及び災害時における物資供給協力協定締結事業者等から購入する。

（２）知事に対し米穀の供給を申請する。知事は、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」より取り扱うものとする。

（３）災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しについては、「災害時又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」に基づき、知事は米穀を供給する。

２　その他主食及び副食等

災害時における物資供給協力協定締結事業者、食料品製造業者及び町内食料品販売業者等との協力、連携により調達するものとする。

３　応援要請

町で対処できない場合には、「三重県市町災害時応援協定」又は災害時における相互応援に関する協定等に基づき、協定締結市町村に物資等の供給を要請するものとする。

資料編	**三重県市町災害時応援協定** **新潟県三条市と三重県菰野町との災害時における相互応援に関する協定書** **三重県菰野町と茨城県東海村との災害時における相互応援に関する協定書** **災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書**

４　要配慮者への配慮

通常の配給食料を受け付けることのできないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、粉ミルク等の調査を行い、備蓄、入手経路等の確立を図る。また、その際には患者のプライバシーの保護に留意するものとする。

第５　炊出しの実施

１　炊出しの実施者及び協力団体

炊出しの実施については、救援部をもってあてるほか、自主防災組織、日本赤十字地域奉仕団、自治会のほかボランティア（被災者を含む。）、自衛隊等の協力を得て行うものとする。また、必要に応じて、飲食業組合、民間給食業者、外食レストランチェーン業者等に炊出し業務を委託することができるものとする。

２　炊出し可能場所

炊出し可能場所は、資料編に掲げるとおりとする。

３　炊出しの輸送

炊出しは、必要により各避難場所等へ運搬するが、運搬に当たっては、町有車両、消防車、私用車等を使用する。

４　炊出し用燃料等

炊出し用燃料等については、町内業者の協力を得て確保するものとする。

５　炊出し等の実施に伴う記録

炊出し責任者は、炊出し等の状況を把握するため帳簿を整理し、正確に記入し保管しておくものとする。

６　救助物資の受入れ及び配分

災害が甚大である場合、救援物資又は町内からの調達により食料等を供給することになるが、資料編に掲げるとおり、地区ごとに広域救援物資集配施設を設け、救援部を中心とする職員のほか、ボランティアの協力により行うものとする。物資の受入調整等については菰野町災害時受援計画で定める。

資料編　炊出し可能場所一覧
活動拠点施設一覧

第６　避難所における供給計画

大規模な地震の発生により避難所を開設した場合の食料等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

	食　　料
第一段階（生命の維持）	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの
第二段階（心理面、身体面への配慮）	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等
第三段階（自立心への援助）	食材の給付による避難者自身の炊出し

第７　震災時の食料等供給の流れ

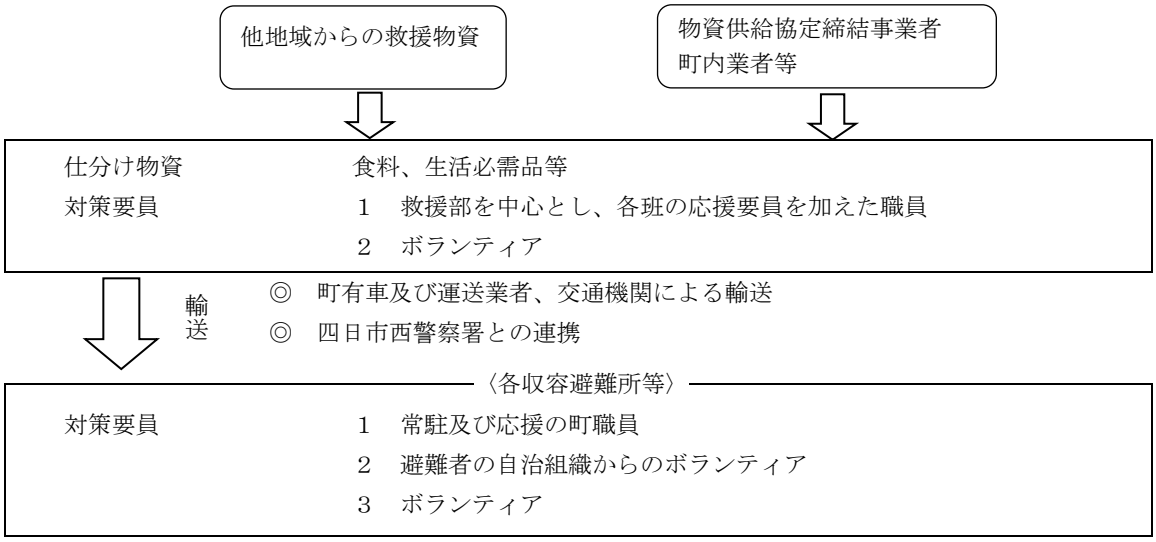

第８　医療機関、福祉施設等への食品の緊急供給の実施

病院、診療所、人工透析医療施設、入院施設を有する助産所等の医療施設、心身障がい児（者）救援サービス施設、老人ホーム等高齢者救援サービス施設等の福祉施設の要請に基づく食品の緊急供給は、救援部が関係各班、部と連携し最優先で行う。特に災害医療支援病院となる菰野厚生病院については、災害発生後直ちに、食品の確保状況を照会するなどして、その確保に万全を期する。

第９　応急的な食品供給対策の縮小又は停止

当該避難所周辺地域の食品供給機能及びライフライン復旧の進捗状況に応じて、応急的な食品の供給を実施することが町内業者の復旧の支障となるおそれのある場合又は被災者自ら食品を確保することが可能となった時点で、災害救助法に基づく食品の供給は縮小又は停止する。

なお、関係各班、部、関係業者、機関の協力を得て、避難所に共同炊事設備を設置するなどして、必要な自立支援措置を講ずるとともに、経済的な理由から食品の供給継続が必要と認められる被災者に対しては、食費相当額を含む生活費援助等により対応する。

第10　災害救助法が適用された場合

１　対象者

避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

２　実施期間

災害発生の日から７日以内とする。ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合においては、この期間内に３日分以内を現物により支給することができる。

３　費用の限度

「被害救助法施行細則」のとおりとする。

資料編　災害救助法施行細則

第２２節　生活必需品等供給活動

住　民　課	健康福祉課
税　務　課	

第１　防災目標

地震災害により被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して、被服、寝具等を給与又は貸与する。

第２　実施責任者

罹災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の給与又は貸与については、町長が実施する。ただし、町で対処できないときは、災害時相互応援協定締結市町村を含む他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行うものとする。

第３　供給対象者

供給対象者は災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

第４　給（貸）与品目

供給品目は、次のとおりである。

種　　別	品　　目　　例
寝　　具	毛布、ふとん、シーツ、タオルケット等
外　　衣	作業衣、婦人服、子供服、長靴、子供靴、運動靴等
肌　　着	肌着、靴下等
身の回り品	タオル、バスタオル、手ぬぐい等
炊事用具	なべ、やかん、包丁、まな板、バケツ等
食　　器	茶わん、汁わん、さら、はし等
日　用　品	石けん、洗剤、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき粉、ビニールカーペット等
光熱材料	マッチ、ローソク、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットコンロ用ボンベ等
薬品雑貨	哺乳びん、ミルク、紙おむつ、生理用品等
そ　の　他	特に認めるもの

第５　物資の調達及び受入れ

１　物資の調達

町内の小売業者、商工会、物資供給協力協定を締結する事業者等に協力を依頼し、生活必需品の供給を行うものとする。町内で調達困難な場合は、品目別数量、必要日時、引取り又は送付場所、その他必要な事項を明示し、県、災害時相互応援協定締結市町村を含む他市町村に依頼し調達する。

２　物資の受入れ

集積所では、物資の受入れ、仕分け、品目、数量の把握、払出しを適正に行い、必要な品目の仕分けについては、現地災害ボランティアセンター、支援物資の受入及び配送等に関する協定締結事業者等と調整し協力を求める。物資の受入調整等については菰野町災害時受援計画で定める。

第６　物資の配分

広域的物資供給拠点を菰野町体育センターに、地区供給拠点を各地区コミュニティセンター等にそれぞれ設置し、迅速な物資の配分に努める。

１　各地区生活必需品供給拠点

救援部が当該地区、施設における備蓄物資等を使用するとともに、生活必需品供給拠点に供給される生活必需品を提供する。

２　広域的供給拠点

災害対策活動従事者に対する生活必需品の供給、病院、福祉施設等への要請に基づく緊急供給を行うため、救援部は、関係各班、部と連携し広域的供給拠点の機能確保を図る。また各地区生活必需品供給拠点における供給能力に不足のある場合は、これにより随時必要分を補充するものとする。

３　必要数把握方法の目安

「食料の供給」の規定を準用する。

第７　県への要請

町は、必要な物資が生じ、調達が困難な場合は、県四日市地方部を通じて県に連絡するものとする。

第８　避難所における供給計画

大規模な地震の発生により避難所を開設した場合の生活必需品等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

段階	生活必需品
第一段階（生命の維持）	毛布等（季節を考慮したもの）
第二段階（心理面、身体面への配慮）	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第三段階（自立心への援助）	なべ、食器類、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

第９　物資の管理

救援部は、関係各班、部、協定締結団体と連携し、広域的物資供給拠点、地区供給拠点における物資の把握、仕分け、管理に努める。

第１０　災害救助法が適用された場合

１　対象者

全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

２　給（貸）与品目

第４に定める品目

３　給（貸）与の方法

原則として、物資の確保及び輸送（町まで）は県において行うが、それ以後の措置は町において行う。ただし、緊急の場合は、知事の委任により、町長が生活必需品を購入し配分することができる。

４　給（貸）与の期間及び費用の限度

（１）給与又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

（２）給（貸）与のため支出できる費用は、「災害救助法施行細則」のとおりとする。

資料編　災害救助法施行細則

第２３節　防疫、保健衛生計画

環　境　課　健康福祉課 子ども家庭課

第１　防災目標

大地震発生時における防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期する。

第２　防疫体制の確立

桑名保健所、四日市医師会及び菰野厚生病院と連絡を密にし、体制づくり、器具、器材の整備及び広報活動を整える。

第３　防疫種別と方法

１　避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持にあたる。また、巡回健康相談等で、避難住民の健康課題を把握し、感染症等の予防に努める。

２　一斉消毒

消毒班を編成し、消毒用機械によって罹災地区の一斉消毒を原則とするが、必要に応じ薬剤を現物給付して各世帯、各自が実施する。

３　避難所、野外仮設便所の防疫

野外に避難所、仮設便所を設置した場合は、その施設及び周辺部を消毒し、かつ、定期的に消毒を行うものとする。

４　防疫用薬剤、資機材の確保

町が行う初期防疫活動は、町が備蓄する分を使用して行う。町備蓄分で不足するときは、県に応援供給を要請するとともに、薬剤師会等に協力を要請し調達する。

５　他市町村への応援の要請

防疫、保健衛生対策のために必要な資材、薬品及び実施のための要員等について、不足する場合は、他市町村に対して、応援協力を求める。

６　県への報告

救援部は、桑名保健所を通じて、県に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。また、災害防疫活動終了後は、災害防疫完了報告書を作成し提出する。

第４　知事の指示命令による防疫措置の実施

１　知事の指示

知事が感染症予防上必要と認めて発する次の指示を受けた場合、町長は、災害の規模及び態様などに応じ、その範囲及び期間を定めて、速やかに行うものとする。以下、この節において、法とは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）をいい、法施行規則とは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）をいう。

根　拠　法	知　事　の　指　示　内　容
法第27条第２項	感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示

法第28条第２項	ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
法第29条第２項	感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件に係る措置に関する指示
法第31条第２項	生活の用に供される水の使用制限等の指示
予防接種法第６条	臨時予防接種に関する指示（町長が実施するのが適当な場合に限る。）

２　町長が実施する措置

種　別	根拠法	実施要領
消　　毒	法施行規則第14条	（１）　対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行う。 （２）　消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。
ねずみ族及び昆虫等の駆除	法施行規則第15条	（１）　対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行う。 （２）　駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。
物件に係る措置	法施行規則第16条	（１）　対象とする物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該物件措置の目的を十分に達成できるような方法により行う。 ア　消毒：消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により実施 イ　廃棄：消毒又は滅菌等により必要な処理をした後に実施 ウ　滅菌：高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により実施 （２）　消毒及び滅菌にあっては、消毒又は滅菌を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

第５　食品の衛生監視

災害時には、停電や断水などによる冷凍機器の機能低下や飲料水の汚染等により食料品が腐敗、汚染されることが考えられる。このため、県は、必要に応じ食品衛生監視員を食品の流通集積拠点、避難所等に派遣し、おおむね以下のような活動を行い、食品の安全確保を図ることとなっている。

１　救護食品の監視指導及び試験検査

２　臨時給食施設及び営業施設の監視指導

３　その他食料品に起因する危害発生の防止

第６　その他の保健衛生対策

１　保健活動

（１）保健師活動

救援部の保健師及び看護師は、被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的かつ継続的支援を行う。要配慮者への支援や被災者の多様な健康問題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

なお、発災後のフェイズ毎の対応については、「三重県災害時保健師活動マニュアル」を参考にして行うものとする。

ア　救護所及び避難所の運営支援を行う。

イ　避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する医療の確保及び継続支援、健康管理、衛生管理等を行う。

（２）栄養、食生活支援

救援部は、関係機関や各部署と連携を図りながら、避難所での栄養、食生活支援活動を行う。また、栄養、食生活支援活動を行う管理栄養士及び栄養士が不足する場合は、関係機関に応援要請を行う。（「三重県災害時栄養食生活支援活動ガイドライン」参考）

ア　要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談及び支援を行う。

イ　避難所での共同調理、炊き出し等への指導又は助言を行う。

ウ　避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談及び助言を行う。

２　入浴機会の確保

救援部は、保健所その他関係機関、協力団体、ボランティア及び町内事業者等と連携、協力して避難所の被災者及び内風呂の使用が困難な被災者の入浴機会を確保し、良好な衛生状態の維持に努めるものとする。具体的には、その都度、可能な方法によるが、例えば自衛隊の野営風呂、仮設シャワーの設置、保健福祉センター等町施設浴室などによるほか、日帰り入浴施設や町内ゴルフ場、ホテルなどのうち、開設可能な入浴、シャワー施設の提供協力を受け、必要な場合の燃料のあっせんとタンクローリーによる水の補給等により行う。

３　被災動物の保護収容

災害により飼育されていた犬等が放浪することによる住民への危害発生を防止するため、これら動物の保護収容等の対策を行う。また、避難者の中にはペットとの同行避難が想定されることから、避難場所指定等の対策が必要となる。これらの対策については、県、保健所、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携、協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次を目安として行う。

（１）放浪動物の保護収容

（２）飼い主と同行避難するペットの受入れ

（３）保護した放浪動物に対する餌の配布

（４）負傷している動物の収容、治療

（５）飼育困難な動物の一時保管、飼い主等からの飼育動物の一時預かり要望への対応及び所有者、新たな飼育者探し

（６）その他動物に関する相談の受付

第７　事前広報の実施等

防疫、保健衛生対策の実施に当たっては、「広報こもの被災者生活支援情報」、災害時総合相談窓口等を通じてその趣旨の徹底と被災者の要望の把握に努めるとともに、住民、事業所等の協力を要請する。

なお、具体的な広報実施に際しては、以下に掲げる点に留意する。

１　避難所等における仮設トイレの衛生的使用の必要性

２　避難所等における手洗の励行

３　生水の飲用に対する注意

４　食中毒の防止のための注意

５　バランスのとれた食事、睡眠による健康の保持の重要性

第２４節　清掃活動

環　境　課　　観光産業課

第１　防災目標

南海トラフ地震等大規模地震発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）が大量に発生することが想定されるため、これらを適切に処理し、環境衛生の万全を期するものとする。

第２　ごみ処理

１　処理体制

被害地域の廃棄物の発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼動状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷くものとする。また、日々大量に発生する廃棄物の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行うものとする。

処理機材、人員等については、可能な限り町の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受けた場合で、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合には、その程度に応じて三重県、近隣及び県内市町、災害時相互応援協定締結市町村あるいは関係団体に応援を要請することとする。

２　甚大な被害を受けた場合の対応

廃棄物の発生量や処理施設の状況から災害廃棄物処理実施計画を更新し、この計画に基づいて迅速かつ適正な処理を進める。なお、本町で災害廃棄物処理を行うことが困難な場合、地方自治法に基づき、県に災害廃棄物処理事務を委託するなどして対応する。

（１）被害発生直後の緊急措置

ア　緊急活動用道路上の障害物のうち安全な通行を確保するための収集、搬送措置

イ　有害廃棄物発生状況把握及び当面の危険防止措置

ウ　「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づく三重県、近隣及び県内市町、災害時相互応援協定締結市町村への応援要請依頼の判断

エ　「災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定」に基づく関係団体への応援要請依頼の判断

オ　収集業務協力業者への応援要請

カ　住民、事業所に対する分別、排出抑制等の協力要請、応急収集計画に関する広報

（２）処理体制

ア　一般廃棄物、その他廃棄物、資源物

（ア）清掃センター、リサイクルセンター、収集車等の被害状況を把握したうえ必要な体制を確立する。なお、施設、機材破損により町のみで収集処理困難な場合は、三重県、近隣及び県内市町、災害時相互応援協定締結市町村、協力業者に応援要請し、なるべく早期に処

理できるよう努める。

（イ）応急的（発災後28日目までを目安とする）処理計画は次のとおりとする。

区　分	救援対策拠点施設	被害が甚大な地域	それ以外の地域
一般廃棄物	災害発生後７日目まで直接収集（随時） ８日目以降避難所開設期間中直接収集（週２回）	災害発生後７日目まで臨時ステーション収集（随時） 災害発生後８日目以降臨時ステーション収集(週２回)	通常収集
その他の廃棄物	災害発生後７日目まで直接収集（随時） ８日目以降避難所開設期間中直接収集（週１回）	災害発生後７日目まで臨時ステーション収集（随時） ８日目以降避難所開設期間中臨時ステーション収集（週１回）	通常収集
資源物	その他の廃棄物とあわせて収集	随　時	随　時
有害廃棄物	県と協議し専門処理業者の協力により優先順位を付けて行う。		
医療廃棄物	避難所開設期間中は、町が専門業者を通じて処理		排出者が処理。ただし、業者委託による場合は避難所閉鎖以降

（３）災害により発生したがれき等の廃棄物

ア　被災した住宅のがれき等の廃棄物は、発生量が多量となることが予想されるため、菰野町災害廃棄物処理計画に基づき、あらかじめ町の公共用地等の仮置場、仮処分場等を確保するとともに、これらにおいて適切に収集、運搬及び処分を行う。

イ　がれき等の廃棄物は、発生現場において「木質系」「コンクリート系」「金属系」「プラスチック系」の分別を行うよう、処理関係者に要請、指導をする。

ウ　仮置場、仮処分場においては、出来る限りリサイクルをするためリサイクル業者に回収の協力要請を行う。

エ　「木質系」廃棄物については、周辺環境に配慮し、必要に応じて野外焼却を行う。

オ　がれき等の廃棄物の収集運搬及び仮置場、仮処分場において処理できなかったがれき等の廃棄物の処理については、必要に応じ、応援協定に基づき関係団体へ協力要請をする。

（４）その他

道路等に排出又は放置された町の廃棄物については、町、協力業者等の車両により適宜収集する。

第３　し尿処理

１　処理体制

し尿の発生量について、発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷くものとする。特に、仮設トイレ、避難所の汲み取り便所については、貯留容量を超えることがないよ

うに配慮するものとする。

また、特に甚大な被害を受けた場合で収集処理に支障が生ずる場合には、その程度に応じて三重県、近隣市町あるいは関係団体へ応援要請することとする。

２　甚大な被害を受けた場合の対応

（１）災害発生直後の緊急措置

ア　し尿の要収集施設、場所、量等の把握及び防疫対策上、緊急を要する応急措置

イ　仮設トイレの補充確保及び措置（下水道、農業集落排水整備区域でその機能が活用できる場合は、下水道直結の流下型トイレ（マンホールトイレ）の設置を行う）

ウ　朝明広域衛生組合への連絡確認

エ　「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づく、三重県、近隣及び県内市町、災害時相互応援協定締結市町村への応援要請依頼の判断

オ　「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定」に基づく関係団体への応援要請依頼の判断

カ　町委託業者への緊急指示

キ　住民、事業所に対する仮設トイレの設置場所、利用上の留意事項及び応急的収集計画に関する広報

（２）応急的し尿処理計画の策定

救援部は、被害の状況に応じて「応急的し尿処理計画」を策定する。

ア　処理すべき量の推定

災害発生後に処理すべきし尿の排出対象者は、下水道機能の活用が困難な避難所の入所者と汲み取り地域内の世帯数及び事業所等の帰宅困難者とする。

し尿発生量は、一人１日当たり1.4ℓを目安とする。

イ　仮設トイレ、バキュームカー等の確保

仮設トイレ及びバキュームカー等の確保については、県と関係団体との協定に基づく応援を県知事に要請して、収集業者、レンタル業者等民間業者の全面的な協力を得るとともに、県を通じて広域的な応援体制の確立により対処する。

（３）他市町村への応援処理の要請

し尿の処理能力の余裕がある応援他市町村に対して、応援処理を要請する。

なお、応援処理については、各避難所その他の救援対策施設において直接バキュームカーにより応援収集する方式と、バキュームカーによる搬入受入方式の２つを想定する。

（４）事前広報の実施

し尿処理対策の実施に当たっては､「広報こもの被災者生活支援情報」等を通じて事前に住民、事業所等の協力を要請する。特に次に掲げる点について周知徹底を図る。

ア　被害軽微な汲み取り地域に対する収集一時中止措置の必要性

イ　仮設トイレ利用上の留意事項

ウ　平常時収集体制への移行に関する見通し

（５）仮設トイレの設置

救援部は、下水道機能の活用によるし尿の処理が困難な拠点施設、被災地域における「し尿の処理対策」として、以下のとおり仮設トイレを設置する。

区　　分	仮設トイレ設置の目安
設置すべき場所	1　避難地（避難が長時間に及ぶ場合） 2　避難所（避難所内でトイレが不足又は使用不可能な場合） 3　その他被災者を収容する施設 4　災害医療支援病院、集配拠点、仮置場等救援対策活動拠点施設 5　住宅密集地（地域内でトイレが不足又は使用不可能な場合）
設置すべき個数	利用者人口　50人当たり　１基
設　置　期　間	下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、その必要がないと認めるときまで

（６）初期における重点収集、処理の実施

ア　仮設トイレによる場合については、防疫対策上の観点から避難所、医療対策拠点施設その他の拠点施設を最優先で収集する。

イ　収集したし尿については、菰野町し尿浄化槽汚泥中継施設に一時貯留するとともに朝明広域衛生組合のし尿処理施設に搬入して処理する。

第４　死亡獣畜の処理

１　処理方法

死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、必要に応じて、次のように行う。

（１）埋却

埋却に十分な穴を掘り、死亡獣畜の上に生石灰を散布し、土砂をもって覆う。

（２）焼却

十分な薪、わら、石油等を用い焼却させること。また、焼却後残った灰等は土中に埋却葬する。

２　特定動物（猛獣類）における準用

死亡した特定動物の処理については、死亡獣畜の処理に準じて行うものとする。

第２５節　遺体の捜索、処理、埋火葬

環　境　課

第１　防災目標

南海トラフ地震等大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの捜索、処理、埋火葬等を的確に実施するものとする。

第２　実施責任者

遺体の捜索、処理及び埋火葬は、町長が行うものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行う。

第３　遺体の捜索

１　所在不明者の申出、捜索依頼等

所在の確認できない住民に関する問合せや行方不明者の捜索依頼等の対応は、警察署と協力して、次のとおり行う。

（１）所在の確認ができない住民に関する問い合わせや捜索依頼等を受けた場合、その所在不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、その他の特徴について、可能な限り詳細に聞き取り、記録するとともに、救援部へ集約する。

（２）救援部は、警察署と連携した所在不明者情報の集約、避難者情報等との照合及び所在不明者関係先への連絡等の安否確認を行い、確認ができない者について「要捜索者リスト」を作成する。

２　遺体の捜索

（１）行方不明の状態にある者で、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索を行う。

（２）遺体の捜索活動は、町長が町消防に指示又は消防団及び四日市西警察署に協力を要請し、救出に必要な舟艇その他必要な機械器具を借上げ、捜索を実施する。また、必要により地域住民の協力を得るものとする。

３　応援の要請

町のみでは捜索の実施が困難であり、隣接市町の応援を要する場合又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、遺体漂着が予想される市町村に直接捜索応援の要請をするものとする。

応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

（１）遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所

（２）遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等

（３）応援を求めたい人数又は舟艇、器具等

（４）その他必要な事項

第４　遺体の収容処理

１　実施方法

遺体の処理は、町長が町消防に指示又は四日市西警察署に協力を要請して実施する。また、必要に応じ菰野厚生病院を始め町内の医師、地域住民等の協力を求める。

２　処理の内容

遺体の処理には、次の３種類がある。

（１）遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

遺体識別等のための処置であり、原則として医療救護班により実施し、遺体の撮影等により身元確認の措置を行う。

医療救護班が医療、助産等のため行うことができないときは、町内の医師等に依頼する。

（２）遺体の一時保存

町は、遺体を一時保存するための棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材の確保に努める。ただし、町において資材の確保が困難な場合は、県に応援を依頼する。また、遺体の一時保存場所は、資料編に掲げる「活動拠点施設一覧」の５「その他拠点」中の遺体安置所とするが、遺体の身元識別のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、町長は寺院等の施設を借上げ埋葬するまで保存する。

資料編　活動拠点施設一覧

（３）遺体の検案

検視規則及び死体取扱規則に基づき、現地又は遺体安置所において警察署が検視（見分）した後の遺体は、町及び県又はその他協力医師がその処理を引継ぎ、次のとおり、遺体の検案を実施する。

ア　遺体の検案は、各遺体安置所設置施設内において、町及び県医療救護班又はその他の医師の協力を得て実施する。

イ　遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに「死体検案書」（原本）を作成する。

ウ　身元不明者については、警察署が遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、あわせて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録するとともに、遺品を保存し身元の発見に努める。

エ　現地において検案を行った遺体は、消防団班が関係各部、班、各防災機関の協力を得て、最寄りの遺体安置所へ移す。

３　遺体の収容、安置

救援部は、検案を終えた遺体について、警察署、区、自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、次のとおり、収容、安置する。

（１）救援部は、あらかじめ指定する施設に遺体安置所を開設する。なお、被災等により適当な既存建物が確保できない場合は天幕等を設置して代用する。又は町内寺院に対して、一時安置協力を要請する。

（２）町内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業の指導のための要員を確保する。

（３）死体検案書（写し）を引継ぎ、死体処理票及び遺留品処理票を作成する。

（４）棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。

（５）遺族その他より遺体引き受けの申し出があったときは、死体処理票及び遺留品処理票により整理の上引き渡す。

（６）遺体引受人が見つからない遺体については、町長（本部長）を身元引受人として、死体火（埋）葬許可証の発行手続きをとる。

４　変死体の届出

変死体については、直ちに四日市西警察署に届出をし、検視後に遺体の処理に当たる。

５　関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡のうえ遺体を引渡すものとする。

第５　遺体の埋火葬

１　埋火葬の原則

遺体の埋火葬は、死亡者の遺族又は縁故者が正規の手続により行うことを原則とするが、遺族等の引取り手がない場合又は遺族等が火葬を行うことが困難な場合、応急措置として町において火葬、埋葬を行うものとする。

また、埋火葬の実施が災害対策本部でできない場合は、第３の２に準じて他機関の応援及び協力を得て実施する。

２　留意事項

（１）事故死等による遺体については、警察署から引継ぎを受けたあと埋火葬する。

（２）身元不明の遺体については、警察、県医師会、県歯科医師会に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬とする。

（３）漂着した被災遺体等のうち身元が判明しないものについては、行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定に準じ処理する。

（４）遺体を火葬する場合は、災害遺体送付票を作成の上、指定された火葬場に送付する。

（５）遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付の上、遺体安置所又はそのつど定める施設に設置する遺骨遺留品保管所に一時保管する。

（６）家族その他関係者から遺骨、遺留品の引取希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理の上、引渡す。

（７）身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに上記遺骨遺留品保管所に保管する。

第６　災害救助法が適用された場合

１　遺体の捜索

災害救助法適用時の遺体捜索の実施基準は、次によるものとする。

（１）捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にある者で、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

（２）費用

遺体捜索のため支出できる費用は、舟艇、その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地区における通常の実費とする。なお、輸送費及び賃金職員等雇上費は、遺体捜索費から分離し、「賃金職員等雇上費」、「輸送費」として、一括計上するものとする。

（３）期間

災害発生の日から10日以内とする。

２　遺体の処理、収容

災害救助法適用時の遺体処理の実施基準は、次によるものとする。

（１）遺体処理の対象

災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその遺体の処理（埋葬を除く）。ができない場合に行う。

（２）処理の内容

ア　遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置

イ　遺体の一時保存

ウ　検索

検索は、原則として医療救護班によって行われる。

（３）方法

遺体の処置は、救助の実施期間内において現物給付で行うものである。

（４）費用の限度

ア　「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」の限度とする。

イ　検案が医療救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

ウ　遺体処理のため必要な輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とす

る（輸送費及び賃金職員等雇上費の項で処理する）。

エ　期間

災害発生の日から10日以内とする。

３　遺体の埋火葬

災害救助法適用時における遺体の埋火葬の実施基準等は、次によるものとする。

（１）遺体の埋火葬の対象

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず、埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合

（２）方法

埋火葬は、遺体処理の現物給付であって、実施期間は、災害の混乱期を予想しているものであるから、知事から通知された事項については町長が行うことを原則とする。

（３）費用

ア　範囲

次の範囲内において、なるべく棺、棺材等の現物をもって実際に埋火葬を実施する者に支給する。

（ア）棺（附属品を含む）

（イ）埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む）

（ウ）骨つぼ及び骨箱

イ　費用の限度

資料編に掲げる「災害救助法施行細則」のとおりとする。

ウ　期間

災害発生の日から10日以内

資料編　災害救助法施行細則

第２６節　文教対策

教　育　課

第１　防災目標

南海トラフ地震等大規模地震発生時には多数の避難者が発生し、小中学校等の教育施設が避難所として使用されることが想定されるため、これらの施設の教育機能を速やかに回復するものとする。

第２　実施責任者

町長が教育委員会、学校長の協力を得て行うものとする。また、災害救助法が適用された場合は、町長は知事から通知された事項を行うものとする。

第３　応急計画の策定

災害発生時における児童生徒等の安全及び教育施設の確保を図るため、町教育委員会及びその他の学校管理者は、次に掲げる事項について必要な計画を策定して、実施するものとする。

１　防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では、平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備するものとする。

２　児童生徒等の安全確保

（１）在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するために、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう防災訓練等の実施に努める。

（２）登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を樹立するとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

（３）施設の防備

文教施設、設備等を被害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

第４　災害発生初期の緊急措置

１　避難所設置に伴う学校としての協力

（１）避難所開設に関する協力

学校長又は当日居合せた学校教職員は、被災した地域等からの避難者があった場合は、速やかに体育館等大きなスペースのとれる場所に誘導し、被災後の精神的打撃が緩和されるよう努める。

なお、その後直ちに教室等の安全点検を行い被災者が一時滞在するための避難室を確保するとともに、救援部又は最寄りの現地連絡所班にその旨連絡し、避難所運営担当職員の派遣を求める。

（２）避難所運営に関する協力

学校長は、町の避難所運営担当職員その他の町職員が到着するまでの間、学校教職員を避難所運営に従事協力させる。この場合の従事協力期間は災害発生後１週間を目安とする。

２　その他救援対策活動拠点施設設置に関する協力

その他町地域防災計画に定める救援対策活動拠点設置予定校は、あらかじめ定めるところに基づき、施設、設備等を提供するとともに、児童生徒等及び被災者に対して、その旨を周知徹底する。

３　学校施設の被災状況の把握等

（１）学校教職員による校内被災箇所、危険箇所の点検等

学校長又は当日居合せた学校教職員は、地震その他の災害発生によりその必要があると認めた場合は、直ちに学校施設の被災状況を調査し、校内被災箇所、危険箇所を把握し、可能な範囲における応急修理、立入禁止措置その他必要な措置を講ずる。また設備の被害状況とあわせて、救援部又は最寄りの現地連絡所に報告し、修理、代替設備の供給その他必要な措置を講ずるよう要請する。

（２）町による安全点検の実施

町は、震度５強以上の地震が発生した場合及びその他災害発生によりその必要があると認め

た場合は、県、国等関係機関、建設業協会、建築士会その他協力団体等と連携、協力して、町内学校施設の安全点検、応急危険度判定等を実施する。

4　児童生徒、教職員の安全確保、安否の確認等

（1）在校時間中に災害が発生した場合

学校長は、在校時間中に地震その他の災害が発生し、その必要があると認めた場合は、在籍の児童生徒、教職員の安否を確認、把握するとともに、救援部又は最寄りの現地連絡所に対し被害の有無等について連絡する。また災害の状況により、児童生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に一旦保護し、極力保護者への連絡に努める。この場合、災害対策本部にあわせて、その旨報告する。登下校路の安全と被災状況が軽微であると確認された場合は、災害対策本部と連絡の上、保護者への引取りの連絡、教職員の引率による集団下校その他の臨時下校等適切な措置をとる。

（2）夜間、休日等に災害が発生した場合

夜間、休日等に災害が発生した場合は、原則として、直近登校予定日の休業措置をとる。

各教職員は、自ら甚大な被害を受けておらず、かつ、学校所在地域に震度５強以上の地震が発生したことを知った場合には、自主的かつ速やかに所属の学校に参集し、避難所の初期における運営協力及び児童、生徒の教育的ケア、応急教育対策の実施に従事する。

第５　避難所開設期間中に必要な措置

1　児童生徒の応急的ケア対策

避難所及び校区内在宅児童生徒等の、避難所開設期間中のこころのケアと教育的ケア対策に関しては、おおむね以下のとおり行う。

（1）措置のあらまし

ア　校庭又は未使用の教室その他避難所内の適当なスペースを確保し避難所内教室として行う。

イ　教材の有無や屋外内にこだわることなく行う。

ウ　時間枠は、午前中又は午後の数時間とする。

エ　その他全体として、災害遭遇後の混乱した児童生徒及び教職員自身のこころのケアと避難所として使用されるために混乱を余儀なくされた学校における生活秩序を徐々に回復し、学校再開後の応急教育体制にスムーズに移行させることにポイントをおく。

（2）その他留意事項

ア　避難所に入所する被災者家族に対する事前、事後の広報活動は、広報こもの紙面や各避難所作成の掲示、ビラ等による事前、事後の広報活動に加え、教室実施予定スペース付近周辺の入所者や被災者とのよい相互関係を保つための活動全般を行うよう努める。

イ　こころのケア対策に関する、専門家のアドバイスを得ながら行うよう努める。

2　疎開児童生徒リストの作成

学校長は、保護者からの届出、学校教職員による地域訪問等により把握した限りにおける、疎開児童生徒リストを作成する。これにより疎開先に対する照会や児童生徒への連絡を行う。

なお、救援部は、必要に応じて学校長に対し疎開児童生徒リストの作成及び提出を求めるものとする。

第６　応急教育の実施

1　文教施設、設備等の応急対策

救援部は、学校施設の被害状況、避難所の現状等に関する調査を踏まえ、学校長と連絡の上、おおむね次のとおり応急教育実施のための場所を確保する。

なお、施設の状況により短縮授業、二部授業、分散授業、複式授業によることができるものとする。

（１）学校の校舎の一部が被害を受けた場合

ア　速やかな応急修理

イ　軽被害の教室

ウ　特別教室、和室等

エ　屋内体育館

（２）学校の校舎の全部が被害を受けた場合

ア　近隣の集会施設等の公共施設

イ　軽被害の近隣学校の校舎

ウ　応急仮設校舎の設置

２　教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会、町教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用などを行う。

第７　臨時休校等の措置

校長は、被害の状況に応じ臨時休校等の適切な措置を講じる。休校とする場合は、保護者へ連絡するとともに速やかに町教育委員会に報告する。

第８　学用品の調達及び確保

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

第９　給食の措置

学校給食施設、設備が被災した場合には、速やかに応急処置を行い、給食の継続に努めるものとする。その際には、食中毒が発生しないよう、食品の管理など衛生面には十分に注意するものとする。

また、学校が避難所として開設された場合には、学校給食施設、設備は、避難者の炊出し用にも供されるため、学校給食及び炊出しの調整に留意するものとする。

第10　文化財の保護

１　文化財被害調査等担当の編成

本部長は、震度５強以上の地震等大規模な災害が町域に発生した場合、直ちに災害対策本部内に文化財被害調査等担当を編成し、町内の文化財の被害の有無、程度に関する情報の収集、とりまとめ、県教育委員会、文化庁、文化財保護振興財団等関係機関、団体との連絡、調整業務、文化財救出、保護のための他自治体派遣応援職員、専門ボランティアの受入れ等にあたらせる。

２　文化財施設の保護

文化財施設の保護について、町は管理者及び関係機関、支援団体、ボランティア等との連携、協力により、次のような災害応急措置を講ずる。

（１）文化財に災害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに町消防へ通報するとともに被災の防止又は被害の拡大防止に努める。

（２）町消防及び関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため、協力して応急措置を講ずる。

（３）収納する建築物に被害が発生した場合で、所有者又は管理者が収納スペースを用意できないときは、仮保管や寄贈先のあっせんなどを行う。

（４）文化財に被害が発生した場合は、所有者又は管理者は県指定の文化財にあっては、県教育委員会、国指定の文化財にあっては、県教育委員会を通じて文化庁へ報告する。また、被害調査、応急修理、修復のための専門家の派遣協力を要請する。

３　埋蔵文化財に関する応急措置の目安

埋蔵文化財に関する応急措置については、次の事項を目安として行う。

（１）県を通じて、他県等の発掘調査担当技師による調査支援体制を確立する。

（２）発掘に要する費用は、原則として、地権者の負担とする。その他文化財保護法に基づく周知遺跡に関するガイドラインに準ずる取り扱いを行う。

（３）特に、震災復興事業として認定された事業である案件など、その都度定める要件を備える案件については、公費負担で行うこととするよう県に要請する。

資料編　町内指定文化財一覧

第11　被災児童生徒の保健管理

被災児童生徒の心の相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制の確立を図る。カウンセリングには、養護教諭等が応急措置に当たるものとする。

第12　事前計画の策定が必要な問題点

大規模地震の発生時においては、住居の全壊、半壊又は保護者の死亡による児童生徒等の一時疎開や教師の避難所運営への参加など、様々な問題が起こることが予想される。そこで、今後次の事項について特に検討を行うものとする。

１　避難所の運営における教職員の協力方法

２　児童生徒等の安否確認の方法

３　学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童生徒等とで共用する部分と、児童生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分け

４　避難所になった場合に必要な備品等の整備

５　授業中等に発災した場合の児童生徒等の避難、帰宅の方法及び保護者との連絡方法等の措置

６　避難所受入れ体制等の整備

避難所となっている学校の教職員は、その運営が災害対策本部に引き継がれるまでの間、災害対策本部との連携を密にしながら、避難住民の受入れ体制の整備を図る。

（１）避難所機能と教育機能の共存方策

学校が避難所として活用される一方で、その利用の仕方によっては、円滑かつ迅速な授業再開の障害ともなりうるため、授業再開を念頭に置いた避難所としての利用範囲、利用方法、運営方法等の基準を定める。

（２）避難所運営における教職員の役割

学校が避難所となった場合、教職員は、必要に応じその運営等救援業務に協力するとともに、二次災害の防止や学校再開のために施設の安全点検を行うなどの措置が必要のため、その役割について検討を行う。

第13　災害救助法が適用された場合

１　対象者

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒とする。

２　学用品の給与

被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

（１）教科書

（２）文房具

（３）通学用品

３　費用及び期間

資料編に掲げる災害救助法施行細則のとおりとする。

資料編　災害救助法施行細則

第２７節　住宅応急対策

都市整備課	財　務　課
健康福祉課	総　務　課

第１　防災目標

南海トラフ地震等大規模地震発生により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

第２　実施体制

１　実施主体

応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、原則として町長が行う。災害救助法が適用された場合には、知事が行う。その場合、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、町長が行う。

２　建設資材の調達

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理にかかる建設資材の調達については、三重県建設業協会等の業界団体に協力を求めて、実施するものとする。

３　住宅のあっせん

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握を行い、被災者にあっせんできるよう努めるものとする。

４　応急対策実施の応援要請

町で応急仮設住宅の建設及び住宅の修理等について対処できないときは、他市町村あるいは県に応急対策の実施又は要員、建設資機材について応援を要請するものとする。

第３　応急仮設住宅の建設

災害のため住家が滅失し、罹災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急的な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図るものとする。

応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用されない場合にあっては、検討する。

1　建設用地の選定

原則として、公園等の空地を利用して建設するが、状況によりやむを得ない場合は民有地等を借り上げて建設するものとし、県、国、協力団体等の協力を得て、次のとおり行う。

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>管理者等</th><th>手続その他において留意すべき事項</th></tr>
<tr><td rowspan="2">町</td><td>町の公園</td><td>都市整備課</td><td rowspan="4">・平坦な地形にあり、面積1,000㎡以上を有するものであることが望ましい。
・少なくとも２年間は、他の公共的な利用目的を有しないものであることが望ましい。</td></tr>
<tr><td>その他の町有未利用地</td><td>財　務　課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">県</td><td>県の公園</td><td>県土整備部</td></tr>
<tr><td>その他の県有未利用地</td><td>総　務　部</td></tr>
<tr><td colspan="2">国　有　未　利　用　地</td><td>東海財務局</td><td>・地方公共団体が災害時の応急措置の用に供する場合、国有普通財産の無償貸与を受けることが可能である。
（国有財産法第22条第１項第３号）
・所管する東海財務局に照会し提供を要請する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">公　有　未　利　用　地</td><td>各管理機関</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">民　有　未　利　用　地</td><td>各 管 理 者</td><td>・将来のトラブルを避けるため、正規の賃貸借契約書を取り交す。
・町、土地所有者、入居者の三者による「即決和解」を民事訴訟法第275 条第１項に基づき簡易裁判所に申立て建物の撤去時期、土地返却時期等について必要な取り決めを行うことが望ましい。</td></tr>
</table>

2　建設資機材及び業者の確保

町は、建設業者等と協力して、応急仮設住宅の建設を行うものし、建設資材の調達については、三重県建設業協会等の業界団体に協力を要請するものとする。

3　応急仮設住宅の入居者

被災者に対する一時的居住の場所である応急仮設住宅の入居者は次のものとする。

（１）住家が全壊（全焼）流失した世帯であること。

（２）居住する住家がない世帯であること。

（３）自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

（注）（３）に該当する者の例

ア　生活保護法の被保護者及び要保護者

イ　特定の資産のない失業者

ウ　特定の資産のない寡婦及び一人親家庭

エ　特定の資産のない老人、病弱者及び身体障がい者

オ　特定の資産のない勤労者

カ　特定の資産のない小企業者

キ　前各号に準ずる経済的弱者

4　要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては要配慮者に配慮した住宅の建設を考慮するものとする。

5　建設期間

災害発生の日から20 日以内に着工し、速やかに完成するものとする。町は災害発生の日から７日以内に建設場所及び入居該当者について県に報告しなければならない。

6　費用の限度

資料編「災害救助法施行細則」のとおりとする。

7　供与期間

建築工事が完了した日から２年以内とする。なお、災害直後において一時的に収容するためのものであるため、その期間は短期に限定するものとする。

第４　要配慮者への配慮

応急仮設住宅への入居については、要配慮者に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分に配慮するものとする。

第５　町営住宅の被害調査及び確保対策

1　町営住宅等の応急修理

既設の町営住宅又は付帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合には、住民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を次のとおり実施する。

（1）町営住宅又は付帯施設の被害状況について、早急に調査を行う。

（2）町営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに危害防止のため住民に周知を図る。

（3）町営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

2　解体

既設の町営住宅又は付帯施設の解体が必要な場合、被災建物の解体対策に準じて行う。

第６　住宅の応急修理

1　町、県が行う被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された災害であり、被害状況等により必要があると認めた場合の、町、県が行う被災建物の補修対策については、「がれき処理量抑制」と「被災者負担の軽減」を図る観点から、特例措置として公費負担による被災建物の補修給付（サービスの実施枠の拡大等）について、県、国に対して、強く要請する。

（1）対象者

災害のため住宅が半壊又は半焼し、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

（2）費用の限度

費用については、県の災害救助法施行細則のとおりとする。

（3）期間

災害発生の日から１か月以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、知事に要請し厚生

労働大臣の承認を得て延長することができる

２　被災者が行う補修に対する支援

町は、被災者が行う補修に対する支援として、おおむね次のとおり行う。

（１）地区復興委員会を通じた支援

融資制度等既存又は新規行政支援メニューの充実及び資料、申込書の提供等

（２）建設業協会等協力団体等を通じた支援

被災者の依頼に対する最大限対応の要請、交通規制除外等各種緩和、優遇措置等

第７　被災建築物応急危険度判定体制等の確立

町は、地震により建築物が被災した場合において、判定業務が必要であると判断した場合には、応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に報告するものとする。また、実施に当たっては、判定士の派遣を県に要請するものとする。

１　被災建築物応急危険度判定士

（１）町は、建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、被災地に被災建築物応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

（２）被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、その調査結果を建築物の所有者や使用者又は使用者以外の第三者に危険性を知らせることにより注意を喚起する。

２　被災宅地危険度判定士

（１）町は、余震による宅盤、擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、被災地に被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。

（２）被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供をする。

第８　町営住宅等の活用

被災者に対し、町営住宅の一時使用を認めるほか、民間賃貸住宅の借上げ等による一時的住宅の提供に努め、当面の居住の安定を図る。

資料編　災害救助法施行細則（抄）

第２８節　災害救助法の適用

総　務　課　　健康福祉課

第１　防災目標

大地震発生時においては、家屋の倒壊を始めとして、火災、土砂崩れなど各種災害の多発によって、多大の人的、物的被害が発生することが予想され、災害救助法に基づく救助実施の必要が生じるので、必要と認めたときは速やかに所定の手続きを行うものとする。

第２　災害救助法の適用

１　情報伝達の流れ

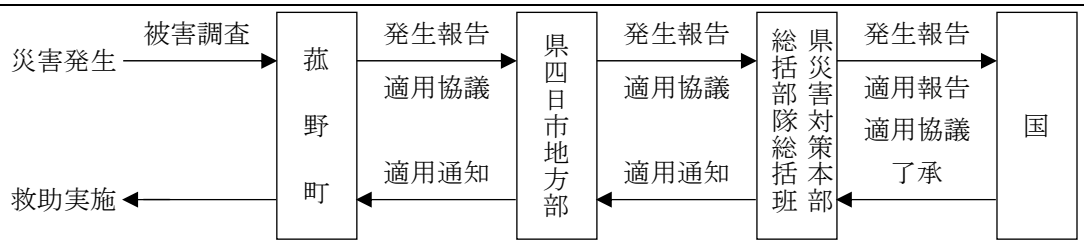

２　適用の条件

（１）災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。

（２）災害救助法による救助の要否は、町単位で判定すること。

（３）原則として同一の原因による災害であること。

３　適用基準

災害の程度が次の基準のいずれかに該当し、かつ、被害者が現に救助を要する状態にあるとき、災害救助法が適用される。

（１）町の区域内において60世帯以上の住家が滅失したとき。

（２）県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、町の区域内において30世帯以上の住家が滅失したとき。

（３）県の区域内において、7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生するなど、被災者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情（※１）がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

（４）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、かつ、厚生労働省令で定める基準（※２）に該当するとき。

※１　厚生労働省令で定める特別の事情

被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とするとき。

※２　厚生労働省令で定める基準

次のいずれかに該当するとき。

・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域にいる多数の者が、避難して継続的に救助を必要とするとき。

・被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とするとき。

４　住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たり、全壊、全焼、流出等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって１世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

５　適用手続

（１）町長は、本町における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（２）救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると

認められるときは、町長は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

６　救助の程度、方法及び期間等

救助の程度、方法及び期間は、「資料編　災害救助法施行細則」による。

第３　災害救助の種類と実施権限の委任

１　災害救助法による救助の種類

（１）避難所の設置、応急仮設住宅の供与

（２）食品、飲料水の給与

（３）被服、寝具等の給与

（４）医療、助産

（５）被災者の救出

（６）住宅の応急修理

（７）学用品の給与

（８）埋葬

（９）死体の捜索及び処理

(10) 障害物の除去

２　１のうち知事が通知した事項については、町長が行うものとする。

第２９節　災害義援金、義援物資の受入れ

会　計　課　　健康福祉課

第１　防災目標

住民からの義援金、義援物資等の募集、保管輸送及び配分並びに被災者あてに寄託された義援金、義援物資の受付及び確実かつ迅速な配分を行い、被災者の生活の安定を図るものとする。

第２　災害義援金等の募集、配分等

１　実施機関

災害義援金、義援物資等の募集、輸送及び配分は、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行うものとする。

（１）三重県共同募金会

（２）日本赤十字社三重県支部

（３）三重県社会福祉協議会

（４）県

（５）市町

（６）その他各種団体

２　募集

町内に大災害が発生した場合、町は他の関係機関と共同し、あるいは協力して、一般住民、企業等を対象に募集するものであり、募集内容に当たっては被災地のニーズ、状況等を十分考慮して行うものとする。このため、町は義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県に報告するとともに、町ホームページ及

び報道機関等を通じて公表するものとする。また、梱包に際しては、品名を明示する等被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするように、一般住民、企業等に呼びかけるよう努めるものとする。

３　窓口

（１）義援金の窓口

義援金の受領窓口は、会計管理者が行うものとする。

（２）義援物資等の窓口

義援物資等の受領窓口は、救援部が行うものとする。

４　保管

義援金及び見舞金（有価証券を含む。）については、町災害対策本部（出納班）において一括とりまとめ保管し、義援物資等については、各関係機関において保管する。

（１）町での義援金の取り扱い

会計管理者は、被災者に配分するまでの間、会計管理者名義の普通口座（当該災害に関する義援金受付専用口座）をつくり、町指定金融機関に保管する。管理に際しては、受払い簿を作成しなければならない。なお、県に義援金募集配分委員会（以下「委員会」という。）が設置された場合は、委員会に逐次受付状況を報告するとともに送金する。ただし、寄託者が配分先や使途を指定した場合は、町の責任において処理する。

（２）町での義援物資等

救援部は、義援物資等の品名、数量等を記録し適正に保管するとともに、受払い簿を作成し授受の状況を記録する。

５　配分

被災地のニーズ、状況、義援金、義援物資等の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう、関係機関を通じ配分及び輸送するものとする。

（１）配分方法の決定

県が組織する委員会が協議の上決定する。

（２）配分の実施

町は、県が組織する委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

（３）配分の公表

県が組織する委員会が行う配分結果の公表をもって、町の公表とする。県が組織する委員会から公表がない場合、町は収集できる情報の範囲において配分結果の公表を行う。

（４）県が組織する委員会が設置されない場合については、県に準じて、町に委員会を設置し行う。

６　費用

義援金、義援物資等の募集及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は、実施機関において負担するものとする。

第４章　災害復旧計画

第１節　民生安定のための緊急措置

第１　基本方針

災害を受けた地域の民生を安定させるため、生活福祉資金、母子福祉資金の貸付、被災者に対する雇用確保、租税の徴収猶予及び減税、郵便業務に係る災害特別事務取扱援護対策、住宅資金貸付、生活必需物資、災害復旧用資機材の確保等に関する対策を講ずるものとする。

第２　生業資金等の貸付

１　災害救助法による生業資金の貸付

生業資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるために貸付する。

（１）対象者

住家が全壊（焼）又は流失し、生業の手段を失った世帯で、成業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸付する。

（２）貸付限度額

ア　生　業　費　30,000円

イ　就職支度費　15,000円

２　生活福祉資金の貸付

（１）貸付の対象

次のいずれかの要件に該当する世帯とする。

ア　資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯

イ　身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の属する世帯

ウ　日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯

（２）借入の手続

貸付けを受けようとするものは、借入申込書（町社会福祉協議会に備付）をその居住地を担当区域とする民生委員を通じ、町社会福祉協議会を経由して、三重県社会福祉協議会長に提出する。

（３）貸付金の種類

ア　総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）

イ　福祉資金（福祉費、緊急小口資金等）

ウ　教育支援資金（教育支援費、就学支度金）

エ　不動産担保型生活資金（一般世帯向け、要保護世帯向け）

３　母子、父子、寡婦福祉資金の貸付

（１）貸付の対象

配偶者のない女子（男子）であって、現に20歳未満の児童を扶養している者及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の対象となっている寡婦等

ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とする。

（２）借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申請書（町役場に備付）に関係書類を添付して、町役場を経由して県に申請する。

（３）貸付金の種類

ア　事業開始資金

イ　事業継続資金

ウ　修学資金

エ　技能習得資金

オ　修業資金

カ　就職支度資金

キ　医療介護資金

ク　生活資金

ケ　住宅資金

コ　転宅資金

サ　就学支度資金

シ　結婚資金

４　恩給担保貸付金

（１）借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申込書（日本政策金融公庫に備付）に証書及び貸付証明書を添付して、日本政策金融公庫に提出するものとする。

（２）貸付金の限度、期間

貸付額　恩給年額の３倍以内の額、ただし、最高は2,500,000円とする

償還期限　３年以内

第３　被災者に対する雇用確保等

町は、被災者の生活の安定のために、次に掲げる雇用求人の開拓、臨時職業相談所の開設等を講じるよう関係機関に働きかけを行うものとする。

１　通勤地域における適職求人の開拓

（１）職業転職者に対する常用雇用求人の開拓

（２）復旧までの間の生活確保を図るための日雇求人の開拓

２　巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

（１）災害地域を巡回する職業相談の実施

（２）収容場所における臨時相談所開設、職業相談

３　「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付

第４　罹災証明書等の交付

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、災害発生後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

第５　税その他公的徴収金の徴収猶予、減免等

災害により被災した住民に対しては、基本法第85条の規定により、それぞれの法律又は条例の規定に基づき、公的徴収金の猶予及び減免措置を実施し、被災者の民生の安定に寄与するものとする。

１　国税の徴収猶予、減免等

（１）災害等による期限の延長

国税通則法第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

（２）災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定に基づき、震災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

２　県税の減免及び期限延長

（１）県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行うものとする。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図るものとする。

（２）各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長するものとする。

３　町税その他公的徴収金の徴収猶予及び減免等

町においては、被災者の町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予、納期等の延長、その他公的徴収金の徴収猶予及び軽減、減免について、それぞれの町の条例の定めるところに従って必要な措置をするものとする。

第６　郵便業務に係る災害特別事務取扱援護対策

災害が発生した場合において、災害の態様、被災者、被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

１　被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

２　被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

３　被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

４　被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

第７　公営住宅の建設及び住宅金融支援機構資金のあっせん

１　公営住宅の建設

災害により住宅を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅政策として、県及び町は、

必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、町及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

２　住宅金融支援機構資金のあっせん

県及び町は、被災地の滅失家屋を調査し、住宅金融支援機構に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査を早期に実施して、被害復興資金の借入の促進を図る。

第８　生活必需物資、災害復旧用資機材の確保

防災関係機関は、災害復旧に当たって被災者の生活必需物資の確保に努めるとともに、災害復旧用資機材の調達、輸送等に努めるものとする。

第２節　激甚災害の指定

第１　基本方針

大地震の発生に伴う被害が甚大であり、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等について定めるものとする。

第２　対策

１　知事は、町の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせるものとする。

２　町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

３　関係各班は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。

第３　激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、「激甚法」に規定されている事業に対し援助する。

「激甚法」の対象となる事業は次のとおりである。

なお、昭和43年11月22日、中央防災会議において、局地激甚災害指定基準が決定され、これが局地激甚災害指定基準要綱により特定の市町村に係る局地的災害についても「激甚法」第２条にいう激甚災害とされる。

１　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（１）公共土木施設災害復旧事業

（２）公共土木施設災害関連事業

（３）公立学校施設災害復旧事業

（４）公営住宅災害復旧事業

（５）生活保護施設災害復旧事業

（６）児童福祉施設等災害復旧事業

（７）老人福祉施設災害復旧事業

（８）身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業

（９）障害者支援施設等災害復旧事業
(10) 婦人保護施設災害復旧事業
(11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
(12) 感染症予防事業
(13) 堆積土砂排除事業
(14) 湛水排除事業

２　農林水産業に関する特別の助成
（１）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
（２）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
（３）開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
（４）天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
（５）森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
（６）土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
（７）共同利用小型漁船の建造費の補助
（８）森林災害復旧事業に対する補助

３　中小企業に関する特別の助成
（１）中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
（２）事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

４　その他の特別の財政援助及び助成
（１）公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
（２）私立学校施設災害復旧事業に対する補助
（３）市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
（４）母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
（５）水防資材費の補助の特例
（６）り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
（７）小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
（８）雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第３節　被災者生活再建支援制度

第１　基本方針

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が拠出した基金活用により、被災者生活再建支援金を支給し、その自立した生活の開始を支援する制度である。

第２　適用基準及び支給条件

異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

１　適用基準
（１）対象となる自然災害
被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害は、次のいずれかに該当する自然災害とする。
ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村の区

域にかかる自然災害

イ　10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害

ウ　100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県の区域にかかる自然災害

エ　ア又はイの市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）の区域にかかる自然災害

オ　ア～ウの区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）の区域にかかる自然災害

カ　ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）の区域にかかる自然災害又は２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）の区域にかかる自然災害

（２）対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、①全壊世帯、②半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、③長期避難世帯、④大規模半壊した世帯、⑤大規模半壊に至らないが相当規模の補修を要する世帯に対し、住民の被害程度に応じた支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じた支援金（加算支援金）を支給する。

＜複数世帯の場合＞　（単位：万円）

区　　分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設、購入	100	200	300
	補　　修	100	100	200
	賃貸（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設、購入	50	200	250
	補　　修	50	100	150
	賃貸（公営住宅以外）	50	50	100
中規模半壊世帯	建設、購入	―	100	100
	補　　修	―	50	50
	賃貸（公営住宅以外）	―	25	25

＜単数世帯の場合＞　（単位：万円）

区　　分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設、購入	75	150	225
	補　　修	75	75	150
	賃貸（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設、購入	37.5	150	187.5
	補　　修	37.5	75	112.5
	賃貸（公営住宅以外）	37.5	37.5	75
中規模半壊世帯	建設、購入	―	75	75
	補　　修	―	37.5	37.5
	賃貸（公営住宅以外）	―	18.7	18.7

第３　支援金支給手続き

町は、支援金支給窓口を開設し、支援金支給対象者の申請書を受付け、速やかに県へ提出するものとする。

第４　被災者生活再建支援制度の周知

町は、被災者に対して、臨時広報紙の発行やパンフレットの配布等により、当該被災者生活再建支援制度について周知の徹底を図るものとする。

第５章　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１節　総　　則

第１　推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第３条第１項の規定により、菰野町が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことを受け、法第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震に関する事項、南海トラフ地震臨時情報等の発表時の対応に関する事項等を定め、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第２　推進計画の位置付け

この計画は、法第５条第２項の規定に基づく推進計画として、菰野町防災会議が定める。また、この計画は、南海トラフ地震に関して特に重要な対策等について特筆して定めることとし、南海トラフ地震を含めた全ての地震に対する予防、応急対策、復旧等については、菰野町地域防災計画震災対策編に準ずるものとする。

第２節　南海トラフ地震の発生形態

第１　南海トラフ地震の発生形態

南海トラフ沿いの大規模地震は、発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすという視点は引き続き重要であることから、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして社会が混乱するおそれがあるもののうち、典型的な３つのケースについて、現象が観測された場合の防災対応を検討する。

以下に、半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下「半割れケース」という。）、一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下「一部割れケース」という。）、ゆっくりすべり／被害なしケース（以下「ゆっくりすべりケース」という。）の概要及び社会状況、防災対応の方向性を示す。

１　半割れケース

（１）半割れケースの概要

・南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合を想定する。

・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード　（以下「M」という。）8.0 以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価する。

・想定震源域の７割程度以上が破壊された段階で、おおむね想定震源域全体が破壊されたとみなす。しかし、未破壊領域でも引き続き大規模地震が発生する可能性は否定できないた

め、時間差をもたずに想定震源域の７割程度以上が破壊された場合でも本ケースとして扱う。

・なお、プレート境界以外で発生したM8.0 以上の地震については、プレート境界で発生するM8.0 以上の地震と比べプレート境界に対する直接的な影響は少ないと考えられるため、プレート境界の地震と同等には取扱わず、後述の一部割れケースとして取扱う。

・Ｍ８クラス以上の地震が７日以内に発生する頻度は十数回に１回程度で（７事例／103 事例）、これは、通常の 100 倍に相当する頻度である。

（２）半割れケースで想定される被害及び社会状況

・震源地付近の地域を中心に非常に強い揺れと高い津波が起こり、甚大な被害が発生し、政府では、緊急災害対策本部が設置される。

・地震発生後、南海トラフ全域の沿岸地域に緊急地震速報や大津波警報及び津波警報が発表され、当該津波予報区の住民は緊急避難所（指定緊急避難場所）へ避難する。

・その後、半日から１日で大津波警報及び津波警報から津波注意報に切り替えられる。

・これを受け、被災地域では、緊急避難所（指定緊急避難場所）へ避難している住民は、自宅の被害状況を踏まえて収容避難所（指定避難所）への移動又は帰宅を始める。広範囲にわたり電気、ガス、上下水道、通信サービス等のライフラインが停止し、多くの道路で亀裂、沈下等による不通が生じ、鉄道や空港などの交通インフラも停止するなどの状況の中で、被災者の人命救助を第一とした切迫した応急活動が開始されている。

・被災地域以外では、緊急避難所（指定緊急避難場所）へ避難している住民は帰宅を始める。交通インフラが一時停止するものの、安全確認後に再開され、ライフラインには大きな被害はなく通常の営業を継続している

（３）半割れケースの防災対応の基本的な方向性

・最初の地震により甚大な被害が生じていることが想定されることから、まずは、被災地域の人命救助活動等が一定期間継続すると考えられるため、後発地震に対して備える必要がある地域は、このことに留意する必要がある。また、自らの地域の暮らしの観点や、被災地域への支援の観点からも、住民の日常生活や企業活動等を著しく制限するようなことは望ましくない。そのため、大規模地震発生の可能性や社会的な受忍の限度に加え、上記の視点も踏まえ、基本的な防災対応は以下のとおりとする。ここで行う防災対応を「巨大地震警戒対応」と呼ぶ。

・被災地域で甚大な人的、物的被害が発生している状況において、後発地震に対して備える必要がある地域では、最初の地震に対する緊急対応を取った後、自らの地域で発生が懸念される大規模地震に対して、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応を取り、社会全体としては地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持していくことが必要である。

２　一部割れケース

（１）一部割れケースの概要

・南海トラフ沿いで大規模地震に比べて一回り小さい地震（Ｍ７クラス）が発生した場合を想定する。

・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価する。

・また、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で発生したM7.0 以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱う。

・Ｍ８クラス以上の地震が７日以内に発生する頻度は数百回に１回程度で（６事例／1,437事例)、これは、通常の数倍程度の頻度である。

・異常な現象が観測される前の状況に比べて数倍程度高い。

（２）一部割れケースで想定される被害及び社会状況

・Ｍ７クラスの地震が起こり、震源域付近の地域では、強い揺れを感じる。

・最初の地震の震源域に近い一部の沿岸地域では緊急地震速報、津波警報等が発表され、住民は避難する。その後、半日程度で津波警報から津波注意報に切り替えられ、緊急避難所（指定緊急避難場所）へ避難している住民は帰宅を始める。

・交通インフラやライフラインに大きな被害は発生せず、多くの地域で人的、物的にも大きな被害が発生していない状況である

（３）一部割れケースの防災対応の基本的な方向性

・住民や企業は、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等を中心とした防災対応を取る。ここで行う防災対応を「巨大地震注意対応」と呼ぶ。

３　ゆっくりすべりケース

（１）ゆっくりすべりケースの概要

・ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合を想定する。

・上記の現象が観測された場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価する。

・南海トラフでは前例のない事例であり、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっているといった評価はできるが、現時点において大規模地震の発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はない。

（２）ゆっくりすべりケースで想定される被害及び社会状況

・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において、ひずみ計等で通常と異なるゆっくりすべりが観測されているものの、揺れを感じることはなく、また、津波も発生せず、交通インフラやライフライン等は通常どおりに活動を続けている。

・その一方で、前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めている。

（３）ゆっくりすべりケースの防災対応の基本的な方向性

・住民や企業は、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等を中心とした防災対応を取りつつ、気象庁から発表される地震活動や地殻変動に関する情報に注意を払う。ここで行う防災対応を「巨大地震注意対応」と呼ぶ。

第３節　南海トラフ地震臨時情報

第１　南海トラフ地震臨時情報

１　南海トラフ地震臨時情報の種類

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁が発表するもので、以下の四つがある。

・南海トラフ地震臨時情報（調査中）

観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合に発表

・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

想定震源域のプレート境界で、M8.0以上の地震が発生した場合に発表

・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

想定震源域又はその周辺でM7.0以上の地震が発生した場合（プレート境界のM8.0以上の地震を除く。）、想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合に発表

・南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合に発表

２　南海トラフ地震臨時情報発表の流れ

南海トラフ地震臨時情報発表の流れは、次のとおりである。

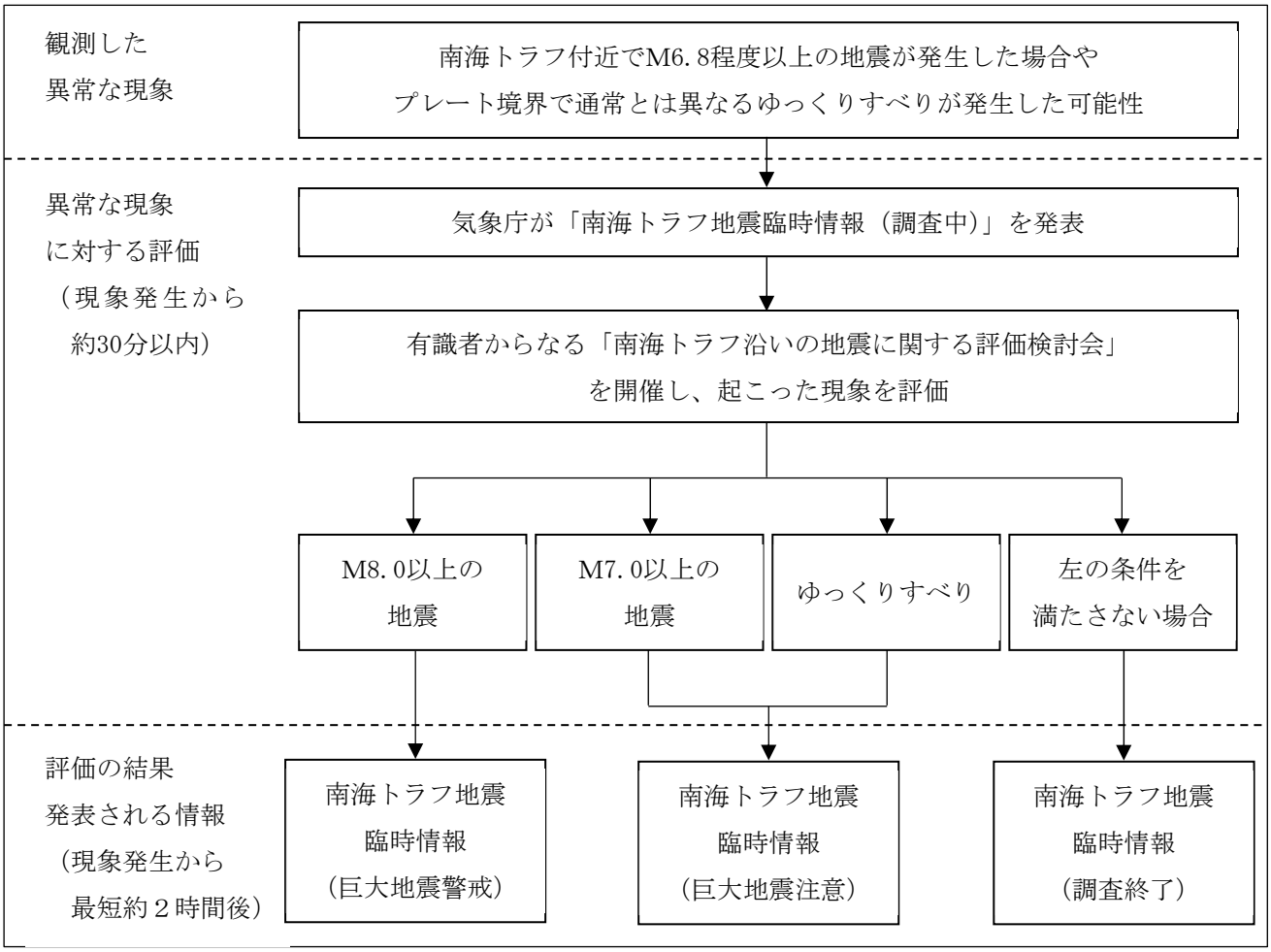

第２　南海トラフ地震臨時情報発表後の住民の防災対応の流れ

南海トラフ地震臨時情報発表後の住民の防災対応の流れは、次のとおりである。

<table>
<tr><td></td><td>半割れケース
M8.0以上の地震</td><td>一部割れケース
M7.0以上の地震</td><td>ゆっくりすべりケース</td></tr>
<tr><td>発生直後</td><td colspan="2">個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備、開始</td><td>今後の情報に注意</td></tr>
<tr><td>（最短）
２時間程度

１週間</td><td><u>巨大地震警戒対応</u>
・日頃からの地震への備えを再確認する等
・避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難</td><td><u>巨大地震注意対応</u>
・日頃からの地震への備えを再確認する等
（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td rowspan="4"><u>巨大地震注意対応</u>
・日頃からの地震への備えを再確認する等</td></tr>
<tr><td>２週間</td><td><u>巨大地震注意対応</u>
・日頃からの地震への備えを再確認する等
（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td rowspan="3">・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
<tr><td>すべりが収まったと評価されるまで</td><td rowspan="2">・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
<tr><td>大規模地震発生まで</td><td>・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
</table>

第３　最も警戒すべき期間

一般的に、避難等の平常時と異なる防災対応を長期間継続することは現実的に困難であること、短期的には大規模地震発生の可能性は時間とともに低下することから、ケース毎に最も警戒する期間としては、最初の地震発生後「１週間」を基本とする。

なお、「巨大地震警戒対応」の場合、最も警戒すべき１週間の経過後は「巨大地震注意対応」に切り替えられるが、この場合の「巨大地震注意対応」の期間については、対応切り替え後１週間を基本とする。

また、ゆっくりすべりケースは、定量的な地震発生の可能性の評価ができず、あらかじめ定めた期間を対象に防災対応を強化することが困難である。しかし、現象の収束時期については、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間の様子を見て、新たな変化が見られなかった場合にその変化は概ね収束したと評価することができるため、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまで「巨大地震注意対応」を取ることとする。

第４節　時間差発生等における防災対応

第１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における防災対応

１　情報収集、連絡体制の整備

気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表し、同内容について県から町に対し連絡があった場合には、南海トラフ地震準備体制を取るものとし、直ちに災害警戒本部員会議を開催する。なお、既に災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置されている場合は、災害警戒本部員会議に代えて、災害対策本部員会議を開催するものとする。

２　住民等への広報

南海トラフ沿いの地震が発生した場合、町に大きな被害をもたらすのは強震動（理論上最大震度６弱、ごく一部６強）であることを踏まえ、住民へ呼び掛け等を行い、最大限の減災を図るものとする。

３　町有施設等の点検

各所属は、町が所管する施設のうち、住民が利用する施設や防災上重要な施設や設備について、最大限に機能が発揮できるよう点検を行う。また、町有施設以外の各所属の関連施設の点検についても、施設管理者に対し周知する。

４　大規模地震発生後の災害応急対策の確認

各所属は、菰野町地域防災計画に定める項目が最大限かつ早急に実施できるよう、必要な確認を実施するものとする。

第２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における防災対応

１　住民等への情報伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、国、県等からの情報文を受信し、コミュニティＦＭ緊急割込放送設備、町行政情報メール、町ホームページ等の多様な手段を用いて住民等へ伝達する。

２　避難対策等

（１）住民の行動等

住民は、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、家具の固定状況、非常持ち出し袋、避難場所、家族との安否確認方法等、日頃からの地震対策の再確認等を行った上で、地震が発生した場合に危険性が高い場所を避け、できるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で安全な行動を取りながら日常生活を行うことが重要である。

原則として、町が一律の避難を求めることはせず、避難所の開設は行わないため、不安のある住民は、親類宅や知人宅への避難をあらかじめ検討する必要がある。

（２）広域避難の受入れ

沿岸部の市町で、津波による災害リスクが明らかに高い地域においては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表により避難を行う地域の検討がなされていることから、町は、沿岸部市町から事前避難者の受入れ要請があった場合には、避難所を開設し、受け入れるものとする。

３　帰宅困難者に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における帰宅困難者の保護のため必要なときは、避難所等を設置するものとする。

第３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における防災対応

「第２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における防災対応」の「１　住民への情報伝達」及び「２　避難対策等（１）住民の行動等」に準ずる。

第５節　南海トラフ地震に関する教育及び広報

第１　社会的混乱の防止

大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震や津波が起きるといった誤解により、生活必需品の買い占め、避難者の殺到等の社会的な混乱が発生しないようにする必要がある。

このため、町は、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合に取るべき対応について広報に努め、実際に防災対応を取る際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるようにするものとする。

第２　住民に対する教育及び広報

住民が南海トラフ地震及び臨時情報の正しい知識と判断を持って行動できるよう、町ホームページ、町防災ラジオ、広報紙等により次の事項について広報する。

１　南海トラフ地震に関する知識、南海トラフ臨時情報等の内容及びこれに基づき取るべき対応
２　予想される被害想定に関する知識
３　地震が発生した場合における出火防止、近隣の人と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上取るべき行動に関する知識
４　各種情報の入手方法
５　防災関係機関が講ずる応急対策等の内容
６　各地域における避難所及び避難路に関する知識
７　避難生活に関する知識
８　日頃から住民が実施できる生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
９　住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容